

官報

号外 昭和四十三年三月十八日

第五十八回 衆議院會議録 第十三号(一)

昭和四十三年三月十八日(月曜日)

議事日程 第八号

昭和四十三年三月十八日

午後一時開議

- 第一 昭和四十三年度一般会計予算
- 第二 昭和四十三年度特別会計予算
- 第三 昭和四十三年度政府関係機関予算
- 第四 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)
- 第九 森林法の一部を改正する法律案(第五十五回国会、内閣提出)
- 第十 日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

沖繩及び北方問題並びにその他の固有領土に関する対策樹立のため委員二十五人よりなる特別委員会を設置するの件(議長発議)

中央更生保護審査委員会委員任命につき同意を求めの件

公共企業体等労働委員会委員任命につき同意を求めの件

日程第一 昭和四十三年度一般会計予算

日程第二 昭和四十三年度特別会計予算

日程第三 昭和四十三年度政府関係機関予算

日程第四 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第九 森林法の一部を改正する法律案(第五十五回国会、内閣提出)

日程第十 日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

五十五回国会、内閣提出)

日程第十 日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時六分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

議員愛知探一君から、三月二十一日より四月二日まで十三日間、議員永末英一君から、三月二十一日より四月三日まで十四日間、議員井岡大治君から、三月二十七日より四月十日まで十五日間、右いずれも海外旅行のため請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

特別委員会設置の件

○議長(石井光次郎君) 特別委員会の設置につきおはかりいたします。

沖繩及び北方問題並びにその他の固有領土に関する対策樹立のため委員二十五名よりなる特別委員会を設置したいと思ひます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

ただいま議決せられました特別委員会の委員は追って指名いたします。

数字で、結局総合収支三億五千万ドルの赤字という見通しは、大幅に狂うのではないかと。なお、日本の貿易規模から見て、二十億ドルを割るような外貨準備は少な過ぎるし、特にそのうちの金保有量があまりに少ないではないか。」という趣旨の質疑があり、これに対しては、「アメリカの輸入課徴金については、これを取りやめるよう再三米内閣の反省を促しているし、今後その阻止に全力を傾けたい。万一実現した場合の対策については、関係各省で検討している。日本の対米貿易は、総額の三〇％程度で、アメリカ依存というよりは、当然ながら、多角的貿易に進むことはもちろん必要であり、そのため種々の努力を払っている。中国貿易の拡大も願うところであり、輸銀融資については、ケース・バイ・ケースで処理したい。国際通貨としてのドルの価値を強化することは、日本のためでもあるので、できるだけの協力はしたいが、円の価値を弱めるようなことまでして協力しようとは考えていない。現在のところ、中期債券の購入は考えていないし、三次防衛計画されている以外に兵器を購入することも考えていない。ユーロダラーを利用するのは、金融調達の多元化の方針によつたもので、アメリカで調達するよりも、金利は割り安であると思う。金市場の混乱に対しては、アメリカ自身の財政経済の引き締めによる国際収支の改善、及び関係各国の協力により、鎮静への努力が払われている。わが国は、IMFを中心とする国際通貨体制の維持、及び国内経済の強化による国際収支の改善により、円の価値を維持したい。四十三年度の輸出の伸びを一五・二％と見込んだのは、世界貿易の伸びを七％程度と見込み、これに日本の輸出弾性値を乗じた

もので、輸出振興策の強化により、これを達成したいと思う。その他国際収支の面において、種々の困難はあろうが、何とか切り抜けて、年度後半には収支を均衡させることができると思う。なお、外貨準備は、現在の状態で十分だとは思われない。三十億ドル程度のものは保有したいと思う。金保有量が少ない点については、外貨で運用するほうが有利であるという理由もあるが、結局金を買ふ余裕がなかったためである。」という趣旨の答弁がありました。

次に、税制につきましては、「総理は、配当分離課税について、一月三十一日の本会議において、「今日の状況で、いつまでもこれを守っていくというものではありません。」と答えているが、総理の意思としてその廃止を税制調査会に付議する考えはないか。今回の間接税の増徴は、所得税を納めていない低所得階層に過大な負担を課するものではないか。国鉄定期運賃の値上げに際し、交通費の免税点を引き上げるべきではないか。地価抑制の一方法として、土地の開発利益に課税する方途を講ずべきではないか。私学援助のため、これに対する寄付金の減免税を強化すべきではないか。」という趣旨の質疑がありました。これに対しては、「本会議の答弁は、税の公平性の立場上、政策的減税が慢性化することは避けなければならないから、実情に応じて処置をとるべきである」ということを述べたもので、配当分離課税は、あと二年の期限内に、税制調査会の意見等も聞いて、その後の処置を検討したい。間接税は、国民所得水準、物価水準に比べて相対的に軽くなっているのので、調整の意味で増徴したが、一部の品目については従来どおりとする」とも、生

活保護等社会保障を強化しているので、低所得者の負担が不当にふえることはないと思う。交通手当の免税点については、従来公務員の交通手当の改正に即して改正しているので、今後の公務員の交通手当の問題と関連して考えたい。土地の開発利益に対する課税には種々の困難な問題があるが、現在、土地税制を一括して税制調査会に諮問しているのので、その答申を待つて検討したい。寄付金の減税については、四十三年度の税制改正においても、四十二年度引き続きその範囲を拡大している。」という趣旨の答弁がありました。

以上のほか、質疑は、ベトナム和平の促進、核拡散防止条約または核兵器使用禁止協定に対する態度、安保条約の事前協議の運用、米沿岸警備隊の日本駐留の根拠、沖繩返還と核基地の取り扱、B52の沖繩駐留、北方領土の返還と北方漁業安全操業の確保等の外交問題をはじめ、政府の憲法に対する認識、非核三原則と非核武装決議に対する態度、物価の抑制及び再販充価格維持契約の規制、行政機構の改革及び防衛庁、公社、公団等高級職員との関係企業への就職の規制、小等原復帰後の措置、同和対策、防衛庁の研究開発計画及びパージ購入契約の内容、自衛隊の治安出動、自衛隊のはやぶさ演習及び菊演習並びに松前・パインズ協定、米原子力航空母艦寄港の際の警察行動、いわゆる大阪タクシー事件の捜査内容、京都府教育長未承認の理由、児童手当の創設等社会保障の充実、水俣病及びイタイイタイ病対策、米価及び米審委員の構成、石炭企業の統合、住宅対策及び地価対策、過密都市対策及び過疎地域対策、地方公共団体超過負担の解消、政治資金規正法の改正、その他国政の各般にわたり、きわめて熱心に

行なわれ、政府からそれぞれ答弁がありました。詳細は会議録をこらん願うことといたしまして、説明を省略させていただきます。

昨日、質疑終了後、日本社会党、民主社会党及び公明党の各党から提出された予算三案を撤回のうえ編成替えを求めるとの趣旨について、それぞれ趣旨説明がありました。その内容は会議録をこらん願うことと存じます。

かくて、予算三案及び三党の動議を一括して討論に付したところ、自由民主党は、政府原案に賛成、三党の動議に反対、日本社会党は、自党の動議に賛成、政府原案及び民主社会党、公明両党の動議に賛成、政府原案及び日本社会党、公明両党の動議に賛成、政府原案及び民主社会党、公明両党の動議に反対、日本社会党、民主社会党の動議に賛成、政府原案及び日本社会党、民主社会党の動議に反対、日本社会党は政府原案及び三党の動議に反対の討論を行ない、採決の結果、三党の動議はいずれも否決され、予算三案は多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 昭和四十三年度一般会計予算外二件に対しては、北山愛郎君外十三名から、三件につき撤回のうえ編成替えを求めるとの動議が提出されております。

昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるとの動議

昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算、昭和四十三年度政府関係機関予算、昭和四十三年度

特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関
予算については、政府はこれを撤回し、政府の
経済財政政策を左記基本方針により根本的に転
換し、そのうえにたつて編成替えることを要
求する。

右の動議を提出する。
昭和四十三年三月十七日

提出者

- 北山 愛郎 山内 広
 - 山中 吾郎 畑 和
 - 久保 三郎 中澤 茂一
 - 加藤 清二 横山 利秋
 - 阪上安太郎 田中 武夫
 - 大原 亨 森本 靖
 - 梅崎弥之助 川崎 寛治
- 賛成者
安宅 常彦 外百二十二名

日本経済をめぐる内外の情勢は深刻であり、自
民党政府による安易なドル依存と大企業中心の高
度成長政策はあきらかな行き詰まりを示してい
る。

第一に、政府は、ポンド・ドル不安による国際
経済環境の悪化を軽視し、安易なドル依存政策を
とつて、国際収支と金・外貨準備の改善を怠ると
ともに、インフレ政策による景気刺激で経済成長
をはかつてきたが、その結果、日本経済の動向を
制する国際収支は、構造的に弱体化してきてい

る。この危機は、佐藤内閣が昨年の日米共同声明
いらい積極的に核安保、アジア安保への道に踏み
だし、ドル防衛協力、防衛力増強、東南アジア援
助肩代わり等大きな重荷を背負うことによつて一
層促進されている。

第二に、大企業中心の無計画な設備投資を軸と
する高度成長政策は、インフレ、物価高を恒常化
する一方、住宅、交通、福祉施設等国民生活に密
着した社会資本の不足をもたらして生活環境を悪
化させ、社会保障を圧迫し、農村の荒廃、中小企
業の倒産等さまざまなゆがみや格差を生むに至つ
ている。

これらの矛盾は、資本自由化にともなう国内産
業の再編合理化、アジア開発途上国にたいする政
府援助の増大、ポンド・ドル危機のもとでの国際
競争の激化、日米安保体制下での軍事化の要請等
きびしい国際環境の結果さらに拡大している。
政府は、四十三年度予算編成にあつてこうし

た行き詰まりを打開するため、いわゆる「財政硬
直化」と国際収支大幅赤字解消、ドル防衛協力を
名をかりて、自らの重大な失政のあと始末を国民
に押しつけようとしている。

政府が今になつて「財政硬直化」を理由に受益者
負担を前面に押しだしてきた意図は明白であつ
て、それは国債政策の破たんときびしい国際経済
環境に対処するため、国民負担の増大を基礎とし
てより大がかりな資本蓄積、海外援助、軍事力拡
充の体制をたてなおすことにある。

政府の昭和四十三年度予算の内容を一言にして
いえば、ドル依存と軍事化、大衆生活圧迫の戦後
最悪の予算であり、その結果は次のような諸矛盾
を激化するものである。

- (1) 「抑制型予算」と称しながら実質的な膨脹予算
を組み、景気刺激を促進する一方、景気抑制を
金融引締めにより中小企業や大衆に犠牲をし
ている。
 - (2) 防衛関係費や警察費の増大、ドル防衛協力、
海外経済協力をすすめる、日本経済軍事化とアメ
リカ従軍の傾向を強めている。
 - (3) 「財政硬直化」を理由にする受益者負担原則に
基づき、公共料金値上げその他諸経費の大衆負
担化がはかられている。
 - (4) インフレ物価高を促進するだけでなく、物価
調整減税もなく実質増税と民生安定費の圧縮に
より税の不公平と格差の拡大がはかられてい
る。
 - (5) 「補正なし総合予算」の名のもとに公務員給
与、生産者米価を圧迫し、将来にわたる所得政
策導入の条件整備、食糧制度の原則の骨抜きが
はかられている。
 - (6) 財政法に違反して、予備費、繰越明許費、国
庫債務負担行為などを濫用し、憲法と財政民主
主義を破壊しようとしている。
- また、地方財政を圧迫し、さらに地方自治を
後退させようとしている。

一 経済財政政策転換の基本方針

わが党は、政府が経済財政政策を根本的に転換
し、次の基本方針に基づいて予算を編成替える
よう強く要求する。

第一に、国際収支の改善については、輸入を誘
発する割合の高い大企業の設備投資規制、兵器輸
入の停止、高級ぜい沢品の輸入制限、社用消費の
抑制などに重点をおき、引締めの犠牲を最小限に
とどめ、当面する中小企業の危機に対しては、大
幅な特別融資を行なうなど、必要な措置を講ずべ
きである。

第二に、防衛関係費は、平和友好の外交理念の
もとに大幅に削減すべきである。これとともに、
ドル依存の貿易構造を転換し、対社会主義国貿易
を拡大して、日本経済の自主性の基盤を強化す
る。海外経済協力は、対象国の社会改革と住民福
祉の向上と見合つて行なうべきである。

第三に、いわゆる財政硬直化の解決は、高度成
長によつて利益をうけた大企業、資産所得者の負
担によつて行なうべきであり、財源は年々一兆円
におよぶ税の優遇措置の整理、防衛費の削減等
より調達すべきである。こうした措置に見合つて
赤字国債はすみやかに廃止すべきである。

第四に、公共料金の値上げ停止ならびに独占価
格、地価高騰の抑制等総合的な物価安定策を推進
すべきである。また、住宅、交通、社会保障、教
育など民生安定予算の充実はかかる一方、中小企
業、農業の経営基盤を強化すべきである。

第五に、政府はことさらに総合予算主義と称し

て、あらかじめ予算に枠をはめ貸金、米価を抑えようとする意図しているが、現行財政法のもとでは、従来も総合予算主義がとられてきているのであり、必要に応じて補正予算を組むこともまた当然である。この弾力的な財政運営により、人事院勧告の完全実施と食糧制度を堅持する等、経済情勢の変動と国民生活の実態に即した財政運用を行なうべきである。

第六に、国の予算は、憲法、財政法の規定するところにしたがい、国会を通じて国民に公開されるという原則に基づいて運用されるべきである。このため予算の形式、説明資料の提出、審議方法などにつき根本的に改善すべきである。

二 予算編成替えについての重点要綱
 (一) 防衛費および反動経費の削減と海外経済協力の是正

(1) 第三次防衛計画を中止し、国庫債務負担行為の濫用をやめ、防衛関係費を削減する。また警察機動隊手当等公安関係の反動経費を削減する。兵器輸入は停止する。

(2) 放漫無計画かつ反動政権のてこ入れとなる海外経済協力をとりやめ、現地住民の福祉と自立につながるよう改める。

(二) 税制の改革と国債の削減

(1) 大企業、金持ち優遇の租税特別措置を廃止し、法人利潤税を採用して税の公平と税収の確保をはかる。

(2) 生活費に課税せずの原則に立ち、勤労者、

中小企業に対して大幅減税を行ない、所得税は五人家族百万円まで無税とする。

(3) 大衆課税である酒・タバコ等間接税の増税は中止し、法人の交際費、政治献金に対する課税を強める。徴税は民主的に行なうことも大口脱税をきびしく捕そくする。

(4) 国債は四十五年までに全廃をめぐに、本年度は六千億円以内にとどめる。

(三) 物価の安定

(1) 国鉄定期代、消費者米価等の公共料金を値上げせず、そのための財政措置を講ずる。

(2) 独占物価を引下げ、不公正な協定を禁ずるため公正取引委員会の強化、再販制度規制立法を行なう。また物価安定のための民主的かつ強力な物価安定調査会を設けるとともに、消費者基本法を制定する。

(四) 社会保障の拡充

(1) 生活保護基準を一般勤労者世帯の水準に近づけるよう基準の大幅引上げを行なうとともに、各種社会福祉施設に対して、十分な財政措置を講ずる。

(2) 老齢、障害、母子(準母子)福祉年金を大幅に引き上げ、各種年金制度に物価スライド制を確立し、そのための国庫負担を行なう。

(3) 原爆被爆者援護対策を強力に推進し、同和対策は答申を即時完全実施する。また国立療養所の特別会計移管はとりやめる。

(五) 労働政策の充実

(1) 公務員給与の引上げは、最小限人事院勧告の完全実施をはかる。

(2) 公務員労働者の生活権をおびやかす公務員の定員削減、人員整理は行なわない。

(3) 失対賃金を大幅に引き上げ、物価上昇分と一般賃金水準の引上げに見合う十分な予算措置を行なう。

(4) 石炭産業については国有化を早急に実現し、再建をはかり、あわせて炭坑労働者の雇用の安定をはかる。

(六) 住宅難の解消と土地対策

(1) 低家賃住宅の大量供給のため、公営住宅の大量建設をはかり、五箇年計画で二百七十万戸建設を目標として予算を大幅にふやす。

(2) 地方公共団体の超過負担を解消するため、建設単価の引上げ、用地費補助の大幅増額、公共関連施設の整備充実をはかる。

(3) 総合地価対策を推進し、良好低廉な土地の大量供給を確保する。

(4) 交通安全対策等の確立
 (1) 交通安全施設のための予算を増額し、歩道橋、ガードレール等の整備を行なうとともに、交通安全センター、児童公園などの充実をはかる。

(2) 救急医療体制の確立および被害者保障のため、自動車損害賠償責任保険の限度を六百万円に引き上げ、さらに運転労働者の労働条件、安全環境の改善をはかる。

(3) 通勤輸送を拡充するため、大衆輸送機関の整備、建設資金の確保、地方中小私鉄の整備のため投融資を拡大する。

(七) 公害、災害の絶滅

(1) 公害対策基本法にともなう法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(2) 水保病、イタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被害者の救済措置に万全を期す。

(3) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(八) 教育費・父母負担の軽減

(1) 憲法の「義務教育無償」の原則をつらぬき、父母負担の軽減をはかる。また私学に対して大幅な援助を行なう。

(2) 幼稚園、無認可保育所を含めた保育所の量、質の向上と教諭、助教諭、保育の増員や待遇改善、身分の確立をはかる。

(3) へき地教育、特殊教育の振興のための財政措置を行なうとともに、教職員に対する超過勤務手当の支給、学校警備員制度の確立をはかる。

(九) 科学技術の振興

(1) 科学技術振興のため、政府支出の割合を高め、科学技術振興費を大幅に増額する。

(2) 基礎研究充実のため、研究費、研究体制、研究員の待遇等の改善をはかる。研究開発に

は自主、民主、公開の原則を確立する。

(3) 原子力の平和利用、宇宙開発の平和利用は嚴重に守り、軍事研究はすべて中止する。他方、公害、災害防止、海洋開発等生活向上のための研究を強力に推進する。

(四) 中小企業対策の確立

(1) 中小企業の当面する危機に対処するため二千億円以上の特別融資を行なう。

(2) 中小企業従業員の共同宿舍、共同給食施設、労働福祉センター等の建設を助成する。

(五) 農林漁業の振興

(1) 食糧制度を堅持し、生産者米価は生産費所得補償方式で支持し、消費者米価は家計の負担にならぬようすえおく。

(2) 土地改良、草地造成は全額国費で行ない、農業経営の共同化を推進し、生産性と食糧自給度を高める。

(3) 農林業、漁業に対する長期低利融資を拡充する。とくにまた、被災農漁家、開拓農家の固定負債をたな上げし、制度融資による借りかえ措置を講ずる。

(六) 地方財政の拡充

(1) 財政硬直化を口実としたしわよせを防ぎ、地方債の繰上げ償還や、交付税の困への貸付けをやめ、財源の再配分を通じて地方自主財源の強化をはかる。

(2) 大都市財源を充実するため、都市的性格の財源を大幅に与える。また地方交付税を充実

し、農山漁村の過疎地域に対する傾斜配分を強める。

(四) 財政投融資計画の改革

(1) 財政投融資計画の運用方法を改め、農業、中小企業の近代化、住宅、生活環境整備、各種公営企業の経営改善などに重点的にふりむける。

(2) 財政投融資計画は、一般会計、特別会計、地方財政計画をはじめ政府債、地方債計画と一体のものとして作成し、国会の議決事項とする。

○議長(石井光次郎君) この際、その趣旨弁明を許します。北山愛郎君。

〔北山愛郎君登壇〕

○北山愛郎君 私は、日本社会党を代表して、政府の昭和四十三年度予算三案につき、これを撤回のうえ編成替えを求め、動議の趣旨を弁明するものであります。(拍手)

動議の内容については、すでに印刷配付されてありますので、私はその要旨のみを御説明いたしたいと存じます。

いま、内外の政治経済情勢は、激しく流動いたしております。特にこの数日來の金買い付け旋風といわゆるゴールドラッシュはついに金恐慌となつて、ワシントンにおける金プール七カ国の緊急会議は終りましたけれども、世界通貨不安の前途

はまことに楽観を許さないものがあるのであります。

ことに憂慮されますのは、わが国の円の状態であります。東京為替市場では、ドル買い、円売りが激しくなり、日本銀行は三日間で五千万ドルの外貨を放出したといわれております。西ヨーロッパではドルが売られているのに、東京では円売り、ドル買いが激しくなっているという事は、憂慮せずにはおられない事態であります。(拍手)

このような円の動揺は、世界通貨不安を甘く見て、国際収支の安定と外貨準備の充実を怠った佐藤内閣・自民党の重大な失政によるものであり、政府はその責任を免れることはできません。(拍手)

わが党は、数年前からドル不安について政府の注意を喚起し、安易なドル依存に注意し、外貨準備の改善を要望してきましたが、政府はわれわれのことは少しも耳をかさなかつたのであります。私自身が、この議場で、昭和三十五年秋の金価格の暴騰のとき、また三十七年のドル不安の際と、二度にわたつてこの点を主張いたしました。

が、時の政府はにべもない返事をされたことを思い出さすのであります。この国会の冒頭でも、わが党議員の代表質問に対し、経済企画庁長官は、社会主義政党が金のことを心配することはおかしいというふうないんぎん無礼な答弁をされたのであります。社会党は、もちろん社会主義の実現を目標としておることは言うまでもありません。しかし、それだからといって、いな、それだから

こそ、わが国の経済が破産したりするようなことに無関心ではおられないのであります。(拍手)

日本経済が行き詰まつて、自主性を失い、ますます外国の干渉を受けなければならぬような事態におちいることに重大な関心を持つことは、むしろ当然でございます。あえて言うならば、社会主義政党から金や外貨準備の心配をされるような資本主義の政府これが、だらしがないと言ふはかはないのであります。(拍手)

このように情勢は激しく動き、この予算案編成当時の状況とも大きく変わつてきておるのであります。本予算がまだ衆議院も通つておらないのに、政府は早くも三千億円の財政繰り延べを検討しておると聞いておりますが、そのこと自体が、この予算案の再検討、再編成の必要性を雄弁に物語っていると申さなければなりません。(拍手)

かし、直面する経済の危機は、外部の条件の変化からのみ生じたものではありません。佐藤内閣の政策の破綻、失敗から生じておるのであります。第一に、ドル、ポンド不安を軽視して、その備えをしなかつたため、特に四十二年度の政策失敗によつて、国際収支悪化の最悪事態において世界通貨危機のあらしを迎えたことであります。

第二には、大企業中心の設備投資を軸とする高度成長政策が、インフレ、物価高を招き、安易な国債発行と放漫な財政支出がいわゆる財政硬直化となつてきたことでもあります。農村の荒廃と中小企業の倒産、所得と財産の格差を広げ、教育、医

際、交通、住宅に大きな矛盾とゆがみを積み重ね、公害と事故をふやし、経済の成長が人間のしあわせにつながらないという矛盾を累積したことであります。

しかるに、政府の予算案は、これらの矛盾と破綻を是正するどころか、一そうこれを激化しようとするものであります。国際収支の危機と財政窮乏をよそにして、防衛費と海外経済協力を優先して増額し、国民に対しては、財政硬直化を口実にして増税と物価高を押しつけ、対米追従、経済の軍事化、国民生活圧迫の反動政策を強行しようとしておるのであります。われわれが、このような

国民生活圧迫の政府予算案の撤回を求め、わが国経済の平和的な自立のために、国民大衆の福祉につながる経済発展のために、その根本的な再検討と再編成を要求することは、しごく当然といわなければなりません。(拍手)

社会党の組み替え要求の第一点は、国民の出血を最小限にとどめながら、国際収支のすみやかな改善をする有効な対策を要求するものであります。

政府は、金融引き締めによって総需要を抑え、輸出下ドライブをかけて国際収支改善をやらうという間接的な景気調整策を昨年九月以来続けておりますが、この措置は、一昨年以來のものすごい利益をあげた主要産業の設備投資を抑える力を失い、引き締めの結果は、いたずらに中小企業を圧迫し、倒産に拍車をかけておるのであります。この

ような出血と犠牲をふやしながら効果の薄い景気調整策は再検討すべきであります。

われわれは、この際、輸入を誘発する度合いの高い主要産業の設備投資を計画的に規制すること、また、外国からの兵器購入を停止して七千万ドルの外貨を節約すること、六千億円に及ぶ会社との交際費の課税を強化して社用消費を抑えること、高級ぜいたく品の輸入を抑制するなど、直接かつ具体的で速効性のある国際収支改善策をとることが、この際緊要であると主張するものであります。(拍手)

第二には、防衛費を大幅に削減し、海外経済協力を是正し、また対米依存の貿易構造を直直し、中ソなど社会主義圏との貿易を飛躍的に拡大し、多角的かつバランスのとれた貿易構造に是正することを要求するものであります。

防衛庁予算は、表面上三百五十億円だけの増額であります。予算外の国庫債務負担行為と継続費で千七百九十六億円を裏金として、将来の予算を先食いして膨大な兵器の注文をやらうとしておりますが、これは明らかに国際収支を悪化させ、財政硬直化の原因をつくり、経済の軍事化と兵器汚職をふやすものであります。(拍手)われわれは、千五百八十億円の防衛庁国庫債務負担行為の中止、兵器購入の打ち切り、繰り延べによって、防衛費を大幅に縮減することを要求するものであります。

また、中国貿易の拡大は、今日、国民的な至上

命令であります。東からは輸入課税金、西からは開発途上国の特惠関税の脅威にはさまれ、ベトナム戦後の変動に備えるためにも、この際、政府は、吉田書簡はもちろんのこと、政経分離のお題目を捨てて、断固中国との政府間交渉を開始し、経済文化交流を拡大すべきであります。(拍手)

い上げて二千億円など、国税だけでも七千億円程度の増収は可能であり、その一部を整理して酒、たばこの増税と国鉄定期代の値上げをやめ、所得税標準世帯百万円までの非課税の実現は、決して無理ではないのであります。これによって大企業優遇、金持ち天国、勤労者地獄の税制を、この際根本的に改めなければなりません。(拍手)

第三に、いわゆる財政硬直化の解決には、大衆の負担に転嫁することなく、経済成長によって大きな利益を受けた大企業や資産所得者階層の負担

に、とりあえず四十三年度は六千億円以内にとどめることが適当であると思ひます。

財政窮乏の原因は、直接には物価高の恒常化、国債発行の失敗、放漫な財政支出などによるものであります。取るべきところから税金を取らないうで、年々一兆円にも及ぶ大企業と金持ち階級の減税を続けたための歳入の不足が、その大きな原因であることも明らかであります。勤労者課税は先進国に比べて重いのに、国民所得に対する租税負担率は諸外国に比べて著しく低いのであります。

第四に、政府の公共料金主導型の物価値上げ政策をやめて、酒、たばこはもちろん、国鉄の定期代、消費者米価の引き上げを行わず、特に地価対策については宅地課税を強化し、膨大な不労所得を吸い上げて、土地投機による値上がりを取り止める措置を四十三年度から実施すべきであります。

このことは、税金の取れる大法人、資産家からは軽い税金しか取っていない、反面、働く者に重税がかかっていることを端的に示すものであります。

第五に、われわれは、政府の補正なし総合予算主義の名のもとに企図しておる公務員賃金のくぎづけ、米価のスライド制に反対し、受益者負担と称して医療費、交通費、電話料金等公共料金の値上げを大衆に押しつけることに強く反対するものであります。

われわれの推計によれば、租税特別措置の整理で一千五十億円、減価償却の適正化で約一千億円、法人交際費の課税で一千億円、個人株主の配当控除、法人受け取り配当の益金不算入制度の整理及び法人利潤税の導入で二千億円、合計五千五十億円、その他土地値上がりによる不労所得の吸

すでに、国民大衆は重い税金と税外負担で苦しんでおる。また、政府の財政投融資の財源の大半は、郵便貯金、厚生年金、国民年金、簡易保険など大衆の零細な貯蓄、実に二兆五百七十八億円が

官報(号外)

その財源であります。これらの大衆の貯蓄こそ、公共料金の抑制のために十分に利用されるべきであります。政府が補正を組まないといつても、経済を野放しにして物価値上がりや黙認しておるのは、それはできない相談であります。もしその意図が、財政を固定化することによって経済の安定を意図しておるものであるとするならば、それが逆であつて、大のしつぽを持って頭の向きを変えさせようとするのにひとしいナンセンスであるといわざるを得ません。(拍手)

第六に、経済高度成長から生じた教育、社会保険、住宅、交通安全、公害などのひずみと社会資本の不足などの対策は、財政硬直化を理由として抑制することはきわめて不当であります。

生活保護基準、各種年金の引き上げと物価スライド制、原爆被災者や同和対策の強化、身体障害者対策、交通安全施設の充実、水保病、イタイイタイ病対策、交通事故被災者の自動車賠償保険の限度額の引き上げ、大量輸送の拡充などについても、十分な予算措置を要求するものであります。

また、教育費の父母負担の軽減、幼稚園や無認可保育所を含む保育施設の助成、僻地の振興などとともに、恵まれない教育、社会福祉施設に働く人々の待遇改善措置に特別の配慮をすべきであります。

住宅対策については、特に公営住宅五カ年二百七十万户建設を目標として予算を増額し、総合地価対策と並行して用地の供給を改善することを

要求するものであります。

第七には、中小企業、農林漁業対策であります。

中小企業に対しては、下請の保護の問題、零細企業に対する無担保、無保証融資の拡充及び個人事業税などの減税等々を行なうべきであります。中でも当面する金融窮乏を救うために、国の金融機関を中心として二千億円以上の緊急融資ワケの増大と、恵まれない中小企業労働者の社会保険、教育、レクリエーションの施設、福祉対策を進めることを要求するものであります。(拍手)

農業の中心課題は、食糧制度の堅持であり、再生産を保障する農産物価格支持であります。また、土地基盤整備の全額国庫負担と経営共同化推進によつて、わが国の農業が米中心だけの、米大黒柱の農業ではなくて、米と畜産と果樹、三本柱の上に日本の農業を確立するための長期の計画と、これに伴う予算をわれわれは要求するものであります。

また同時に、固定負債に悩む災害農家あるいは漁民、開拓農民の負債整理の立法、財政措置を推進すべきであります。

第八に、地方財政については、中央集権化から生ずる義務的経費の増大と、自主性の喪失によつて一そう地方財政は困難を加え、実態は国の財政よりもむしろ硬直化しているといふべきであります。

この根本解決は、もちろん中央と府県、市町村

の事務と財源の再分配によつて、自主財源を充実するほかないのであります。特に大都市、農漁村ともに悩みとしておる過密、過疎対策の実現、実行のために、その財源と融資の配分を適正にし、特に本年度、四十三年度において国が地方自治体から四百五十億円の借り入れをするというような変則な措置は、この際取りやめるべきであると思ふのであります。

最後に、私は政府に対し、憲法、財政法に規定する財政民主主義を厳守し、国の財政が国会を通じて正しく国民に公開されることを強く要求するものであります。

予算委員会の審議中に、^{防務}官衛庁の国庫債務負担行為の予算が指摘され、技術研究開発費、半自動警戒管制装置、すなわちバツジの予算が追及され、政府は明快な答弁ができなかったためであります。防衛庁長官のごときは、みずから「契約金額がだんだんふえてもいしかげになつていゝのは不愉快である。それでも会計法違反ではないぞうだ。」と人ごとのような答弁をやつて、世間をあらんとさせたのであります。財政法や会計法がこのようなためを許しておるのではありません。政府が財政法、会計法を正しく守らず、国庫債務負担行為を乱用しておることにその根本原因があるのであります。(拍手)

さらに指摘したいのは、国庫債務負担行為の一部、防衛庁関係だけで千五百八十億円のうち約九十三億円が歳出予算に重複して計上されておるこ

とであり、この予算案をそのまま議決するならば、それだけ余分の財政権限を政府に与える結果となることでもあります。これは財政法第十五条第一項に違反する疑いのある措置であり、これが正しく糾明は正されなまになつていゝことに、私は深い遺憾の意を表せざるを得ません。(拍手)

国庫債務負担行為のみならず、繰り越し明許制度を乱用し、政府がかつてに議決予算の政策的繰り延べを行なうなど、行政執行上の便宜のために国会を軽視し、財政法のじゅうりんをするところとは、まことに目に余るものがあるのであります。私は、これらの財政法違反を正すためにも、本予算案を全面的に組み替え、再提出することを要求して、越旨説明を終わるものであります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これより、予算三件に対する討論と、動議に対する討論を一括して行ないます。順次これを許可します。小川半次君。

〔小川半次君登壇〕

○小川半次君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和四十三年年度一般會計予算、同特別會計予算、同政府関係機関予算の三案に対し、賛成の意を表明し、日本社会党提案の編成替えを求める動議に反対をいたすものであります。(拍手)

さて、わが国は昨年九月以降、財政、金融両面

にわたって一連の景気調整策を講じており、この措置は、御承知のとおり、国内景気の過熱を抑え、経済成長の鈍化を通じ、国際収支の均衡をはかろうとするものであります。しかして、ここに最も注目されなければならないことは、わが国の経済財政の体質と、これを取り巻く国際的環境が、過去幾たびかとられてまいりました調整期に比べて、きわめてきびしいものがあることとあります。すなわち、国内的には国債発行下における景気調整であること、自由化の進展、労働力需給の逼迫のもとで、民間設備投資は根強い基調にあること、さらに国際的には、ポンド切り下げ、ドル防衛の強化、なかんずくアメリカの輸入制限措置の新設の動きなど、まことに容易ならざる情勢に直面いたしておるのであります。

明年度予算は、かかる内外経済のきびしい諸条件を十分に認識し、すみやかに国際収支の改善をはかり、経済の効率化と財政体質の改善を通じ、長期にわたってわが国経済発展の基礎を強化するための必要な諸施策を留意した、国民の期待に十分こたえ得る予算であると、衷心より賛意を表する次第であります。(拍手)

以下私は、本予算の特徴とも申すべき二、三の点に触れてみたいと思ひます。

第一は、国際収支の改善を目ざし、財政規模を適度に圧縮していることとあります。

このたびの国際収支の赤字の背景を見ますならば、民間設備投資が前年度に対し約三〇%とい

う、予想を上回る増加をいたし、また、賃金の大幅上昇を背景として、個人消費支出の伸びは、前年度に対し一五%以上、農村等においては約二〇%という著しい伸びを示しているものであります。このことは喜ぶべき一面をも持っておりますが、その結果は、輸出余力の低下、輸入の増加をもたらす。したがって、当面とるべき施策は、金融面もさることながら、この際は、特に財政面に重点を指向し、需要の圧縮に極力つとめなければならぬものと考えるのであります。

明年度一般会計予算は、前年度補正後、予算に比べ一一・八%、財政投融资計画は一三%の伸びであります。世論の一部には、四十二年予算より四十三年度に繰り延べた予算額や、国立療養所の経費を特別会計へ繰り入れた金額などを調整すると、予算規模は二三・一%程度となつて、経済成長見込み一二・一%を上回るから、景気抑制型とは言いがたいという批判もあるものであります。しかし、財政規模と景気の動向との関係を見る場合には、中央、地方を合わせた政府の財貨サービス購入額で推計することが本筋でありまして、単に国の一般会計予算規模のみをもって論ずることは当を得ないと申すべきであります。

(拍手)

ところで、明年度の政府の財貨サービス購入の伸び率は一一・七%で、名目経済成長率一二・一%を下回り、これまた、ここ十年來最も低い伸び率であります。さらに、景気に刺激の強い公共事業費は、毎年二〇%前後の伸び率であったのに対し、明年度は七%の増加にとどめ、また歳入面においても、需要効果の大きい公債財源を大幅に削減し、その依存率を前年度当初の一六・一%より一〇・九%に引き下げたことは、まことに時宜に適した措置と考える次第であります。

第二の特徴は、財源を適正かつ効率的に配分いたしていることとあります。

財政規模を圧縮し、窮屈な財源の実情にかかわらず、予算及び財政投融资計画を通じ、低所得者対策など社会保障の充実、交通安全、公害対策の強化、住宅対策の拡充、農業、中小企業等低生産性部門の近代化と物価の長期安定、輸出振興と経済協力の推進など、当面重要な諸施策等については、いずれも予算全体の平均伸び率を大幅に上回り、きめこまかく手厚い措置を講ずる等、最善を期していることは、佐藤内閣の人間尊重の姿勢を如実に物語るものと確信をいたすものであります。(拍手)

消費者物価の動向は、最近やや落ちつきを示しておるやに見受けられますが、いまだ必ずしも楽観を許さざるものがあります。上昇の要因は、その根は深く、かつ多面にわたっていることは御承知のとおりであります。ここ数年の傾向を見て

まいりますと、上昇寄与率で大きな比重を占めておりますものは、農、水、畜産、食品、個人サービス、中小企業製品等であつて、そのウェイトは八〇%以上となっております。もとより、これらの部門の価格や料金の上昇をささえているものとして、流通コストの増大も無視することはできませんが、要は、これら生産性向上の困難な職域に従事する人々の賃金、所得が、他の高い生産性部門で働く人々並みの賃金、所得へと近づきつつあることが、物価上昇の背景となつていことは、きわめて明瞭な事実であります。

二重構造といわれるわが国産業の中にあつて、賃金格差が年を追つて縮まりつつあることは喜ぶべき現象であります。このことが、消費者物価を押し上げていることも事実であります。したがって、その影響を消費者へ転嫁されることを避けるため、農業、中小企業等の近代化、労働力の流通促進、競争条件の整備、流通部門の拡充など、生産性の向上に施策を集中し、明年度においては、物価対策関連予算として五千四百五十億円を計上いたしておることは、当を得たものと思ふのであります。

物価を問題とする場合、私どもは国民として常に念頭に置かなければならぬことは、一面において消費者であり、他面において生産者として、物価構成の要素をなす賃金、所得の獲得者であるという因果関係にあることとあります。しかしてまた、賃金、所得の向上は、常に生産性の向

上によつてのみその表現が期せられるということ
を忘れてはならないのであります。

このような關係に着目するならば、物価対策の
基本は、要するに國民經濟全体の賃金の上昇が
生産性の上昇率の範囲内に見合うよう節度が保た
れることが絶対的要件でなければなりません。

(拍手)総評の一万円ベースアップ、同盟の一四
のベースアップの要求は、明年度の經濟成長率を
勘案し考慮するならば、生産性の向上を大幅に上
回つた要求であることは何人もこれを認めざるを
得ないところであり、しよせん、これらの要求
は、残念ながら物価値上げの要求であるものと断
ぜざるを得ないのであります。(拍手)

第三は、財政硬直化の打開であります。

財政は、由来、一方において資源の配分、他面
において景氣調整という両面の機能を持つもので
あります。したがつて、もし経費の内容が固定化
し、弾力性を失ふならば、時代の要請に応じた資
源の配分も期待し得なくなるのみか、そのときど
きの景氣の情勢に対応して、財政の面より經濟の
安定した成長を助けるという使命を果たし得なく
なります。かかる意味で、硬直化の問題を、単な
る経費の増大を抑制するとか、財源不足の一つの
対策とかといった皮相的な角度で論ずることは、
大いなる誤りと申さなければなりません。

顧みますれば、過去十年間、わが國經濟はまれ
に見る高度成長を遂げてまいり、その結果、毎年
巨額の自然増収を生じ、これを財源として減税、

公共事業、社会保障など、近代福祉國家建設の諸
条件を幅広く、しかもきわめて早いスピードでな
し遂げてまいつたことは、刮目に値するところで
あります。しかしながら、その反面、國民の周
に、國の福祉サービス、自己の負担と何ら關係は
ないといふことがとき、いわば自己責任原則を忘れ
て、安易に國に依存しようという憂慮すべき風潮
が醸成されてきたことも見のがし得ない事実であ
ります。

一方、わが國經濟の今後の成長は、雇用、國際
収支、物価などの要因により、鈍化の傾向をたど
るのであらうと想像されますが、このよつた時期に
際し、負担は極力低きを求め、受益はますます高
きを求めるといつたムードは、いまにして払拭し
なければ、先行き大きな禍根を残す結果となるの
ではないかと心配されるのであります。(拍手)イ
ギリスや西ドイツのわたちを踏むことは、断じて
避けなければなりません。この際、國民各自が、
負担と受益との対応している關係について明確な
認識を持つことは、きわめて肝要と存じます。ま
た、経費使用の効率化を一そう徹底化することも
必要であります。政府は、明年度予算で、総合予算
主義を採用し、他方、補助金の整理、合理化を一そ
う推進するとともに、官庁機構についても一省一
局の削減、さらにまた行政需要の増大に伴い、や
むを得ない増員を織り込みながら、なお総定員を
約六百名縮減いたしたることなど、硬直化要因の芟
除にきびしい態度を貫かれたことは、高く評価し

なければならぬと考へるものであります。(拍手)
しかし、問題の本格的解決はこれからでありま
しょう。なぜかならば、硬直化の要因は、単に財
政のみではなく、広く従来の制度、慣行に根をお
ろしていることが明らかであるからであります。
この意味で、明年度予算は、まさしく硬直化打開
の第一歩を踏み出したものであり、硬直化の打開
こそ、わが國が長期にわたつて繁榮する緊要な措
置であることに思いをいたすとき、明年度予算
は、質的にその意義きわめて重要なものであつ
て、あすの繁榮を約束する希望に満ちた予算であ
ることをかたく信じて疑わぬものであります。

(拍手)

以上、申し述べました諸点から見て、明年度予
算は、当面せるわが國經濟社會の諸課題に積極的
に取り組み、それらの解決に万全を期せんとして
いるものであり、長期的には、わが國經濟の安定
ある成長を保障するものと信ずるものであります
が、由来、安定せる社會の建設は、ひとり政府の
施策のみでその効を期しがたいのであります。國
民一人一人が、当面せる諸情勢と、問題の所在を
的確に認識し、企業も、個人も、節度ある行動を
とることにより、実を結ぶものと信ずるのであり
ます。過当競争に基づく投資、レジャー産業への
巨額の投資、ぜいたくな消費物資の輸入増の傾
向、まさに昭和の元祿であります。國際均衡を無視
して、國際收支問題解決にいと安易な道を選ぶ
ことの対価は、まことに大きいものがあることを

銘記しなければなりません。この際、特に國民の節
度ある行動を期待してやまないものであります。
次に、國際情勢に關し、特に政府に一言申し上げ
たいのであります。

御承知のとおり、本年年頭に発表されたアメ
リカのドル防衛政策は、世界經濟に大きな波紋を
投じ、さらに引き続き、輸入課徴金制度の導入に
踏み切りそつた氣配を濃厚にしてまいりました。
これら輸入制限措置の実施は、わが國貿易に直接
に深刻な影響を与える問題であるばかりでなく、
世界的に見て、まことに危険な傾向であると思
うのであります。もし各國それぞれ対抗措置をとる
とするならば、世界貿易の拡大に大きな障害とな
るのであらうことは明らかであります。特に、最
近、世界は空前のゴールドラッシュに襲われ、金と
ドルの結びつきを基礎として組み立てられたIM
F機構が崩壊するのではないかと懸念されてお
ります。

政府においては、これらに対し、目下あらゆる
角度から善処されようとしておられますが、この
際一そう衆知を結集し、対策に最善を期せられる
よう、強く希望いたしますとともに、予算及び財政投
融資等の執行にあつても、時宜に適した弾力的
運用をはかられるよう、この際要望申し上げる次
第であります。

最後に、社會党提案の組み替え案について、一
言申し上げます。

社會党の組み替え案は、その基本方針におい
て、わが党と所見を全く異にするものであり、ま

た、その内容においても、現状において表現不可能な要求であり、残念ながらわれわれは賛成することは断じてできないのであります。

以上、政府提出の三案に賛成いたし、日本社会党提出の組み替え動議に対し反対いたし、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 横山利秋君。

〔横山利秋君登壇〕

○横山利秋君 私は、日本社会党を代表して、政府提出の昭和四十三年度一般会計予算をはじめ各予算に対して反対、北山愛郎君外十三名提出にかかるとる編成替えを求める動議に賛成し、以下その理由を述べて、同僚諸君に訴えたいと思ひます。(拍手) われわれは、毎年度予算の重要な審議に参加してまいりましたが、本年ほどさまざまな問題が起こり、また本年ほど予算案の中に日本の歴史的な問題が提起された年はないと痛感するのであります。

その第一は、倉石前農林大臣の憲法無視の発言から起こった十数日の空白でありました。私は、全野党の一致結束した戦いによって、閣僚が憲法を守るべき条項を定めた憲法第九十九条を議院が再確認し得たことを心から喜ぶものであります。

(拍手)しかしながら、この問題の本質は、倉石個人にあることばもちろんであります。実は佐藤内閣並びに自由民主党の体質に根ざしていることは疑いをいれない問題であります。(拍手)すなわち、憲法改悪を心に秘めながら、それを当面は空

洞化し、時期来たりなば衣を脱ぎ捨てるのではなにかとは、国民のひとしく不安としているところであります。この際、わが党が国民を通じて政府・与党に対決を迫っておりますように、参議院選挙を通じて護憲改憲かの態度を明らかにして、国民に信を問うことが倉石問題の本質を明らかにする根本である。政府・与党は、いさぎよくこの挑戦に必ずべきだと痛感する次第であります。(拍手)

第二は、予算審議を通じて明らかにされた防衛庁内部の汚職である。また予算運用の乱脈である。また軍需産業に対し、過去五年に将官百六十四名という驚くべき大量下り人事による防衛庁と防衛産業の結託の疑惑である。さらに防衛庁内部における憲法、国際法、安保条約を無視した演習や、あるいは日米協定や核研究や毒ガス研究の疑いであります。(拍手)

防衛庁長官自身が、予算委員会で、防衛庁は百鬼昼行の疑いがあると言明されましたように、もはや防衛庁は深い黒い霧に包まれている。国民の血税を一般会計四千二百二十億、債務負担行為など千七百九十六億、合計六千億を使って国の安全を守るというべき防衛庁が、まさに日本の政治を腐敗させる温床となりつつあることは言語道断といわなければなりません。(拍手)予算審議の最中に防衛庁の高官が自殺をする、あるいは逮捕されるがごときは、この予算案の背景がいかにどろどろに包まれているかを証明するものといわなければ

ばならぬのであります。(拍手)

第三は、財政硬直化から始まり、次いで深刻なドル不安の上に立ったこの予算案が、危険な対米経済協力力の坂の上から経済混乱の谷底へ転落していく可能性のあることでもあります。

ドル不安は、ベトナムのどろ沼の中から始まっている。そこから足を抜かなければ解決できないことは、だれの目にも明らかである。それにもかかわらず、佐藤内閣は、アメリカのベトナム政策を支持するがゆえに、ドルの価値維持に協力しなければならぬ羽目にみずからを追いつ込んでおる。今後、米国の要請にこたえて、次々と、債権引き受け、兵器購入、輸入課徴金、東南アジア、ベトナム援助の肩がわりを引き受けざるを得ず、いまや、ドルはドル経済史上未曾有の深刻な危機に立っているが、それにもかかわらず、政府は耳を

おおって無為無策に終始して、ドルと無理心中をさせられる日本経済の危機が始まっているのであります。(拍手)それとともに、安保体制のしがらみは、日米間に軍事政策と経済政策が一体化、一心同体となつてきましたし、中小企業や庶民の生活に具体的なしわ寄せを与える結果となつてまいりました。

第四は、一方で物価をつり上げ、他方で驚くべき間接税、酒、たばこ、定期割引などの大増税をしようとしていることが予算の重要な骨格となつて

皮肉にも佐藤総理は、池田内閣当時、その高度

成長政策を非難して世に問うた人である。その人が総理になって以来、政策は改められない、いな、むしろ物価は歴年その当時以上にウナギのぼりになってはありませんか。明年度は、四・八%の消費者物価の値上がりを見込んで、四・八%は政府としてこれにせひとどめる政策目標であると明言すると、すぐそのあとで経済企画庁長官が、十

言うのであります。したがって、他の授業料、交通料金、環境衛生料金から家賃や動物園、博物館に至るものを含め、金融機関やその他の調査機関が指摘しておりますように、おそらく六%以上の物価値上がりとなるのであります。したがって、五分五厘の郵便貯金や銀行の預金をして、物価のほうが高くなっていくのであります。予算委員会が指摘いたしましたように、最近では、預金をして損、借りたほうが得という思想が広が

りつつある。庶民は、預金や生命保険の掛け金をして、結局、物価値上がりで損をする、大企業は、借りた金を物価値上がりを利用して、いながらにして得をするという時代に入ろうとしている。(拍手)貯蓄と金利と物価の悪循環が始まる要素は、まさにこの四十三年度予算の根底となつて

いると思ふのであります。(拍手) 第五は、この明年度予算は、戦後最大といふことばがさらに更新される中小企業の不渡り倒産に

官報(号外)

ります。

中小企業庁みずから認めるように、中小企業は、今日、流通革命、人手不足、金融引き締め、特恵関税、ドル防衛から開放経済等の波を受けて、まさに中小企業存立の基盤をゆり動かされるまでに立ち至っているであります。これに対して、この予算は何をしようとしているのでありましようか。冷酷きわまる放任予算である。農民もまた同じであります、米価審議会からの農民代表迫い出しの政府の意図は明白である。低米価で農民と消費者をけんかして、食糧法を骨抜きにしようとする悪質なものといわなければならぬのであります。(拍手)

第六は、エンタープライズやB52の沖縄常駐、また、プエブロをめぐる極東情勢の緊迫した情勢について、予算委員会をはじめ、国会で、総理以下示した態度であります。

佐世保の市民が示した態度、沖縄全県民の燃え上がるような常駐反対、プエブロ事件による漁民の不安等は、すべて政府の対米一辺倒の施策に対する非難の集中的あらわれであります。(拍手) それにもかかわらず、エンブラ寄港を認め、B52の常駐を許し、プエブロではアメリカをかばって失態を演じた佐藤内閣は、中国貿易に対しても頭迷な方針を依然としてとり続けておる。野党一致の核三原則の提案についても、理由にならぬ理由をあげて、みずからの言明に責任をどううとしな核兵器をつくらず、持たず、持ち込まずと声明しな

がら、安保条約にこと寄せて決議を拒否するゆえんのもの、沖縄を含め、核兵器を有する時期に持ち込もうとする総理の秘められた野心があるにはかならないと考えざるを得ないのであります。(拍手)

佐藤内閣のこのような危険な右寄り政策については、国民の批判が集まりつつある。また革新勢力ばかりではない。与党内部からはうはいついた批判がある。そして、それは近い将来において爆発し、総理自身骨身にこたえなくてはならないときがくるに違いありません。(拍手)

以上の諸点は、予算案審議の中で明らかにされた諸点であります。今後さらに各委員会の審議の中で、ドル依存と軍事化、大衆生活圧迫の戦後最悪の予算の全容が、余すところなく国民の前に明らかにされるであります。

その意味からも、北山愛郎君外十三名の社会党が提出しておりますところの政府案撤回、編成替えを求める動議に賛成の意見をいささか申し述べたいと思ふ。

その基本となるのは、この激動する内外の情勢を正しく把握するとともに、働く国民の名において、誤った経済財政政策を根本的に転換すること要求し、きわめて具体的、建設的であります。その重点の第一は、危機に立つ国際収支の改善策であります。

政府の安易無策、しかも、くずれいくドルに協力の立場をもってしては、円を守り、経済のこの

危機を乗り切ることとは不可能であります。輸入を誘発する割合の高い大企業の設備投資抑制は嚴重に行なうべきであり、物に兵器の輸入などは断じて直ちに停止しなければならぬことは当然であります。(拍手)

アメリカに輸入課徴金の陳情をするよりも、断固たる態度で交渉をすべきであります。この際、吉田書簡の廢棄を宣言し、ドル依存の貿易構造から中ソを含む社会主義貿易を全力をあげて拡大すること、海外経済協力は、先ほども話がありましたように、真に後進国の社会開発と住民福祉の向上を正しく見詰め、そのルートの上でなされるように着実に行なうことが生きた協力となるのであります。

第二は、防衛庁予算の大削減は、けだし当然のことであり、腐敗と汚職、予算乱用等の疑惑に包まれた防衛庁は大粛正を断行すること、人事を刷新すること、財政の弾力性を取り戻すためにも思い切った削減をすることは、国民の強く期待するところであると確信してはばからないのであります。(拍手)

第三の、国、地方にわたる大企業、大口所得者、不勞所得者中心の毎年一兆円に達するであろう税の特別措置を大整理し、税を安く、公平に、わかりやすくすることは、ただに財政のためのみならず、納税者の理解と協力を得、また、徴税の第一線にある職員の仕事をやりにやすくするゆえんであります。積年の問題であり、これを要望する声は天に満ち、地に満ちているのであり

ます。(拍手)

第四は、生活の安定こそ政治の最終目的であるとの観点に立ち、万難を排して公共料金の値上げりをとどめ、独占価格や地価の値上がりを押える総合的な物価安定策を優先実行しなければなりません。公取を強化し、下がるべき独占価格を放置しているものは調査し、引き下げるべきであります。

かくして、税や防衛費によって捻出した財源は、赤字国債の解消とともに、住宅、交通、社会保障、教育、中小企業など、今日まで犠牲を受けた民生の安定に指向することこそ国民の最も要望するものであります。

第五に、私どもは、まやかしの総合予算主義に反対をいたします。なぜなら、財政法そのものが本来総合予算主義によるものであって、今日までの政府のやり方が間違っているのです。必要不可欠の補正予算は当然上程さるべきであって、政府がこの予算を通じて賃金と米価を抑えつけようとしている陰謀は、許されぬこととあります。

また予算の仕組みは、今日複雑にして、乱用や逸脱、国民の目をごまかすやり方が随所にあることは、すでに各方面の指摘されたところであり、この際、憲法、財政法の規定するところに従い、国会を通じ、わかりやすく国民に公開されるという原則は、全く私どもは賛成をするところとあります。私は、以上、予算に反対する理由とわが党の主

張を明らかにしてまいりました。いまやドル不安は世界にみながり、他方、ベトナム戦争におけるアメリカの勝利を考へる人は、おそらく世界じゅう一人もおりません。(拍手)アメリカの公定歩合の引き上げ、金の交換法の廃止、金取引の停止や国際会議の急遽招集など、ドルの国際金融は混乱の極に達しようとしています。ドル不安の原因は、アメリカの年間七兆円に達するベトナム戦費にあることは言うまでもない。アメリカ国民の税金や、日本をはじめ諸国を道連れにして、できもしないベトナムの民族独立闘争を押しつけようとしていることに原因があることは、世界周知の事実ではありませんか。(拍手)

ジョンソン大統領との蜜月旅行を楽しんだ佐藤総理は、秋の大統領選挙の展望をよく分析なさるがいい。当てこともつこは前からはずれるといいますが、アメリカの政治情勢は急変する。ベトナムとドルによつて、ジョンソン政権の土台がくずされようとしている。したがつて、次の会談の機会はないのではなからうかと考へるときに、総理のなすべきことは、社会党提案を受け入れるほかにないではありませんか。(拍手)

四十三年度予算の骨格がつくられ始めたのは昨年の秋ごろであります。ここ数カ月の世界の動きは激動を重ね、しかもわれわれ社会党の指摘し予見したとおりになっている。まだ、つい先月の暮れに、総理は、予算委員会で、ドル不安はそう心配したことはないと思ひ、私どもはドル維持

に協力すると、みえを切つたやさきのことであり、政府の甘い見方を通り越して、情勢の推移はきびしく、貿易収支も困難、物価の見直しも上回る、景気回復の展望はますます暗い、不渡り倒産が大きくなるなど、経済見直しは音を立ててくずれ始めている。その上に立つこの予算案は、まさに砂上の楼閣であると断定してはばからないのであります。(拍手)

昭和四十三年度予算五兆八千八百八十五億九千八百四十五万四千円。これをごろ合わせでいいますと、「イヤイヤゴロハクヤシヨ」となる。つまり、いやいや行くのはくやしよとなる。これは、この予算によつて強引に平和と生活を侵されていく働く国民の気持ち、いやいや行くのはくやしよよと、思いがけなくにもじみ出たのでございませう。(拍手)

しかし、近づく参議院選挙において、国民諸君は、必ずやこのくやしさを、民主政治、伝家の宝刀である一票をもつて、政府・与党に報いるであります。すでに、世論調査によると、三月の佐藤内閣の支持率は、二月に引き続き、二回連続して大幅に低下し、二八・五となりました。驚くなかれ、百人のうち七十二人までは、佐藤内閣を支持していません。(拍手)そしてこの予算案は、佐藤内閣終えんの道に通ずることを予見し、私の政府案反対、社会党案賛成の討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 神田大作君。

「神田大作君登壇」

○神田大作君 私は、民主社会党を代表して、政府提案の昭和四十三年度予算案三案に対し、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

わが党は、さきの予算委員会の採決に際し明らかにしたとおり、政府原案については、わが国内外のきびしい経済情勢に対処し、かつ国民生活の安定向上をはかるため、これを抜本的に組み替え、まず歳入面においては、第一に、正確なる経済成長の見通しと税制における応能主義の原則に立つて、租税自然増収は、政府案より千八百億円の九千九百三十四億円と見込むべきであると思ふのであります。第二は、租税特別措置の廃止と交際費課税の強化によつて約二千億円の増収をはかり、これらを財源として所得税の減税、中小企業減税等約二千五百億円を行なうこととあります。第三は、公債の発行を政府案より千四百億円減じて五千億円とするともに、地方の自主財源確保のため、専売納付金の半額八百八十億円をこの際地方に移管することとあります。

以上によつて、昭和四十三年度の一般会計予算規模は、政府案より約千八百三十億円減額し、総予算規模を五兆六千三百五十五億円とすることが適切であると思ふのであります。

一方、歳出においては、第一に、その規模は、歳入予算規模と同額にすることはもちろんであります。行政改革の断行に伴ひまして、行政費用を約四千五百億円節減すること。第二は、防衛庁

費を約四百十億円削減することとあります。第三は、これらによつて、不況下物価高に苦しんでおるところの国民生活の安定向上を実現するため、物価高抑制、住宅の増設、公害、交通網の除去、社会保障の拡充及び中小企業、農林漁業の近代化等の対策のためこれを増額すべきであると思ふのであります。そのために、約三千八十億円を確保することにいたしましたのであります。

以上により、歳出額の規模は、政府案より千八百三十億円を減額し、現下の経済調整をはかりつつ、国民福祉の拡大をはかったのであります。この立場に立つて、以下、政府案に対する反対の理由を明らかにいたします。

申すまでもなく、わが国の経済は、昨年九月の公定歩合引き上げ、続いてポンドの切り下げ、ドル不安の高まり等によつて、内外の経済要因が大きく変化したにもかかわらず、大企業を中心とする設備投資は依然として根強く、これら内外の経済危機を軽視しておるのであります。本年一月の公定歩合再引き上げによつて、中小企業をはじめ大衆は金詰まりに苦しんでおりますが、大企業はさして影響を受けず、いままなお投資は活発であります。したがつて、従来いわれておりました国際

収支の悪化、公定歩合の引き上げ、輸入抑制と設備投資の抑制といった経済循環の形式はくずれつつあるのであります。政府の予算編成にあたっては、まず何よりもこの景気調整、緊縮財政をもつて国際収支の回復、安定をはかることが第一であ

ります。しかるに、政府予算案は、これに対する配慮が全くなく、むしろ大企業の設備投資を放任、助長するものであります。

第二は、政府の財政政策は、一貫性を欠いておる点であります。

この予算編成が進められている昨秋以来、政府は、財政硬直化を表面に持ち出し、この打開が明年度予算案の最大の課題として取り上げられたのであります。つい最近までは、財政新時代の到来、経済成長等を理由として、公債発行を膨大ならしめ、予算規模を年々膨張させてきたのであります。このたびは一転して、財政硬直化を理由に、実質減税ゼロ、大衆増税、民生支出の圧縮をはかったのであります。このように、その場その場の御都合主義で、財政政策を切りかえる政府の無責任は、これを許すことはできないのであります。

わが党は、財政政策の一貫性を強く主張するとともに、その進むべき方向は、国民の福祉の向上と、経済の計画的調整を効果的に果たすべきであると信ずるものであります。

第三は、政府がとらんとする総合予算主義の矛盾であります。

従来、補正予算計上項目のおもなるものは、人事院勧告によるところの公務員給与の引き上げ費と生産者米価の引き上げに伴う食糧赤字の補てんがおもであります。今回、政府の予算案では、公務員給与費の引き上げを四・五％程度と見込んで

五百億円を計上し、食糧会計の繰り入れは二千四百十五億円で、四十二年度予算と同額であります。これは明らかに公務員給与を不当に押え、生産者米価の強い抑制を意味しておるのであります。政府はこれをしばしば否定しておりますが、米価の最近の情勢はすでに多数の上昇要因が見られ、また、国内米の買入れ量の増加分は、政府見込みのものよりもはるかに超過を予想されております。また、公務員給与は、民間給与の上昇と物価高を考えると、政府の予定を上回することは必至であります。当然これでは補正予算を組まなければならぬのであって、総合予算主義は明らかに矛盾するのであります。

第四は、実質的な大衆増税と大幅なる物価上昇が必至となる予算案であるということでありま。政府は、財政硬直化を最大の理由として、所得減税を千五十億円にとどめ、同時に酒税、物品税の引き上げ及びたばこの値上げをはかり、千九十一億円の増税で差し引きするばかりでなく、実質的には大衆増税をもうろんでおるのであります。国民への公約を無視するこの税制の改悪は、断じてこれを許すことはできません。(拍手)

また、国鉄定期代、電話架設料の大幅値上げ、さらに四年連続して消費者米価の値上げも必至であります。このような公共料金の軒並み引き上げは、政府予算案によって政府みずから行なうものがあつて、まさに政府主導によるところの物価

上昇といわなければなりません。(拍手)

また、公債の発行については、ことしも六千四百億円と膨大な額に達しており、政府財政はこの公債を軸として組まれているといつても過言ではありません。言うまでもなく、政府の公債発行は、何ら長期的な資金調節計画に基づくものではなく、結局は日銀券の増発に終始していることは明瞭であつて、政府みずから財政破綻の墓穴を掘つておるといつても過言ではありません。

以上のごとく、政府は、税制、物価対策及び公債政策を抜本的に再検討し、国民の期待にこたえ得る対策をすみやかに樹立すべきであると思つてあります。(拍手)

最後に、私は、窮乏化する地方財政を健全、安定化するため、専売納付金の地方移管を実施し、もつて地方の財源確保をはかるよう提唱するものであります。

政府予算案の編成に伴い、明年度の地方財政計画を五兆六千五百一十億円としたが、この伸び率は国を上回っているが、その内容は、相変わらずますます中央集権的性格を濃くし、三割自治のワクを一手も出ていないのであります。政府は、自主財源に名をかりて新たに自動車取得税を設けようとしておりますが、大衆化する車両に安易に課税することは、国民大衆に負担を増大させる悪税であります。わが党は、新税の創設によることなく、すみやかに専売納付金の地方移管によって地方財政を確立することこそ、国民の待望するところであ

ります。

いまや、一昨日のロンドン金融市場の閉鎖、ニューヨークにおける金プール七カ国会議の緊急会議等、ポンド、ドルをめぐる金融恐慌の混乱は、またついに、わが国内においても、市中銀行の外国為替業務の停止、ドル買い、円売り等、経済動揺は急速に拡大しつつあります。いまこそ政府は、ドルのかさのもとに安易に追随し、場当たり的な予算編成を繰り返す慣性的な経済財政方針を一てきして、世界経済の構造変化に対処して、わが国が自主的に生き抜く道をすみやかに確立すべきであると存するものであります。(拍手)

この観点を無視した政府予算案に強くわが党は反対を表明して、私の討論を終わりといたします。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 有島重武君。

〔有島重武君登壇〕

○有島重武君 私は、公明党を代表して、政府提出昭和四十三年度予算三案に対し反対の意見を述べるとともに、社会党より提出されております組み替え動議につきましては、多く賛同する面もあるとはいへ、なお若干見解を異にする点がござい。ますので、反対の意を表明するものであります。

激動のゴールドラッシュにおののく世界経済の情勢は、一九二九年以来最悪の事態におちいり、ドルとポンドによる国際通貨体制は、いまや崩壊寸前であることを認めざるを得ません。迫り来る不況の中にあつて、国民の生活を守り、国力の伸

展を確保し、深刻な世界経済の変動に依りてわが国の経済を安定せしめるためには、いかなる対策を講ずべきでありましょうか。

先般米政府は、景気抑制による国際収支の赤字解消、また体質改善による経済の効率化という二つの目標を掲げ、財政金融政策の基本として財政規模の増大を極力抑制し、あるいは公債依存度を大幅に引き下げるといふ方針のもとに、本予算案の編成に当たつたと公言しております。しかるに、当時政府の行なつた情勢分析は、世界貿易の伸びを六・五%、日本の輸出弾性値を二・三と仮定し、四十三年度、わが国の輸出伸び率を一五・二%と見込んだ。そして国際収支の赤字は三億五千万ドルに詰めることができるであろう、そうした前提の上に組み上げられた予算が、五兆八千八百八十五億という巨大な数字の累積となつて提出されたのであります。一体、日本の輸出弾性値が二をこえた先例は、三十四年、三十七年、三十九年の三回に限られ、四十年のように不況下の輸出ドライブがかかつたときで、一・九三にとどまつたという事実をどう考えるのか。国内の不況が相手国の好況によつて救われた過去の事例は、今日世界的な不況シクロナイズのもとにあつては合致しないことを考えますときに、二・三という高い輸出弾性値は、全く甘い希望的な見通しであるとわなければなりません。(拍手)

このように、予算編成の出発点における政府のあまりにも楽観的な姿勢をまず第一に指摘し、強く警告を発するものであります。すなわち、当然予想される輸出競争の激化とこれに伴うコストダウン、また、資本取引面におけるマイナスイ因を考慮いたしますときに、政府の誇示する赤字の解消は全く空中ののじのようなものである。このよるな甘い情勢判断によつて編成された本年度予算は、政府がいかにほど弾力的な運用をすといつても、必ず各所に支障を来し、ついに本来の機能を失つて、国民生活を混乱に導くでありましょう。かかる危険を避けるため、本予算案をそのまま放置することは、断じてならないと主張するものであります。(拍手)

次に、本予算案の性格について申し上げます。政府はこれを抑制型であると発表いたしました。が、その実態は、まぎれもない景気刺激型予算であるという点に注目すべきであります。政府の説明によれば、一般会計の前年度補正後との比は一・八%の増であるから、近年まれに見る低い伸び率であるというのであります。本年度はいわゆる総合予算の形をとつておりますが、結局は補正を避けられないのであります。もし例年どおりに前年度当初の予算との比率をとつてみれば、これは実に一七・五%の大幅増であります。さらに、財政投融資二・三%の伸びが景気刺激の材料であること、また、特別会計に移管された国立療養所の経費百四十一億円、これに前年度の公共事業費の繰り延べ六百十三億、こう見てまいりますと、たとえ国と地方の財政を総合的に考えても、

實質的には国民総生産の伸び率一二・一%をはるかに上回つた、明らかに刺激型の予算である。政府の説明は数字のトリックであると断定せざるを得ないのであります。(拍手)しかも、このような大型予算では、財政による景気調整機能は失われ、国際収支の均衡回復のためには、金融引き締めの強化にたよるほかはありません。この引き締めによつて大きく被害を受けるのは、中小企業であり、国民大衆であることは明らかであります。(拍手)

次に、国債発行六千四百億円について申し上げますと、政府は、公債発行額の圧縮に努力したと説明しておりますが、前年度の未発行額一千億円を残しておる実情にありながら、しかもいま景気を鎮静をはかるべきときに、この額は圧縮ではなく、かえつて膨張であるといわなければなりません。しかも、財政法第四条の公共事業支出のための建設公債の名をかりた赤字公債以外の何ものでもない悪性インフレの要因となるものであります。もし、政府が、本気で公債依存度の引き下げというならば、どうして国債発行ゼロに至るまでのプログラムを明確に示さないのか。すでにわが党は、予算組み替え案で、国債償還期である昭和四十七年度をめどとして、毎年一千億の国債削減を本年度より実施することを示しているのではありません。

歳出については、ここに計上されております物価問題の関係をはじめ、社会保障、文教・科学技術、各種社会資本の整備、中小企業と農林漁業の近代化、交通安全と公害防止並びに地方財政の助成等、細目にわたつて検討すればするほど、不備と矛盾が続々と露出してくることは、先日来行なわれました予算委員会の審議によつても明らかであります。

煩を避けまして、ここでは二、三の例にとどめて申し上げますが、第一に、四千八百十億に達する防衛費の問題であります。昨年十一月の日米首脳会談以後、政府の姿勢は急激に右傾化して、七十年安保改定の機をみさす政府・与党の自主防衛論は、おおうべくもない平和憲法破壊の方向に進みつつあります。この傾向は、単に一防衛費にとどまらず、本年度予算の随所に読み取ることができ重要な問題であり、個々に嚴重に指摘、是正されなければなりません。ひたすらに平和と繁栄を願う国民を思うとき、また、広く世界人類の行く手を考へるときに、核、非核の論争を内に蔵し、黒い疑惑に包まれて再軍備に急傾斜する第三次防

第二に、減税についていへば、政府は、所得税の減税分を、大衆課税的な性格の強い酒、たばこ等の間接税の値上げによつて補い、差し引きゼロにした。このことは、所得税の減税による恩恵を大きく受ける一部の高所得者を除く大多数の国民

昭和四十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号(一) 昭和四十三年度一般会計予算外二件

大衆にとつては、大きな増税となることは明らかであります。減税の財源は、大企業に対する過度の優遇を改廃することによって補てんすべきである。もし真に減税というならば、標準世帯百万円までの免税こそ、先んじて実施すべきであると主張するものであります。(拍手)

さらに、国民生活に最も密着した物価問題についていえば、消費者物価指数四・八%の上昇という政府の見直しは、四十二年度よりのげたばき三・四%を差し引きますと、本年度は一・四に押さなければならぬ。初めから不可能を認めて、努力目標などと逃げております。現在の物価上昇は、政府主導によるところがきわめて大きい。すなわち、公共料金の値上がりが物価高騰のささえになっております。もし政府が公約どおり物価対策に取り組むというならば、まず、公共料金の値上げを停止して、抜本策を講ずべきが当然であります。(拍手)

最後に、住宅対策についていえば、政府の五カ年計画、六百七十万戸のうち、政府施策二百七十万戸、その建設計画の三年目として、本年度の建設戸数はわずかに四十九万六千戸にすぎません。今後二年間で果たすべき百四十万戸の建設を、政府はほんとうにやる気があるのかないのか。少なくとも今日までの伸び率から見れば、この計画実現は不可能に近いといわなければなりません。特に最も住宅難に悩む低所得者のための公営住宅について、わずか九万三千五百戸、六百六十四億とは

何事でありましょうか。これについては、直ちに二倍にせよと訴えるものであります。(拍手)

以上、本予算政府案に対しまして反対の意見を申し述べましたが、しよせんは、政府は勇断をもって現実を正視し、全面的な編成替えをすることこそ緊急の要務であると強く主張いたしました。本討論を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、北山愛郎君外十三名提出、昭和四十三年度一般会計予算外二件につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について採決いたします。

北山愛郎君外十三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立少数。よつて、北山愛郎君外十三名提出の動議は否決されました。

次に、昭和四十三年度一般会計予算外二件を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白

票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(石井光次郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(石井光次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百十五
可とする者(白票) 二百五十五
〔拍手〕

否とする者(青票) 六十
〔拍手〕

○議長(石井光次郎君) 右の結果、昭和四十三年度一般会計予算外二件は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

昭和四十三年度一般会計予算外二件を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

- | | |
|--------|--------|
| 安倍晋太郎君 | 足立 篤郎君 |
| 阿部 喜元君 | 相川 勝六君 |
| 愛知 揆一君 | 青木 正久君 |
| 赤城 宗徳君 | 赤澤 正道君 |
| 秋田 大助君 | 天野 公義君 |
| 天野 光晴君 | 荒木萬壽夫君 |

- | | |
|--------|---------|
| 有田 喜一君 | 井出 太郎君 |
| 井原 岸高君 | 井村 重雄君 |
| 伊藤宗一郎君 | 伊能繁次郎君 |
| 池田 清志君 | 池田正之輔君 |
| 石田 博英君 | 一萬田尚登君 |
| 稻葉 修君 | 稻村左近四郎君 |
| 宇都宮徳馬君 | 宇野 宗佑君 |
| 上村千一郎君 | 植木庚子郎君 |
| 白井 莊一君 | 内田 常雄君 |
| 内海 英男君 | 浦野 幸男君 |
| 江崎 真澄君 | 小笠 公留君 |
| 小川 半次君 | 小川 平二君 |
| 小沢重喜君 | 小澤 太郎君 |
| 小沢 辰男君 | 小淵 恵三君 |
| 大石 八治君 | 大石 武一君 |
| 大竹 太郎君 | 大坪 保雄君 |
| 大野 明君 | 大野 市郎君 |
| 大橋 武夫君 | 大平 正芳君 |
| 大村 襄治君 | 阿崎 英城君 |
| 岡本 茂君 | 加藤常太郎君 |
| 加藤 六月君 | 鍛冶 良作君 |
| 海部 俊樹君 | 桂木 鉄夫君 |
| 金丸 信君 | 金子 一平君 |
| 金子 岩三君 | 上林山榮吉君 |
| 神田 博君 | 亀岡 高夫君 |
| 龜山 孝一君 | 鴨田 宗一君 |
| 飯谷 忠男君 | 川崎 秀二君 |
| 川島正次郎君 | 川野 芳満君 |

| | |
|--------|---------|
| 菅 太郎君 | 菅野和太郎君 |
| 木野 晴夫君 | 本郷 佳昭君 |
| 木村 武雄君 | 木村 俊夫君 |
| 岸 信介君 | 北澤 直吉君 |
| 吉川 久衛君 | 久野 忠治君 |
| 久保田円次君 | 久保田藤麿君 |
| 草野一郎平君 | 鯨岡 兵輔君 |
| 熊谷 義雄君 | 倉成 正君 |
| 藏内 修治君 | 黒金 泰美君 |
| 小泉 純也君 | 小坂善太郎君 |
| 小峯 柳多君 | 小宮山重四郎君 |
| 小山 長規君 | 小山 省二君 |
| 河野 洋平君 | 佐々木秀世君 |
| 佐々木義武君 | 佐藤 榮作君 |
| 佐藤 孝行君 | 佐藤 文生君 |
| 佐藤洋之助君 | 齋藤 邦吉君 |
| 齋藤 憲三君 | 坂田 英一君 |
| 坂田 道太君 | 坂村 吉正君 |
| 坂本三十次君 | 櫻内 義雄君 |
| 笹山茂太郎君 | 四宮 久吉君 |
| 志賀健次郎君 | 始関 伊平君 |
| 権名悦三郎君 | 塩川正十郎君 |
| 塩谷 一夫君 | 重政 誠之君 |
| 篠田 弘作君 | 澁谷 直藏君 |
| 島村 一郎君 | 正示啓次郎君 |
| 白濱 仁吉君 | 進藤 一馬君 |
| 周東 英雄君 | 菅波 茂君 |
| 鈴木 善幸君 | 砂田 重民君 |

| | |
|---------|---------|
| 砂原 格君 | 瀬戸山三男君 |
| 園田 直君 | 田川 誠一君 |
| 田澤 吉郎君 | 田中伊三次君 |
| 田中 角榮君 | 田中 正巳君 |
| 田中 六助君 | 田村 元君 |
| 田村 良平君 | 高橋 英吉君 |
| 高橋清一郎君 | 高見 三郎君 |
| 竹内 黎一君 | 竹下 登君 |
| 谷垣 專一君 | 谷川 和穂君 |
| 千葉 三郎君 | 地崎宇三郎君 |
| 中馬 長猪君 | 塚田 敏君 |
| 塚原 俊郎君 | 辻 寛一君 |
| 坪川 信三君 | 渡海元三郎君 |
| 登坂重次郎君 | 徳安 實藏君 |
| 床次 徳二君 | 内藤 隆君 |
| 中尾 栄一君 | 中垣 國男君 |
| 中川 一郎君 | 中曾根康弘君 |
| 中村 梅吉君 | 中村 寅太君 |
| 中村 廣一郎君 | 中山 榮一君 |
| 中山 マサ君 | 永田 亮一君 |
| 灘尾 弘吉君 | 南條 徳男君 |
| 二階堂 進君 | 丹羽喬四郎君 |
| 丹羽 兵助君 | 西岡 武夫君 |
| 西村 英一君 | 西村 直己君 |
| 根本龍太郎君 | 野田 武夫君 |
| 野原 正勝君 | 羽田武嗣郎君 |
| 葉梨 信行君 | 馬場 元治君 |
| 橋口 隆君 | 橋本登美三郎君 |

| | |
|--------|---------|
| 橋本龍太郎君 | 長谷川四郎君 |
| 長谷川 峻君 | 濱野 清吾君 |
| 早川 崇君 | 原 健三郎君 |
| 原田 憲君 | 広川シズエ君 |
| 廣瀬 正雄君 | 福家 俊一君 |
| 福井 勇君 | 福田 勉夫君 |
| 福田 一君 | 福永 一臣君 |
| 福永 健司君 | 藤井 勝志君 |
| 藤枝 泉介君 | 藤尾 正行君 |
| 藤田 義光君 | 藤波 孝生君 |
| 藤本 孝雄君 | 藤山愛一郎君 |
| 船田 中君 | 古井 喜實君 |
| 古川 丈吉君 | 古屋 亨君 |
| 保利 茂君 | 坊 秀男君 |
| 細田 吉藏君 | 堀川 恭平君 |
| 本名 武君 | 前尾繁三郎君 |
| 益谷 秀次君 | 増岡 博之君 |
| 増田甲子七君 | 松浦周太郎君 |
| 松澤 雄藏君 | 松田竹千代君 |
| 松野 頼三君 | 松村 謙三君 |
| 三木 武夫君 | 三ツ林弥太郎君 |
| 三原 朝雄君 | 箕輪 登君 |
| 水田三喜男君 | 水野 清君 |
| 湊 徹郎君 | 宮澤 喜一君 |
| 武藤 嘉文君 | 村上 勇君 |
| 村上信二郎君 | 毛利 松平君 |
| 栗山 秀君 | 森 清君 |
| 森下 國雄君 | 森田重次郎君 |

| | |
|----------|--------|
| 森山 欽司君 | 八木 徹雄君 |
| 山口喜久一郎君 | 山口シズエ君 |
| 山口 敏夫君 | 山崎 巖君 |
| 山下 元利君 | 山田 久就君 |
| 山手 満男君 | 山中 貞則君 |
| 山村新治郎君 | 和爾俊二郎君 |
| 早稲田柳右五郎君 | 渡辺 栄一君 |
| 渡辺 肇君 | 渡辺美智雄君 |
| 斎藤 寿夫君 | 古内 広雄君 |
| 松野 幸泰君 | |
| 安宅 常彦君 | 阿部 昭吾君 |
| 阿部 助哉君 | 赤路 友藏君 |
| 淡谷 悠藏君 | 井岡 大治君 |
| 井手 以藏君 | 井上 泉君 |
| 井上 普方君 | 伊賀 定盛君 |
| 石川 次夫君 | 石田 有全君 |
| 石野 久男君 | 石橋 政嗣君 |
| 板川 正吾君 | 稻村 隆一君 |
| 枝村 要作君 | 小川 三男君 |
| 大出 俊君 | 大柴 滋夫君 |
| 大原 亨君 | 太田 一夫君 |
| 岡田 利春君 | 岡田 春夫君 |
| 岡本 隆一君 | 加藤 清二君 |
| 加藤 万吉君 | 勝澤 芳雄君 |
| 勝間田清一君 | 角屋堅次郎君 |
| 金丸 徳重君 | 神近 市子君 |
| 唐橋 東君 | 川崎 寛治君 |

否とする議員の氏名

昭和四十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号(一)

昭和四十三年度一般会計予算外二件

昭和四十三年三月十八日、衆議院會議録第十三号(一) 昭和四十三年度一般會計予算外一件 日本開發銀行法の一部を改正する法律案外一案

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 川村 継義君 | 河上 民雄君 | 松前 重義君 | 松本 七郎君 |
| 河野 正君 | 木原津與志君 | 三木 喜夫君 | 三宅 正一君 |
| 北山 愛郎君 | 久保 三郎君 | 美濃 政市君 | 武藤 山治君 |
| 久保田鶴松君 | 工藤 良平君 | 村山 喜一君 | 森 義視君 |
| 黒田 寿男君 | 小林 信一君 | 森本 靖君 | 八木 一男君 |
| 小松 幹君 | 兒玉 末男君 | 八木 昇君 | 矢尾喜三郎君 |
| 後藤 俊男君 | 河野 密君 | 柳田 秀一君 | 山内 広君 |
| 神門至馬夫君 | 佐々栄三郎君 | 山口 鶴男君 | 山中 吾郎君 |
| 佐藤觀次郎君 | 佐野 憲治君 | 山花 秀雄君 | 山本 幸一君 |
| 佐野 進君 | 阪上安太郎君 | 山本 政弘君 | 米田 東吾君 |
| 實川 清之君 | 柴田 健治君 | 依田 圭五君 | 横山 利秋君 |
| 島上善五郎君 | 島本 虎三君 | 渡辺 芳男君 | 麻生 良方君 |
| 下平 正一君 | 田中 武夫君 | 池田 禎治君 | 稻富 稜人君 |
| 田邊 誠君 | 多賀谷貞稔君 | 内海 清君 | 岡澤 完治君 |
| 高田 富之君 | 武部 文君 | 春日 一幸君 | 神田 大作君 |
| 楯 兼次郎君 | 千葉 佳男君 | 河村 勝君 | 小平 忠君 |
| 戸叶 里子君 | 堂森 芳夫君 | 佐々木良作君 | 鈴木 一君 |
| 内藤 良平君 | 中井徳次郎君 | 曾根 益君 | 玉置 一徳君 |
| 中澤 茂一君 | 中嶋 英夫君 | 中村 時雄君 | 永江 一夫君 |
| 中村 重光君 | 橋崎弥之助君 | 西尾 末廣君 | 西村 榮一君 |
| 成田 知巳君 | 西風 勲君 | 門司 亮君 | 本島百合子君 |
| 西宮 弘君 | 野間千代三君 | 吉田 賢一君 | 吉田 泰造君 |
| 芳賀 貢君 | 長谷川正三君 | 吉田 之久君 | 和田 耕作君 |
| 畑 和君 | 華山 親義君 | 浅井 美幸君 | 有島 重武君 |
| 浜田 光人君 | 平林 剛君 | 伊藤惣助丸君 | 小川新一郎君 |
| 広沢 賢一君 | 福岡 義登君 | 大野 潔君 | 近江巳記夫君 |
| 帆足 計君 | 穂積 七郎君 | 岡本 富夫君 | 沖本 泰幸君 |
| 細谷 治嘉君 | 堀 昌雄君 | 北側 義一君 | 小濱 新次君 |

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます

日本開發銀行法の一部を改正する法律案

アジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○議長(石井光次郎君) 日程第四、日本開發銀行法の一部を改正する法律案、日程第五、アジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、一括して議題といたします。

日程第四 日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

日程第五 アジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第四、日本開發銀行法の一部を改正する法律案、日程第五、アジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、一括して議題といたします。

日程第四 日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

日程第五 アジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

す。大蔵委員長田村元君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔田村元君登壇〕

○田村元君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本開發銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、日本開發銀行の業務の円滑な運営に資するため、同行の借入れ及び債券発行の限度額を自己資本の四倍から五倍に引き上げようとするものであります。

すなわち、日本開發銀行の貸し付け等の残高につきましては、自己資本の額と借入れ金等の限度額との合計額を越えてはならないことと定められておりますが、四十三年度における貸し付け計画等からいたしますと、同行の貸し付け等の残高は、四十三年度中にこの限度額を越えることとなるのであります。したがって、この際、同行の借入れ金等の限度額を自己資本の四倍から五倍に引き上げ、これにより、貸し付け等の業務量の限度を拡大し、もって、同行の業務の円滑な運営をはかりとするものであります。

本案につきましては、審査の後、三月十二日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、広沢賢一君は日本社会党を代表して、開銀の融資内容が電力、海運等独占大企業に片寄っていること等を理由として、本案に反対する旨述べられました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもって本案は原案のとおり可決となりました。

次に、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、アジア開発銀行の特別基金に充てるため、政府は、同銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができるとし、同銀行は、同銀行に充てるため発行することができるとし、この国債の発行、償還等に関する事項は、同銀行に対する通常の出資に充てるため発行することができるとし、この国債の場合と同様とするよう定めております。

なお、昭和四十三年度における特別基金への拠出金額は、七十二億円と予定し、四十三年度予算の予算総則で、拠出限度額を七十二億円と定め、その全額を国債で行なうことを予定しております。

本案につきましては、審査の後、三月十二日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、武藤山治君は日本社会党を代表して、特別基金への拠出

を国債で行なうことは妥当ではない等の理由をあげて、本案に反対する旨を述べられました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもって本案は原案のとおり可決となりました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第六、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めま

す。内閣委員理事松澤雄蔵君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔松澤雄蔵君登壇〕

○松澤雄蔵君 ただいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、旭川刑務所の位置を北海道上川郡東鷹栖村に改めること、愛知県西春日井郡豊山村ほか四カ所に入国管理事務所の出張所を設けることなどであります。

本案は、二月二十日本委員会に付託、三月五日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、同十二日質疑を終了し、同十四日採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第七、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。法務委員長水田亮一君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔水田亮一君登壇〕

○水田亮一君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、裁判所における事件の適正迅速な処理をはかる等のため、裁判所職員の数を増加しようとするものであり、その内容は、第一に、高等裁判所における訴訟事件及び地方裁判所における借地非訟事件の適正迅速な処理をはかるため、判事十二人を増員し、第二に、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における事件の円滑な処理をはかる等のため、裁判官以外の裁判所職員のうち、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び庁舎の管理要員等、合わせて十三人を増員しようとするものであります。

本案は、二月二十七日法務委員会に付託され、同月二十九日提案理由の説明を聴取し、自來慎重審議を重ねてまいりました。

かくて、三月十四日、質疑を終了、討論に入りましたところ、自由民主党より賛成、日本共産党より反対の各討論がありました。

次いで、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案

は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第八 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(農林水産委員 長提出)

日程第九 森林法の一部を改正する法律案(第五十五回国会、内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第八は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

日程第八、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案、日程第九、森林法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

森林法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(小平久雄君) 委員長長の越旨弁明及び報告を求めます。農林水産委員長足立篤郎君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔足立篤郎君登壇〕

○足立篤郎君 たいま議題となりました両案について申し上げます。

まず、農林水産委員長提出、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のように、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の対象になっております地帯は、それぞれの法律名に示されているように、自然的悪条件下にありますので、これを克服し、農業生産力の向上と農業経営の安定向上をはかるために制定されたものであります。

これらの法律については、なお引き続き継続実施していかねばならない実情にありますので、その有効期限をさらに三カ年間延長いたしまして、所期の目的達成に遺憾なきを期したいと考える次第であります。

農林水産委員会におきましては、三月十四日本案を委員会提出の法律案とすることに決しました。何とぞすみやかに御可決賜わらんことをお願い申し上げます。

次に、内閣提出、森林法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、最近における拡大造林の減退、外材輸

入の増大等、林業を取り巻く諸情勢に対応して、森林計画の達成と森林施業の合理化、計画化をはかり、もって森林資源の維持培養と森林生産力の増進をはかることを目的としたものであります。

本案は、第五十五回国会に内閣から提出され、諸般の情勢から今国会まで引き続き継続審査となつたものであります。

去る三月十四日、本案に対する質疑を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、森林生産力の増強をはかるため、造林、林道等生産基盤の整備をさらに強化すること等を内容とする附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第八につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第九につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十 日本万国博覧会政府代表の設置に

関する臨時措置法案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第十、日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案を議題といたします。

日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案
〔本号(二)に掲載〕

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。外務委員長秋田大助君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔秋田大助君登壇〕

○秋田大助君 ただいま議題となりました日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案に

つきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和四十五年に大阪で開催される予定の日本万国博覧会につきましては、国際博覧会に関する条約第十五条の規定により、開催国は政府を代表する政府委員または代表を一人指名しなければならぬことになっておりますが、その任務の重要性にかんがみまして、本法律案は、外務省に特別職の国家公務員たる日本万国博覧会政府代表一人を置くこととしております。

代表の任務といたしましては、条約及び条約に基づく一般規則の規定により、日本万国博覧会に關して日本政府を代表し、かつその約束の履行を保障することでありませぬ。

なお、代表の職は日本万国博覧会のために臨時に設けるものでありますから、本法律案は、博覧会終了後一年の期間を経過いたしますと、失効することとしております。

本法律案は、三月四日本委員会に付託され、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、三月十五日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(小平久雄君) 内閣提出、公衆電気通信法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。郵政大臣小林武治君。

〔國務大臣小林武治君登壇〕

○國務大臣(小林武治君) 公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

最近における経済の成長、社会開発の進展、国民生活の向上等に伴い、加入電話の架設に対する国民の要望は増大の一途をたどっており、申し込んでもつかない、いわゆる積滞の数は、現在二百二十万をこえている状況であります。このような需要に対応して加入電話の増設を円滑に行なう必要があり、その新規架設に要する費用の一部に充てるために、加入電話の設備料の額を改定する必要があります。

このため、一加入電話ごとに一万円となつてい

の局線部分につきましては一加入電話ごとに三万円に、二共同電話につきましては一加入電話ごとに二万円にそれぞれ引き上げ、多数共同電話につきましてはは現行どおり一万円としようとするものであります。

なお、この法律案の施行期日は、昭和四十三年五月一日としようとしております。

以上をもちましてこの法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(小平久雄君) ただいまの趣旨の説明に

対して質疑の通告があります。これを許します。島本虎三君。

〔島本虎三君登壇〕

○島本虎三君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました公衆電気通信法の一部改正法案に対し質問を行ない、問題点を説明せんとするものであります。

まず、政府の基本的考え方について伺いたいと思ひます。

総理は、過般の施政方針の中で所信を表明して、物価値上げを防ぎ、国民生活安定のため、総理自身中心となつて関係大臣一体となり、有効適切な物価対策を強力に推進すると述べていること、御承知のとおりでございます。しかし、その

官報(号外)

舌の根もかわかないうちに公共料金の値上げが行なわれ、また続々と計画されているのでございます。今回の電話の設備料三倍引き上げ案も、その一つと言えてあります。まさに国民に對する背信行為と言えては、ございませぬか。公共料金の引き上げは、政府自身物価の上昇を主導するものであり、便乗値上げを誘発するものであります。物価安定のためには、政府みづから規制できる公共料金を押え、独占物価を規制する必要があると見ます。政府は、今回の設備料はじめ公共料金については値上げせず、その計画に対しては財政投融資等、財政資金のワクを広げてやるべきと思ふが、総理、大蔵大臣の御見解を承りたいのであります。

次に、経済企画庁長官並びに郵政大臣にお伺いたします。

あらためて申し上げるまでもなく、電信電話事業の発展は目ざましく、政府発表の資料に基づいても、電話はいまや生活必需品の一つであります。年々の増設によつて、加入者はすでに一千万に達しようとしており、第四次五カ年計画では、さらに九百万余の増設が計画されているのであります。このように電話の数が増加すればするほど、その公共性はますます重要さを増し、サービスののみならず、料金も大きく国民生活に影響を与へること、明らかでございます。

まずその第一には、四十三年度予算原案と電電公社の第四次五カ年計画との関連性について、お

伺いたしたいと思ひます。

四十三年度計画は、第四次五カ年計画の初年度として実施に移されようとしてるのであります。が、公社当局は、予算要求は五百九十六億円の赤字を計上し、しかるがゆゑに、電話料金の引き上げやむを得ずといつてるのであります。これに對し政府原案は、逆に六十一億円の黒字予算を組み、料金値上げを押えたのであります。公社当局は、第四次の事業拡充計画にあたり、経営が思わしくないとして料金の二・二％アップが提起されたのであります。政府の公共料金に対する施策から、本年は見送りとなつたのであります。そのかわりというか、設備料を、当初の予定を早め五月から三倍に引き上げる案が、政府によつて提出されたのであります。したがつて、今後の第四次五カ年計画実施にあたり、政府としては、このようなかで公社の主張をもとに、いつ、どのように電信電話料金を考え、是正せんとするものであるか、まずこれを伺いたしたいのであります。

第二には、ただいま議題になつておる設備料の性格についてでございます。

現行の一万円の設備料については、これまで国会審議の過程で明らかにされたごとく、政府の見解としては、加入者にかかる工事費と物品費の合計額として、曲がりなりにも積算の根拠があつたのであります。しかし、今回の場合は、設備料の引き上げに何の根拠と理由があるのか、全く明らかでないのであります。第三十四国会では、自己

資金の不足を債券の引き上げによつて補うという方針が明らかになつたのであるが、今回の設備料の引き上げにあつて、政府は建設資金の不足を補うものであると説いてるのであります。これは今日までの経過から見ても、不足資金を債券によつて補う方針からしても納得でき得ないのであります。もし政府が設備料を三倍にして不足資金を補うのであれば、これは重要な政策の変更でありますので、その理由と根拠を明らかにすべきであります。やみくもに三倍程度引き上げでは納得できないのであります。ことに、昭和三十五年の臨時措置法から設備拡充暫定措置法に切りかえた際、設備料と債券については加入者負担にならないうようにするとの当局の言明もあり、さらに暫定措置法の制定は、昭和四十七年の時点までを展望した時限立法であつて、その時限立法の一部を法の施行期間中に変更すること自体にも、はなはだ問題があるのであります。この点どのように考えるか、政府の所見を伺いたしたいのであります。

第三には、電信電話料金体系全般についてであります。

去る二月十四日、電電公社総裁は、料金値上げは本年度は見送るが、四十四年度からぜひ実現したい、その具体案を八月の末ごろまでにまとめると言明してあるのであります。現行電信電話料金については多くの問題点が含まれていたのであつて、公社が八月の末ごろまでにまとめたといふのであるならば、設備料を含め総合的に検討すべきであり、それまでの個別引き上げは当然差し控えるべきであると考えるのであります。政府の見解をお伺いたしたい。

第四にただしたい点は、料金体系の中で問題点とも思われる基本料と加入区域の問題であります。

これは新聞等の報道によつても指摘された問題点であり、率直に申し上げて、政府においても頭の痛い問題でなからうかと思ふ次第です。御承知のように、宮澤経済企画庁長官は、物価政策上好ましくないもので取りやめる方法を考えるように郵政大臣に申し入れたと報道せられてるのであります。これは昭和三十六年、第三十八国会で成立した法百四十九号、すなわち公衆電氣通信法第四十四条に規定されたことであつて、加入者の増加に伴い基本料が自動的に上がるシステムであります。この点につきましては、わが党がかねてより主張していた電話加入区域を経済圏、行政圏に合わせて統合することについては、当局もまた部分的に、北九州市をはじめとする加入区域の統合を計画してあるのであります。しかし、現行のままで行なえば、当然基本料の増大する地域も出てくること、御承知のとおりであります。

現行電話料金体系は、基本料と通話料、さらに債券と設備料、この四つの柱によつて構成されてるのであります。その中で基本料のみが自動的に増加するエスカレーションシステムは、すでにわが党が指摘してきたように、料金値上げの体系

ともいなければなりません。公社当局のいつてきた十四年間料金値上げなしというのは間違いであります。天網恢々疎にして漏らさず、新聞等によつて社会問題となつていふことからしても、基本料金自動的引き上げは、わが党の主張の正しかったことを立証するものであつて、政府みずから認めざるを得ないところでもあります。(拍手)わが党は、そのような矛盾の中で設備料の引き上げだけを切り離すことは、料金の総合的体系としてのたてまえを破壊するものであり、きわめて重大な問題であります。とうてい納得できないところであり、政府はいかように考えますか、明らかにしていただきたいのでございます。

第五に、今回の設備料の引き上げが及ぼす影響についてであります。

まず、公社当局は、申し込めばすぐつく電話を、四十七年度末に実施することをしばしば公約してまいつております。そして暫定措置法もその前提でできたのであります。ところが、去る八月に発表された第四次五カ年計画の大綱によれば、四十七年度には百二十万個の積滞が残ることが明らかにになり、当局の申し込めばすぐつくという公約は放棄されたのであります。公社当局は、それでも需給は大幅に改善されるといつてゐるのであります。設備料の引き上げによつて、約九十万の需要抑制を前提としてゐるのであります。需抑制がないとすれば、これは昭和四十七年度末には、電話がほしくても引けない人が二百十万人となり、昭和四十一年度末の積滞二百十万とほぼ同数であつて、需給は一つも改善されたことにならないではありませんか。

加えて、公社当局の今後の計画に、第三の通信といわれるデータ通信をはじめとする新しいサービスの開始が含まれてゐるのであります。これは通信一元化の立場から公社が実施するのは当然であります。今回の計画に見られるように、生活の向上のために最も必要な住宅電話にしわ寄せされる結果になることに注目しなければなりません。

このようなかまやかにはやめて、公約どおりの諸方策を行なうよう、政府としては嚴重指導すべきであり、国会や国民への公約は断じて変更すべきではありません。

また、設備料の引き上げと物価との関連については、冒頭に述べたごとく、電話はいまや国民の必需品となつてゐるし、今後ますますその需要が増加すること明らかであつて、都市と農村を問わず、生活維持のため欠くべからざるものとなつてゐるのであります。このときに設備料の引き上げは、その及ぼす影響大なるものありと考へられるのであります。住宅電話を抑制してもデータ通信、集合自動電話等の産業用電話を強力に推進していく政府の態度は、産業発展に貢献せんがため国民の生活を犠牲に供せんとするものと断ぜざるを得ません。

会資本としても、国民生活の上からも重要な通信電話事業のあり方について、広く国民の知識を集めて抜本的に検討し直していくべきであつて、それまでの間は、設備料の引き上げについては手を触れるべきでないと考えるのであります。政府の見解を伺つて、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 鳥本君にお答えいたします。

物価安定、これは政府の重要施策、重要課題でございます。したがつて、ただいまお説みになりましたとおり、私を中心にして、関係大臣が一体となつて有効適切な対策を講ずる、これにつきまして、何ら変わりはありません。

四十三年度予算編成にあたりまして、一部公共料金等の値上げを計画いたしました。これらのものは、申すまでもなくいろいろの御批判はありますが、財政體質の改善、これを念頭に置きまして、やむを得ざる値上げを計画いたしましたのであります。その場合におきましても、できるだけその値上げ幅を小さくするとか、あるいは同時に、大衆の負担、これについて特に考慮する等の考へで決定いたしましたのであります。そして、公共料金の値上げそのものは、当面は確かに好ましくないことではございますが、しかし長期的に見てまいれば、必ず物価の安定に寄与するものだ、かように考へております。

かかる意味におきまして、現在とつております政府の物価政策をただいま変える考へは毛頭ございません。(拍手)

〔内閣総理大臣水田三喜男君登壇〕

○内閣総理大臣(水田三喜男君) お答えいたします。

公社の事業及び収支については、本年度十分検討いたしました。その結果として、料金の値上げについての結論は本年度出ませんでした。おっしゃられるように、設備料と総合的に検討する必要があることは確かでございますが、今回、新規架設に要する工事のうちで、特に加入者の専用性の強いというものについては加入者の負担とすることが適当である。料金を上げるとは物価に相当の影響を及ぼしますが、初年度の一時的な負担でございますので、これはサービス料金とは違ひますために、したがつて、物価への影響が少ないということから、一応切り離して、今年度は設備料の点を決定した、こういうふうなきざつてございまして、これはやはり利益負担の原則から見ても、この決定は私は適当ではないかというふう考へております。(拍手)

〔内閣総理大臣小林武治君登壇〕

○内閣総理大臣(小林武治君) この電話の設備料は、これは新規加入の際に、工事をすると、その工事費用の一部としてこれを充当する、こういうことではあります。これは、御承知のように、電話の架設をするためには、いまの債券それからこの設備料と、こういうもののほかに相当な支出を要す

昭和四十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号(一) 公衆電氣通信法の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する島本虎三君の質疑 朗讀を省略した議長の報告

る。すなわち、いままでの平均においては、一個をつけるのに約三十三万円かかる、こういう状態でありますので、その一部に資金として充当する、こういうことに相なっております。

また、四十四年度に電話料金のことを云々と、こういうお話がありました。いま大蔵大臣のお答えしたように、四十三年度は、電電公社としては、設備料、電話料金、この両者の申請が、申し出があつたのであります。今年度はいまお話しのような設備料の増額にとどめて、全体の資金計画をこれによつて策定した、こういうことに相なっておりますのであります。

また、基本料は、御存じのように、現在電話の一加入区域内の電話がふえればふえるほど、市内通話の効用が上がる。したがって、電話の効果がふえる、こういう意味と同時に、加入者がふえればふえるほど、電話の交換の設備あるいは中継線等で多額の経費を必要とする、こういう事情からいたしました。現在電話局は十四段階に分けてそれぞれの基本料をきめておるのであります。しかし、このきめ方は、私は、以前の電話の架設数の少ない時代にできたものであります。必ずしもいまの時勢に合わない、こういうことを考えておるのであります。次の機会においてはこれらの

十四段階というふうなものをもっと簡易化して、いまのお話のような事態がひんびんとして起きないようなことを講じたい、かように考えておるのであります。

また、いまのお話しの電話値上げの影響につきましてましては、むろんないとは申せないのであります。昭和四十三年度におきましても約三百万個ぐらゐの影響があるということをお考えおるのではありませんが、しかし、いま申すように、現在すでに二百二十万個の積滞がある、こういう事態からいたしますれば、たいした影響があるとは私どもは考えておらぬのであります。

なお、いま住宅電話のお話がありました。従前架設数の少ない場合においては、産業用電話あるいは公共電話を優先したのであります。その後住宅電話につきましても、十分の配慮をいたしておるのであります。昭和三十八年度には住宅電話は全体の一九％にすぎなかつたのであります。四十二年にはすでに全体の三三％に住宅電話ができておるのであります。四十二年度の架設の約半数は住宅に振り向けておる、こういうことであります。

以上を申し上げまして、私のお答えといたします。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕
○国務大臣(宮澤喜一君) 加入数がふえることによつて、自動的に基本料が上がるという問題でございますが、これは法律的には非常にむずかしい

問題でございますけれども、何か方法はないだろうかということ、ただいま郵政大臣と御相談を申し上げておるところでございます。(拍手)
○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時五十分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
- 法務大臣 赤岡 文三君
- 外務大臣 三木 武夫君
- 大蔵大臣 水田三喜男君
- 文部大臣 灘尾 弘吉君
- 厚生大臣 園田 直君
- 農林大臣 西村 直己君
- 通商産業大臣 権名悦三郎君
- 運輸大臣 中曾根康弘君
- 郵政大臣 小林 武治君
- 労働大臣 小川 平二君
- 建設大臣 保利 茂君
- 自治大臣 赤澤 正道君
- 国務大臣 木村 武雄君

- 国務大臣 木村 俊夫君
- 国務大臣 鍋島 直昭君
- 国務大臣 増田甲子七君
- 国務大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

- 総理府総務副長 八木 徹雄君

朗讀を省略した議長の報告

〔通知書受領〕
一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
経済援助資金特別会計法及び余剩農産物資金融通特別会計法を廃止する法律
〔要求書受領〕

一、今十八日、内閣から、中央更生保護審査委員会に大平エツ君を任命したので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十八日、内閣から、公共企業体等労働委員会委員に兼子一君、金子美雄君、隅谷三喜男君、中西實君及び峯村光郎君を任命したので、公共企業体等労働関係法第二十条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

〔議員死去〕

一、青森県第二区選出議員島口重次郎君は、昨十

七日死去された。

(常任委員辞任)

一、去る十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

淡谷 悠蔵君 華山 親義君
阪上安太郎君 依田 圭五君

地方行政委員

河上 民雄君 三木 喜夫君
依田 圭五君 淡谷 悠蔵君

法務委員

岡田 春夫君 西村 榮一君
中谷 鉄也君 岡澤 完治君

大蔵委員

岡澤 完治君 西村 榮一君

社会労働委員

加藤 万吉君 河上 民雄君

農林水産委員

柴田 健治君 山内 広君

商工委員

中谷 鉄也君 岡田 春夫君
三木 喜夫君

運輸委員

加藤 六月君 野田 卯一君
安宅 常彦君 畑 和君

建設委員

予算委員

下平 正一君 横山 利秋君
野田 卯一君 阪上安太郎君
畑 和君 山内 広君

麻生 良方君 塚本 三郎君
北山 愛郎君 只松 祐治君
森本 靖君 横山 利秋君

池田 禎治君 榑崎弥之助君
玉置 一徳君 下平 正一君
大橋 敏雄君 正木 良明君

川崎 寛治君 華山 親義君
折小野良一君 吉田 賢一君
石田 宥全君 山中 吾郎君

中野 明君 岡田 利春君
勝澤 芳雄君 中村 重光君
受田 新吉君 小川新一郎君

井上 泉君 山口 鶴男君
小川 三男君 西風 勲君
竹本 孫一君 北側 義一君

堀 昌雄君 石野 久男君
河野 正君 田邊 誠君
広瀬 秀吉君 佐野 進君

加藤 六月君 稻村 隆一君
唐橋 東君 永井勝次郎君
広沢 賢一君 帆足 計君

穂積 七郎君 美濃 政市君
村山 喜一君 神田 大作君
伊藤惣助丸君 樋上 新一君

決算委員

鈴切 康雄君 大橋 敏雄君
議院運営委員 佐野 進君 中嶋 英夫君
広瀬 秀吉君 山口 鶴男君

川崎 寛治君 北山 愛郎君
榑崎弥之助君 山中 吾郎君

内閣委員 武部 文君 華山 親義君
久保 三郎君 八百板 正君

法務委員 谷口善太郎君
文教委員 有島 重武君
社会労働委員 加藤 万吉君 島本 虎三君

農林水産委員 川崎 寛治君 大原 亨君
大村 襄治君 柴田 健治君

通信委員 樋上 新一君 畑 和君
石橋 政嗣君 八百板 正君

予算委員 武部 文君 森本 靖君
久保 三郎君 畑 和君

山内 広君 松本 善明君
井上 泉君 柴田 健治君

田中 武夫君 野間千代三君

北山 愛郎君 堀 昌雄君
武藤 山治君 中谷 鉄也君

麻生 良方君 塚本 三郎君
武部 文君 華山 親義君

渡辺 芳男君 和田 耕作君
太田 一夫君 工藤 良平君

森本 靖君 竹本 孫一君
大橋 敏雄君 正木 良明君

大原 亨君 後藤 俊男君
山田 太郎君 神門至馬夫君
横山 利秋君 吉田 之久君

沖本 幸幸君 鈴切 康雄君
川崎 寛治君 西風 勲君
福岡 義登君 大出 俊君
岡田 利春君 金丸 徳重君
岡本 富夫君 木原 実君
長谷川正三君 岡本 隆一君
島本 虎三君 只松 祐治君
内藤 良平君 中村 重光君
帆足 計君 八木 一男君
山口 鶴男君 稻富 稔人君
岡澤 完治君 伊藤惣助丸君
中野 明君

議院運営委員 佐野 進君 広瀬 秀吉君
森本 靖君 鈴切 康雄君
石橋 政嗣君
議院運営委員 佐野 進君

昭和四十三年三月十八日 衆議院会議録第十三号(一) 朗読を省略した議長の報告

昭和四十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号(一) 謝詞を省略した議長の報告

山口 鶴男君 北山 愛郎君
山内 広君 横山 利秋君
一、去る十四日、議長において、次の常任委員の
辞任を許可した。

内閣委員

法務委員

瀬戸山三男君

綱島 正興君

佐々木更三君

河野 洋平君

広川シズエ君

中谷 鉄也君

大蔵委員

加藤 万吉君

岡澤 完治君

阪上安太郎君

文教委員

河野 洋平君

渡辺 肇君

瀬戸山三男君

馬場 元治君

社会労働委員

枝村 要作君

平等 文成君

井上 普方君

多賀谷眞稔君

農林水産委員

商工委員

佐野 進君

中谷 鉄也君

畑 和君

運輸委員

神門至馬夫君

通信委員

安宅 常彦君

山内 広君

建設委員

井上 普方君

予算委員

畑 和君

谷口善太郎君

久保 三郎君

森本 靖君

麻生 良方君

加藤 万吉君

阪上安太郎君

福岡 義登君

玉置 一徳君

野間千代三君

正木 良明君

川崎 寛治君

折小野良一君

松本 忠助君

中村 重光君

有島 重武君

多賀谷眞稔君

佐々木更三君

平等 文成君

大原 亨君

田代 文久君

山内 広君

大出 俊君

北山 愛郎君

山中 吾郎君

塚本 三郎君

斎藤 正男君

華山 親義君

内海 清君

大原 亨君

横山 利秋君

井上 泉君

橋崎弥之助君

吉田 賢一君

田中 武夫君

竹本 孫一君

内藤 良平君

永井勝次郎君

渡辺 芳男君

佐藤觀次郎君

中野 明君

田中 昭二君

千葉 佳男君

吉田 賢一君

石野 久男君

島本 虎三君

広沢 賢一君

村山 喜一君

玉置 一徳君

山田 太郎君

葉梨 信行君

柴田 健治君

広瀬 秀吉君

川崎 寛治君

入木 昇君

帆足 計君

大橋 敏雄君

山口 鶴男君

中谷 鉄也君

田原 春次君

八木 一男君

沖本 泰幸君

神門至馬夫君

西風 勲君

広瀬 秀吉君

堀 昌雄君

河村 勝君

近江巳記夫君

網島 正興君

中嶋 英夫君

網島 正興君

佐々木更三君

大坪 保雄君

中谷 鉄也君

毛利 松平君

野口 忠夫君

児玉 末男君

唐橋 東君

平等 文成君

浅井 美幸君

児玉 末男君

野口 忠夫君

佐野 進君

川崎 寛治君

板川 正吾君

内藤 良平君

久保 三郎君

安宅 常彦君

谷口善太郎君

網島 正興君

山中 吾郎君

林 百郎君

法務委員

網島 正興君

佐々木更三君

大坪 保雄君

中谷 鉄也君

毛利 松平君

野口 忠夫君

児玉 末男君

唐橋 東君

平等 文成君

浅井 美幸君

児玉 末男君

野口 忠夫君

佐野 進君

川崎 寛治君

板川 正吾君

内藤 良平君

久保 三郎君

安宅 常彦君

谷口善太郎君

網島 正興君

山中 吾郎君

林 百郎君

中村 梅吉君

西村 榮一君

鯨岡 兵輔君

岡澤 完治君

松野 頼三君

岡澤 完治君

西村 榮一君

井上 普方君

岡本 隆一君

柴田 健治君

山内 広君

中谷 鉄也君

佐々木更三君

神門至馬夫君

北山 愛郎君

阪上安太郎君

石橋 政嗣君

平等 文成君

網島 正興君

山中 吾郎君

林 百郎君

網島 正興君

山中 吾郎君

林 百郎君

網島 正興君

山中 吾郎君

林 百郎君

網島 正興君

山中 吾郎君

林 百郎君

網島 正興君

山中 吾郎君

林 百郎君

一、去る十五日、議長において、次の常任委員の
辞任を許可した。

内閣委員

内海 英男君

華山 親義君

中村 梅吉君

地方行政委員

林 百郎君

法務委員

網島 正興君

佐々木更三君

大坪 保雄君

中谷 鉄也君

毛利 松平君

野口 忠夫君

児玉 末男君

唐橋 東君

平等 文成君

浅井 美幸君

児玉 末男君

野口 忠夫君

佐野 進君

川崎 寛治君

板川 正吾君

内藤 良平君

久保 三郎君

安宅 常彦君

谷口善太郎君

網島 正興君

山中 吾郎君

林 百郎君

中村 梅吉君

西村 榮一君

鯨岡 兵輔君

岡澤 完治君

松野 頼三君

岡澤 完治君

西村 榮一君

井上 普方君

岡本 隆一君

柴田 健治君

山内 広君

中谷 鉄也君

佐々木更三君

神門至馬夫君

北山 愛郎君

阪上安太郎君

石橋 政嗣君

平等 文成君

網島 正興君

山中 吾郎君

林 百郎君

網島 正興君

山中 吾郎君

林 百郎君

網島 正興君

山中 吾郎君

林 百郎君

網島 正興君

山中 吾郎君

林 百郎君

網島 正興君

山中 吾郎君

林 百郎君

建設委員
森本 靖君
井上 普方君
予算委員
阪上安太郎君
畑 和君
山中 吾郎君
塚本 三郎君
川崎 寛治君
森本 靖君
正木 良明君
勝澤 芳雄君
中村 重光君
神門至馬夫君
玉置 一徳君
中谷 鉄也君
阿部 昭吾君
岡田 利春君
後藤 俊男君
折小野良一君
斎藤 実君
柴田 健治君
大野 潔君
大出 俊君
小澤 貞幸君
岡澤 完治君
中野 四郎君
松野 頼三君

唐橋 東君
田中 武夫君
山内 広君
麻生 良方君
田代 文久君
北山 愛郎君
大橋 敏雄君
太田 一夫君
久保 三郎君
横山 利秋君
広瀬 秀吉君
安宅 常彦君
西風 敷君
佐野 進君
兒玉 末男君
田邊 誠君
吉田 賢一君
板川 正吾君
只松 祐治君
鈴切 康雄君
永井勝次郎君
堀 昌雄君
中野 明君
松澤 雄蔵君
木原 実君

細谷 治嘉君
毛利 松平君
加藤 万吉君
島本 虎三君
武藤 山治君
吉田 泰造君
小濱 新次君
森本 靖君
大橋 敏雄君
議院運営委員
広瀬 秀吉君
畑 和君
山口 鶴男君
横山 利秋君
谷口善太郎君
大蔵委員
大村 襄治君
社会労働委員
農林水産委員
予算委員
植木庚子郎君
浅井 美幸君
林 百郎君
河野 密君
福田 一君
竹下 登君
山村新治郎君
唐橋 東君
内藤 良平君
八木 一男君
岡本 富夫君
石橋 政嗣君

内閣委員
佐藤 文生君
大蔵委員
植木庚子郎君
農林水産委員
畑 和君
通信委員
安宅 常彦君
予算委員
大村 襄治君
吉田 重延君
石田幸四郎君
山本 幸一君
三ツ林弥太郎君
赤路 友蔵君
森山 欽司君
岡田 春夫君
久保 三郎君
久保 三郎君
島口重次郎君
福田 一君
森山 欽司君

大蔵委員
西村 榮一君
社会労働委員
河上 民雄君
農林水産委員
山内 広君
商工委員
岡田 春夫君
運輸委員
中谷 鉄也君
野田 卯一君
通信委員
畑 和君
建設委員
横山 利秋君
予算委員
加藤 六月君
只松 祐治君
吉田 賢一君
山口 鶴男君
堀 昌雄君
玉置 一徳君
折小野良一君
小川新一郎君
石田 宥全君
塚本 三郎君
岡田 利春君
伊藤徳助丸君
岡澤 完治君
加藤 万吉君
柴田 健治君
三木 喜夫君
安宅 常彦君
加藤 六月君
安宅 常彦君
下平 正一君
華山 親義君
広沢 賢一君
池田 禎治君
小川 三男君
下平 正一君
石野 久男君
横山 利秋君
中野 明君
勝澤 芳雄君
受田 新吉君
中村 重光君
穂積 七郎君

一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員
大蔵委員
大村 襄治君
社会労働委員
農林水産委員
予算委員
植木庚子郎君
浅井 美幸君
林 百郎君
河野 密君
福田 一君
河野 洋平君
伏木 和雄君
柴田 健治君
畑 和君
正木 良明君
中野 四郎君
菅波 茂君

一、去る十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
(常任委員補欠選任)
地方行政委員
内閣委員
依田 圭五君
華山 親義君
地方行政委員
木原 実君
淡谷 悠蔵君
河上 民雄君
中谷 鉄也君
岡澤 完治君
西村 榮一君

一、去る十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

昭和四十二年三月十八日 衆議院会議録第十三号(一) 朗読を省略した議長の報告

| | |
|--------|--------|
| 井上 泉君 | 華山 親義君 |
| 福岡 義登君 | 齊藤 正男君 |
| 内海 清君 | 玉置 一徳君 |
| 野間千代三君 | 山中 吾郎君 |
| 広沢 賢一君 | 中村 重光君 |
| 佐藤観次郎君 | 吉田 賢一君 |
| 折小野良一君 | 神門至馬夫君 |
| 知 和君 | 島本 虎三君 |
| 松本 忠助君 | 渡辺 芳男君 |
| 石野 久男君 | 八木 一男君 |
| 玉置 一徳君 | 竹本 孫一君 |
| 有島 重武君 | 永井勝次郎君 |
| 帆足 計君 | 吉田 賢一君 |
| 中野 明君 | 山口 鶴男君 |
| 中谷 鉄也君 | 堀 昌雄君 |
| 千葉 佳男君 | 田中 昭二君 |
| 田原 春次君 | 村山 喜一君 |
| 沖本 泰幸君 | 細谷 治嘉君 |
| 山田 太郎君 | 西風 勲君 |
| 広瀬 秀吉君 | 榑崎弥之助君 |
| 河村 勝君 | 近江巳記夫君 |
| 川崎 寛治君 | 大原 亨君 |
| 横山 利秋君 | 森本 靖君 |
| 阪上安太郎君 | 久保 三郎君 |
| 田中 武夫君 | 北山 愛郎君 |
| 山内 広君 | 麻生 良方君 |
| 塚本 三郎君 | 正木 良明君 |
| 大橋 敏雄君 | |

| | | |
|----------------------------------|--------|--------|
| 決算委員 | 綱島 正興君 | 葉梨 信行君 |
| 議院運営委員 | 川崎 寛治君 | 八木 昇君 |
| | 榑崎弥之助君 | 山中 吾郎君 |
| | 柴田 健治君 | 広瀬 秀吉君 |
| | 中嶋 英夫君 | 山口 鶴男君 |
| 一、去る十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 | | |
| 内閣委員 | 綱島 正興君 | 中村 梅吉君 |
| | 山中 吾郎君 | 内海 英男君 |
| | 塩谷 一夫君 | 華山 親義君 |
| 地方行政委員 | 谷口善太郎君 | |
| 法務委員 | 大坪 保雄君 | 鯨岡 兵輔君 |
| | 中谷 鉄也君 | 岡澤 完治君 |
| | 綱島 正興君 | 中村 梅吉君 |
| | 佐々木更三君 | 西村 榮一君 |
| 外務委員 | 松野 頼三君 | 毛利 松平君 |
| 大蔵委員 | 兒玉 末男君 | 西村 榮一君 |
| | 野口 忠夫君 | 岡澤 完治君 |
| 文教委員 | 井上 普方君 | 唐橋 東君 |
| 社会労働委員 | 岡本 隆一君 | 平等 文成君 |

| | | |
|--------|--------|--------|
| 農林水産委員 | 大橋 敏雄君 | 折小野良一君 |
| | 野口 忠夫君 | 阿部 昭吾君 |
| | 兒玉 末男君 | 岡田 利春君 |
| 商工委員 | 川崎 寛治君 | 森本 靖君 |
| | 佐野 進君 | 山中 吾郎君 |
| 運輸委員 | 阪上安太郎君 | 只松 祐治君 |
| | 北山 愛郎君 | 岡澤 完治君 |
| | 神門至馬夫君 | 大野 潔君 |
| 通信委員 | 平等 文成君 | 大出 俊君 |
| | 田代 文久君 | 中野 明君 |
| | 石橋 政嗣君 | 細谷 治嘉君 |
| 建設委員 | 唐橋 東君 | 吉田 泰造君 |
| | 板川 正吾君 | 塚本 三郎君 |
| 予算委員 | 板川 正吾君 | 木原 実君 |
| | 太田 一夫君 | 岡本 富夫君 |
| | 中村 重光君 | 竹下 登君 |
| | 玉置 一徳君 | 毛利 松平君 |
| | 勝澤 芳雄君 | 加藤 万吉君 |
| | 広瀬 秀吉君 | 松野 頼三君 |
| | 斎藤 実君 | 川崎 寛治君 |
| | 柴田 健治君 | 堀 和君 |
| | 中谷 鉄也君 | 田中 武夫君 |
| | 久保 三郎君 | 麻生 良方君 |
| | 安宅 常彦君 | 浅井 美幸君 |
| | 安宅 常彦君 | |

| | | |
|-------------------------|--------|--------|
| 決算委員 | 石橋 政嗣君 | 森本 靖君 |
| | 鈴切 康雄君 | |
| 議院運営委員 | 横山 利秋君 | 堀 和君 |
| | 山口 鶴男君 | 広瀬 秀吉君 |
| 一、去る十六日、議長において、次の通り常任委員 | | |

昭和四十三年三月十八日 衆議院会議録第十三号(一) 朗読を省略した議長の報告

昭和四十二年三月十八日 衆議院會議録第十三号(一) 議院を省略した議長(の報告)

員の補欠を指名した。

地方行政委員 林 百郎君

大蔵委員

植木庚子郎君

社会労働委員 浅井 美幸君

農林水産委員 畑 和君

予算委員

大村 襄治君

伏木 和雄君

谷口善太郎君

岡田 春夫君

吉田 重延君

福田 一君

河野 密君

石田幸四郎君

菅波 茂君

三ツ林弥太郎君

河野 密君

菅波 茂君

三ツ林弥太郎君

菅波 茂君

三ツ林弥太郎君

菅波 茂君

三ツ林弥太郎君

菅波 茂君

三ツ林弥太郎君

菅波 茂君

三ツ林弥太郎君

菅波 茂君

三ツ林弥太郎君

菅波 茂君

三ツ林弥太郎君

菅波 茂君

三ツ林弥太郎君

菅波 茂君

三ツ林弥太郎君

菅波 茂君

中野 四郎君

決算委員

(常任委員死去)

一、昨十七日、決算委員島口重次郎君は死去され

た。

(特別委員辞任)

一、去る十三日、議長において、次の特別委員の

辞任を許可した。

災害対策特別委員

井上 泉君

村山 喜一君

(特別委員補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次の通り特別委

員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

米田 東吾君

金丸 徳重君

三宅 正一君

稲富 稔人君

(議案提出)

一、去る十二日、議員から提出した議案は次の通

りである。

沖繩のB52退去に関する決議案(佐々木良作君

外三名提出)

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次の通

りである。

学校教育法の一部を改正する法律案

外国人学校法案

地方公務員法の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求むるの件

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次の通

りである。

総理府設置法の一部を改正する法律案

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等

の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部

を改正する法律案

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合

法の規定による年金の額の改定等に関する法律

等の一部を改正する法律案

一、去る十四日、委員長から提出した議案は次の

通りである。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改

正する法律案(農林水産委員長提出)

一、去る十五日、議員から提出した議案は次の通

りである。

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(河

野正君外十一名提出)

国内労働者の雇用の安定に関する法律案(河

野正君外十一名提出)

家内労働法案(河野正君外十一名提出)

中小企業構造改善促進臨時措置法案(玉置一徳

君外一名提出)

一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通

りである。

石炭鉱業国有法案(多賀谷貞稔君外十四名提出)

日本石炭公社法案(多賀谷貞稔君外十四名提出)

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次の通

りである。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済

組合法に規定する共済組合が支給する年金の額

の改定に関する法律の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付

された次の議案を受領した。

国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の

支給に関する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一

部を改正する法律案

一、去る十三日、予備審査のため参議院から送付

された次の議案を受領した。

産業教育手当法案

へき地教育振興法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付さ

れた次の議案を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とデンマーク王国との間の条約の実

施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特

例等に関する法律案

一、去る十五日、予備審査のため参議院から送付

された次の議案を受領した。

予算委員

久保 三郎君

安宅 常彦君

植木庚子郎君

佐藤 文生君

福田 一君

畑 和君

菅藤 実君

山本 幸一君

久保 三郎君

森山 欽司君

日本育英会法等の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員
確保に関する法律の一部を改正する法律案

(案約付託)

一、去る十四日、委員会に付託された条約は次の通りである。

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求めるの件(案約第三号)

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に關する協定の締結について承認を求めるの件(案約第四号)

千九百六十七年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件(案約第五号)

以上三件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。

行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

行政機関の職員に関する法律案(内閣提出第一一号)

以上二件 内閣委員会 付託

日本開発銀行に關する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

放法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案(鈴木力君外一名提出、参法第二号)(予)

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(松永忠二君外一名提出、参法第三号)(予)

以上二件 文教委員会 付託

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

昭和三十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

地方行政委員会 付託

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

通信委員会 付託

一、去る十三日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

産業教育手当法案(松永忠二君外一名提出、参法第四号)(予)

へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴木力君外一名提出、参法第五号)(予)

以上二件 文教委員会 付託

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第七一号)(予)

大蔵委員会 付託

一、去る十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

日本育英会法等の一部を改正する法律案(千葉千代世君外一名提出、参法第六号)(予)

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(千葉千代世君外一名提出、参法第七号)(予)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和三十二年における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

大蔵委員会 付託

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(河野正君外十一名提出、衆法第九号)

国内労働者の雇用の安定に関する法律案(河

野正君外十一名提出、衆法第一〇号)

国内労働法案(河野正君外十一名提出、衆法第一一号)

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)

以上四件 社会労働委員会 付託
中小企業構造改善促進臨時措置法案(玉置一徳君外一名提出、衆法第一二二号)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(河野正君外十一名提出)

国内労働者の雇用の安定に関する法律案(河野正君外十一名提出)

国内労働法案(河野正君外十一名提出)

中小企業構造改善促進臨時措置法案(玉置一徳君外一名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は

昭和四十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号(一) 朗読を省略した議長の報告

次の通りである。
朝鮮問題に関する国連決議第三百七十六(V)の
解釈に関する質問主意書(横山利秋君提出)

衆議院會議録第十号中正誤

| | | | |
|----|-----|-------|-------|
| 一三 | 段行 | 誤 | 正 |
| 一四 | 末九 | これらの | これらに |
| 一五 | 二二三 | 国民 | 国民生活 |
| 一六 | 一四 | 絶体 | 絶対 |
| 一七 | 二末六 | 至るまで、 | 至るまで、 |
| 一八 | 一末九 | おる | いる |
| 一九 | 四三 | 左の | 次の |
| 二〇 | 一三 | 十一名 | 十名 |

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| | | |
|-------|--------|---|
| 通商産業省 | 通商産業本省 | 工業用水道事業費 |
| 運輸省 | 運輸本省 | 港湾事業費、海岸等事業費、港湾施設災害関連事業費、港湾施設災害復旧事業費、海岸事業等工事諸費、空港整備事業費 |
| 労働省 | 労働本省 | 航路標識整備費 職業訓練所施設費、特別失業対策事業費 |
| 建設省 | 建設本省 | 住宅建設事業費、海岸事業費、急傾斜地崩壊対策事業費、治水事業費、道路整備事業費、都市計画事業費、河川等災害関連事業費、河川等災害復旧事業費、都市災害復旧事業費、海岸事業等工事諸費 |
| 自治省 | 自治本省 | 地方建設局 奄美群島振興事業費 |

(一時借入金等の最高額)

第8条 「財政法」第7条第3項の規定による大蔵省証券又は一時借入金の最高額は、500,000,000,000円とする。

(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)

第9条 「財政法」第15条第2項の規定により昭和43年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、10,000,000,000円とする。

(損失補償契約等の限度額)

第10条 次の表の左欄に掲げる契約等の金額の限度は、昭和43年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 区 | 分 | 限 | 度 | 額 |
|-------------------------------------|---|----------------------------|---|----------------|
| 「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度 | | 補償契約金額の合計額 | | 2,200,000,000円 |
| 「アゾライト類輸出入促進臨時措置法」第6条の規定による金額の限度 | | 補償契約に係る補償金の合計額 | | 6,000,000,000 |
| 「外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法」第4条の規定による金額の限度 | | 昭和43年度以降10箇年度間を通する利子補給金の総額 | | 4,243,676,000 |

| | | |
|---|--------------------------------|----------------|
| 「日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法」第8条の規定による金額の限度 | 昭和43年度以降12箇年度間を通する利子補給金の総額 | 13,223,624,000 |
| 「修正医官修学資金貸与法」第4条の規定による金額の限度 | 貸与すべき修学資金の総額 | 3,840,000 |
| 「公衆衛生修学資金貸与法」第4条の規定による金額の限度 | 貸与すべき修学資金の総額 | 13,464,000 |
| 「農業近代化資金助成法」第3条の2第3項の規定による金額の限度 | 昭和43年度以降22箇年度間を通する利子補給金の総額 | 420,001,000 |
| 「アゾライト開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」による金額の限度 | アゾライト開発銀行の特別基金に充てるため拠出する金額の合計額 | 7,200,000,000 |

第11条 次の表の左欄に掲げる法人が昭和43年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により、政府が同年度において保証することのできる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 債 | 務 | 根 | 規 | 定 | 金 | 額 | の | 限 | 度 |
|---|---|-------------------------------|---|---|-----------------------------------|---|---|---|---|
| 1 | 日本国有鉄道公券により発行する鉄道債券に係る債務 | 「鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律」 | | | 額面総額129,100,000,000円及びその利息に相当する金額 | | | | |
| 2 | 日本電信電話公社公券により発行する電信電話債券に係る債務 | 「鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律」 | | | 額面総額15,000,000,000円及びその利息に相当する金額 | | | | |
| 3 | 中小企業金融公庫公券により発行する中小企業債券の元本の償還及び利息の支払い | 「中小企業金融公庫法」第25条の3 | | | 額面総額30,000,000,000円及びその利息に相当する金額 | | | | |
| 4 | 北海道東北開発公庫公券により発行する北海道東北開発債券の元本の償還及び利息の支払い | 「北海道東北開発公庫法」第28条 | | | 額面総額14,000,000,000円及びその利息に相当する金額 | | | | |

| | | | | | |
|--|------------------------------|---|--|---|---|
| 5 公営企業金融公庫 公庫により発行する公 営企業債券の元本の償 還及び利息の支払い | 「公営企業金融公庫法」第26 条 | 額面総額42,000,000,000円及 びその利息に相当する金額 | 14 中小企業振興事業団 公庫により発行する中 小企業振興債券及び借 入金の元本の償還及び 利息の支払い | 「中小企業振興事業団法」第 28条 | 額面総額及び元本金額の合計 額9,000,000,000円並びにそ の利息に相当する金額 |
| 6 日本住宅公団 公庫により発行する住 宅債券及び借入金の元 本の償還及び利息の支 払い | 「日本住宅公団法」第51条 | 額面総額及び元本金額の合計 額36,500,000,000円並びにそ の利息に相当する金額 | 15 東北開発株式会社 公庫により発行する東 北開発債券の元本の償 還及び利息の支払い | 「東北開発株式会社法」第12 条ノ2 | 額面総額1,300,000,000円及 びその利息に相当する金額 |
| 7 日本道路公団 公庫により発行する道 路債券に係る債務 | 「日本道路公団法」第28条 | 額面総額60,000,000,000円及 びその利息に相当する金額 | 16 日本航空機製造株式 会社 借入金の元本の償還及 び利息の支払い | 「航空機工業振興法」の一部 を改正する法律(昭和34年 法律第45号)「附則第3条の 2 | 元本金額6,000,000,000円及 びその利息に相当する金額 |
| 8 首都高速道路公団 公庫により発行する首 都高速道路債券に係る 債務 | 「首都高速道路公団法」第38 条の2 | 額面総額21,600,000,000円及 びその利息に相当する金額 | 17 「国際復興開発銀行 等からの外資の受入に 関する特別措置」に関す る法律」第2条第1項 各号に掲げる法人 国際復興開発銀行等と 締結する借入契約に基 づく昭和43年度以降5 箇年度以内(借入期限 が昭和48年度以降の年 度に属する日とされた 場合)においてはその日 まで)において借り入 れる借入金に係る債務 で外貨をもつて支払わ なければならないもの | 「国際復興開発銀行等から の外資の受入に関する特別 措置に関する法律」第2条 第1項 | 借入契約締結の日における 「外国為替及び外国貿易管理 法」第7条第1項に規定する 基準外国為替相場(以下この 項において「基準相場」とい ふ。)により換算した金額が 36,000,000,000円に相当する アメリカ合衆国通貨の金額 (当該金額のうちアメリカ合 衆国通貨以外の通貨による借 入金額については国際復興開 発銀行等がその定めるところ により換算した金額)による 元本金額並びにその利息及び 手数料に相当する金額並びに 元本の期限前任意償還に伴い |
| 9 水資源開発公団 公庫により発行する水 資源開発債券に係る債 務 | 「水資源開発公団法」第41条 | 額面総額3,900,000,000円及 びその利息に相当する金額 | 10 阪神高速道路公団 公庫により発行する阪 神高速道路債券に係る 債務 | 「阪神高速道路公団法」第38 条 | 額面総額16,200,000,000円及 びその利息に相当する金額 |
| 11 船舶整備公団 公庫により発行する船 舶整備債券に係る債務 | 「船舶整備公団法」第28条の 2 | 額面総額6,500,000,000円及 びその利息に相当する金額 | 12 日本鉄道建設公団 公庫により発行する鉄 道建設債券に係る債務 | 「日本鉄道建設公団法」第29 条の2 | 額面総額6,000,000,000円及 びその利息に相当する金額 |
| 13 畜産振興事業団 借入金の元本の償還及 び利息の支払い | 「畜産物の価格安定等に関 する法律」第54条第4項 | 元本金額8,400,000,000円及 びその利息に相当する金額 | 18 畜産振興事業団 借入金の元本の償還及 び利息の支払い | 「畜産物の価格安定等に関 する法律」第54条第4項 | 元本金額8,400,000,000円及 びその利息に相当する金額 |

| | |
|---|---|
| <p>18 「国際復興開発銀行等からの外貨の受入に関する法律」第2条第2項各号に掲げる法人債券又は地方債証券で外貨をもつて支払わなければならないものに係る債務</p> | <p>支払うべき加算金に相当する金額</p> |
| <p>「国際復興開発銀行等からの外貨の受入に関する法律」第2条第2項</p> | <p>引受契約締結の日における基準相場又は「外国為替及び外国貿易管理法」第7条第2項に規定する裁定外国為替相場(以下この項において「裁定相場」という。)により換算した金額が54,000,000,000円(昭和43年度特別会計予算の予算総則第6条の規定により外貨債を発行したときはその額面総額(発行価格が額面金額を下回るものがあつたときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を控除した金額)をその引受契約締結の日における基準相場又は裁定相場により換算した金額を控除した金額)に相当する外貨表示の額面総額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金に相当する金額並びに減債基金に払い込むべき金額に相当する金額</p> |

2 前項第1号から第12号まで、第14号、第15号及び第18号に規定する債券、地方債証券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため発行する債券、地方債証券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金に相当する金額並びに減債基金に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。)をこれらの各号に規定する限度額に加算した金額をそれぞれの限度額とする。
(予算の移替等)

第12条 行政組織に関する法令の改廃等に伴う職務権限の変更等によつて、「甲号歳入歳出予算」、「乙号繰越費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分により予算を執行することができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行ない、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替をすることができ、
2 行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の組織又は項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになつた場合においても、その組織又は項に係る予算はその目的の実質に従い、そのまま執行することができる。
第13条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織に掲されたそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合には、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替をすることができ、

| 所 管 府 府 | 組 織 | 項 |
|---------|---------|--|
| 総 理 府 | 総 理 府 | 沖繩援助其他諸費 |
| 北 海 道 府 | 北 海 道 府 | 北海道住宅建設事業費、北海道住宅対策諸費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、篠津地域泥炭地開発事業費、北海道漁港施設費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道海産事業費、北海道大型魚礁設置事業費、北海道都市計画事業費、北海道空港整備事業費、北海道離島簡易水道施設整備費、北海道離島電気導入事業費 |
| 大 蔵 省 | 大 蔵 省 | 施設運営等関連諸費 |
| 文 部 省 | 文 部 省 | 地城開発計画調査費、国土総合開発事業調整費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替費、島農道等整備事業費、水資源開発事業費 |
| 大 蔵 省 | 大 蔵 省 | 特別研究促進調査費、潜水調査船建造費、国立機関原子力試験研究費、放射能調査研究費、原子力発電所立地調査費 |
| 大 蔵 省 | 大 蔵 省 | 公務員宿舍施設費(国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舍の設置に係るものに限る。)、庁舎等特別取得費 |
| 文 部 省 | 文 部 省 | 南極地域観測事業費 |
| 大 蔵 省 | 大 蔵 省 | 特別失業対策事業費 |

(予算の移用)

第14条 「財政法」第38条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第2表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各組織の経費の金額を当該各組織又は各組織の間において相互に移用する場合とする。

第1表 各組織の間の移用

| 所 管 | 移用することができる組織(経費書は当該組織の経費を示す。) |
|---------|---|
| 1 総 理 府 | 防衛本庁(防衛本庁、施設整備費)と防衛施設庁(施設運営等関連経費) |
| 2 農 林 省 | イ 農林水産技術会議(農林水産業技術振興費)と農林本省試験研究機関、農林本省検査指導機関(牧場及農場)、林野庁(林業試験場)、水産庁(水産庁、水産研究所、真珠研究所、水産大学校) ロ 農林本省(土地改良事業費、干拓事業費、農用地開発事業費、海岸事業費)と地方農政局(農地事業工事諸費) |

第2表 各項の間の移用

| 所 管 | 組 織 | 移用することができる項 |
|---------|------------------|---|
| 1 総 理 府 | 北海道開発庁 | イ 北海道住宅建設事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、篠津地域泥炭地開発事業費、北海道漁港施設費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道海岸事業費、北海道大型魚礁設置事業費、北海道都市計画事業費、北海道空港整備事業費、北海道離島簡易水道施設整備費及び北海道離島電気導入事業費の各項の間 ロ イの各項、北海道治水事業費、北海道治山事業費、揮発油税等財源北海道道路整備事業費、北海道道路整備事業費及び北海道港湾事業費の各項と北海道開発庁工事諸費 |
| 2 法 務 省 | 矯正官署 | 刑務所収容費、少年院収容費、少年鑑別所収容費及び婦人補導院収容費の各項の間 |
| 3 農 林 省 | 農 林 本 省 林 野 庁 | 農業施設災害関連事業費と農業施設災害復旧事業費 山林施設災害関連事業費と山林施設災害復旧事業費 |

| 水 産 庁 | 運 輸 省 | 水 産 庁 | 漁港施設災害関連事業費と漁港施設災害復旧事業費 |
|---------|-------|---|-------------------------|
| 4 運 輸 省 | 運 輸 省 | イ 港湾施設災害関連事業費と港湾施設災害復旧事業費 ロ 海岸等事業費及び空港整備事業費の各項と海岸事業等工事諸費 | |
| 5 勞 働 省 | 勞 働 省 | 失業対策事業費と職業転換対策事業費 | |
| 6 建 設 省 | 建 設 省 | イ 河川等災害関連事業費と河川等災害復旧事業費又は都市災害復旧事業費 ロ 海岸事業費又は河川等災害復旧事業費と海岸事業等工事諸費 | |

第3表 各組織の間又は各項の間の移用

- 1 予定経費要求書に予定した職員俸給、扶養手当、調整手当、暫定手当、職員諸手当、職員特別手当及び退官退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
- 2 予定経費要求書に予定した主任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

(俸給予算等の制限)

第15条 俸給予算の執行にあつては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行なつてはならない。

| 甲号 歳入歳出予算 | 国 会 主 管 | 円 |
|-----------|---|-------------|
| 歳 入 | (部) 諸 国 有 財 産 利 用 収 入 | 201,076,000 |
| | (款) 諸 国 有 財 産 貸 付 収 入 | 24,072,000 |
| | (項) 諸 国 有 財 産 貸 付 収 入 | 24,072,000 |
| | (款) 諸 国 会 議 員 互 助 年 金 法 制 金 免 許 債 権 及 手 返 納 金 | 177,004,000 |
| | (項) 諸 国 会 議 員 互 助 年 金 法 制 金 免 許 債 権 及 手 返 納 金 | 161,227,000 |
| | 雑 入 | 42,000 |
| | 免 許 債 権 及 手 返 納 金 | 267,000 |
| | 雑 入 | 15,459,000 |
| | 雑 入 | 9,000 |

| 大藏省主管 | | 大藏省主管 | |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 種入 | 入 | 種入 | 入 |
| (部) 租稅及印紙收入 | 4,544,210,000,000 | 引繼債權整理收入 | 50,052,000 |
| (款) 租稅 | 4,525,316,000,000 | 地方債証券償還收入 | 6,742,475,000 |
| (項) 所得人稅 | 1,465,757,000,000 | 國際連合公債償還收入 | 90,796,000 |
| 相稅 | 1,476,499,000,000 | (部) 雜收入 | 98,648,971,000 |
| 酒稅 | 83,295,000,000 | (款) 國有財產利用收入 | 3,929,708,000 |
| 糖稅 | 553,361,000,000 | (項) 國有財產貸付收入 | 2,569,048,000 |
| 揮沙稅 | 36,450,000,000 | 國有財產使用收入 | 482,000 |
| 油稅 | 372,373,000,000 | 配當金收入 | 2,750,000 |
| 石物稅 | 6,050,000,000 | 利子收入 | 1,357,428,000 |
| ト下取有通人國と | 282,164,000,000 | (款) 精付金 | 83,331,000,000 |
| ラ引所類稅 | 656,000,000 | (項) 日本銀行精付金 | 83,231,000,000 |
| 取有通人國と | 4,097,000,000 | 雜納付金 | 100,000,000 |
| 有通人國と | 9,605,000,000 | (款) 諸收入 | 11,388,283,000 |
| 通人國と | 7,580,000,000 | (項) 文官恩給費特別會計等負擔金 | 4,728,560,000 |
| 入國と | 12,540,000,000 | 特別會計受入金 | 1,824,567,000 |
| と | 260,825,000,000 | 免許及手数料金 | 499,891,000 |
| と | 4,064,000,000 | 懲罰及沒收金 | 376,669,000 |
| と | 18,894,000,000 | 舟價及返納金 | 133,187,000 |
| (部) 印紙收入 | 18,894,000,000 | 外國為替資金受入 | 63,629,000 |
| (項) 印紙收入 | 18,894,000,000 | 雜 | 3,600,000,000 |
| (部) 專充納付金 | 280,431,139,000 | 公債 | 161,760,000 |
| (款) 日本專充公社納付金 | 280,431,139,000 | (項) 公債 | 640,000,000,000 |
| (項) 日本專充公社納付金 | 280,431,139,000 | (款) 公債 | 640,000,000,000 |
| (部) 官業益金及官業收入 | 2,350,341,000 | (項) 公債 | 640,000,000,000 |
| (款) 官業益金 | 2,350,341,000 | (部) 前年度剩餘金受入 | 51,735,203,000 |
| (項) 印刷局特別會計受入金 | 2,350,341,000 | (款) 前年度剩餘金受入 | 51,735,203,000 |
| (部) 政府資產整理收入 | 21,089,377,000 | (項) 前年度剩餘金受入 | 51,735,203,000 |
| (款) 國有財產処分收入 | 14,192,914,000 | 計 | 5,588,465,031,000 |
| (項) 國有財產充込收入 | 14,192,914,000 | (部) 雜收入 | 223,334,000 |
| (款) 回收金等收入 | 6,896,463,000 | (部) 國有財產利用收入 | 183,238,000 |
| (項) 特別會計整理收入 | 13,140,000 | | |

| | | | |
|-----------------|----------------|----------------------|----------------|
| (項) 国有財産貸付収入 | 11,467,000 | (項) 国有財産貸付収入 | 135,702,000 |
| (項) 国有財産使用収入 | 171,771,000 | (項) 国有財産使用収入 | 11,571,000 |
| (項) 諸収入 | 40,096,000 | (項) 諸収入 | 16,565,814,000 |
| (項) 授業料及入学検定料 | 3,312,000 | (項) 日本中央競馬会納付金 | 16,565,814,000 |
| (項) 免許及手数料 | 9,605,000 | (項) 特別会計受入金 | 6,735,022,000 |
| (項) 受託調査試験及役務収入 | 1,200,000 | (項) 公共事業費負担金 | 3,113,879,000 |
| (項) 弁償及返納金 | 9,242,000 | (項) 授業料及入学検定料 | 2,172,808,000 |
| (項) 物品 | 15,563,000 | (項) 免許及手数料 | 10,680,000 |
| (項) 雑収入 | 1,269,000 | (項) 受託調査試験及役務収入 | 671,000 |
| 厚生省主管 | | (項) 弁償及返納金 | 79,908,000 |
| (部) 政府資産整理収入 | 28,488,000 | (項) 物品 | 282,021,000 |
| (部) 政府回収金等収入 | 28,488,000 | (項) 雑収入 | 978,444,000 |
| (部) 貸付金等回収金収入 | 28,488,000 | (項) 雑収入 | 97,011,000 |
| (部) 雑収入 | 812,151,000 | 計 | 23,498,109,000 |
| (部) 国有財産利用収入 | 113,410,000 | 通商産業省主管 | |
| (部) 国有財産貸付収入 | 35,936,000 | (部) 専売納付金 | 1,360,029,000 |
| (部) 国有財産使用収入 | 75,633,000 | (部) 了ルコニル専売事業特別会計納付金 | 1,360,029,000 |
| (部) 利子収入 | 1,941,000 | (部) 了ルコニル専売事業特別会計納付金 | 1,360,029,000 |
| (部) 諸収入 | 698,741,000 | (部) 政府資産整理収入 | 132,159,000 |
| (部) 授業料及入学検定料 | 1,857,000 | (部) 回収金等収入 | 132,159,000 |
| (部) 免許及手数料 | 68,000 | (部) 特別会計整理収入 | 6,765,000 |
| (部) 受託調査試験及役務収入 | 7,185,000 | (部) 貸付金等回収金収入 | 125,394,000 |
| (部) 弁償及返納金 | 626,462,000 | (部) 雑収入 | 721,719,000 |
| (部) 物品 | 22,026,000 | (部) 国有財産利用収入 | 71,414,000 |
| (部) 雑収入 | 41,143,000 | (部) 国有財産貸付収入 | 27,102,000 |
| 計 | 840,639,000 | (部) 国有財産使用収入 | 48,672,000 |
| 農林省主管 | | (部) 利子収入 | 640,000 |
| (部) 政府資産整理収入 | 50,000,000 | (部) 諸収入 | 650,305,000 |
| (部) 政府回収金等収入 | 50,000,000 | (部) 授業料及入学検定料 | 320,000 |
| (部) 貸付金等回収金収入 | 50,000,000 | (部) 受託調査試験及役務収入 | 43,616,000 |
| (部) 雑収入 | 23,448,109,000 | (部) 弁償及返納金 | 253,634,000 |
| (部) 国有財産利用収入 | 147,273,000 | | |

(大) (中) (小) 昭

| | | 郵政省主管 | | 建設省主管 | |
|---------------|-----------------|-------|--|-------|--|
| 物品完稅收入 | 310,876,000 | | | | |
| 雜計 | 41,859,000 | | | | |
| 運輸省主管 | 2,213,907,000 | | | | |
| (部) 雜收入 | 3,086,486,000 | | | | |
| (部) 國有財產利用收入 | 2,454,341,000 | | | | |
| (項) 國有財產貸付收入 | 193,926,000 | | | | |
| (項) 國有財產使用收入 | 2,260,415,000 | | | | |
| (款) 諸收入 | 632,145,000 | | | | |
| (項) 公共事業費負擔金 | 295,673,000 | | | | |
| 授業料及入學檢定料 | 26,801,000 | | | | |
| 免許及手数料 | 73,643,000 | | | | |
| 受託調査試驗及役務收入 | 26,321,000 | | | | |
| 弁償及返納金 | 17,215,000 | | | | |
| 弁償完稅收入 | 167,427,000 | | | | |
| 雜收入 | 25,265,000 | | | | |
| (部) 租稅及印紙收入 | 153,642,000,000 | | | | |
| (款) 印紙收入 | 153,642,000,000 | | | | |
| (項) 印紙收入 | 153,642,000,000 | | | | |
| (部) 政府資產整理收入 | 120,000,000 | | | | |
| (款) 回收金等收入 | 120,000,000 | | | | |
| (項) 貸付金等回收金收入 | 120,000,000 | | | | |
| (部) 雜收入 | 7,473,000 | | | | |
| (款) 國有財產利用收入 | 4,820,000 | | | | |
| (項) 國有財產貸付收入 | 4,545,000 | | | | |
| (項) 國有財產使用收入 | 275,000 | | | | |
| (款) 諸收入 | 2,653,000 | | | | |
| (項) 弁償及返納金 | 864,000 | | | | |
| (項) 物品完稅收入 | 1,787,000 | | | | |
| 雜 | 2,000 | | | | |
| 計 | 153,769,473,000 | | | | |
| (部) 雜收入 | 702,676,000 | | | | |
| (款) 國有財產利用收入 | 21,171,000 | | | | |
| (項) 國有財產貸付收入 | 21,171,000 | | | | |
| (款) 諸收入 | 681,505,000 | | | | |
| (項) 免許及手数料 | 5,933,000 | | | | |
| (項) 免償及返納金 | 272,899,000 | | | | |
| 弁償完稅收入 | 1,192,000 | | | | |
| 雜收入 | 401,481,000 | | | | |
| (部) 政府資產整理收入 | 387,600,000 | | | | |
| (款) 回收金等收入 | 387,600,000 | | | | |
| (項) 貸付金等回收金收入 | 387,600,000 | | | | |
| (部) 雜收入 | 2,587,460,000 | | | | |
| (款) 國有財產利用收入 | 81,419,000 | | | | |
| (項) 國有財產貸付收入 | 78,347,000 | | | | |
| (項) 國有財產使用收入 | 234,000 | | | | |
| 利子收入 | 2,838,000 | | | | |
| (款) 納付金 | 181,600,000 | | | | |
| (項) 雜納付金 | 181,600,000 | | | | |
| (款) 諸收入 | 2,324,441,000 | | | | |
| (項) 公共事業費負擔金 | 1,421,160,000 | | | | |
| 免許及手数料 | 5,000,000 | | | | |
| 受託調査試驗及役務收入 | 88,142,000 | | | | |
| 弁償及返納金 | 201,855,000 | | | | |
| 弁償完稅收入 | 287,080,000 | | | | |
| 雜收入 | 321,204,000 | | | | |
| 計 | 2,975,060,000 | | | | |
| (部) 政府資產整理收入 | 5,738,000 | | | | |
| (款) 回收金等收入 | 5,738,000 | | | | |
| (項) 貸付金等回收金收入 | 5,738,000 | | | | |

昭和四十三年三月十八日 衆議院會議錄第十三卷 昭和四十三年度一級會計予算

| | | | |
|------------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| (部) 雑 収 入 | 21,433,000 | (組織) 裁判官弾劾裁判所 | 21,546,000 |
| (款) 国有財産利用収入 | 927,000 | (項) 裁判官弾劾裁判所 費 | 256,000 |
| (項) 国有財産貸付収入 | 927,000 | 計 | 21,802,000 |
| (款) 諸 収 入 | 20,506,000 | 田 会 所 管 合 計 | 17,111,772,000 |
| (項) 舟物 價 販 賣 及 返 納 金 入 | 2,775,000 | (組織) 裁 判 所 | |
| 雜 納 入 | 422,000 | (項) 最 高 級 裁 判 所 費 | 6,321,014,000 |
| 計 | 17,309,000 | (項) 下 裁 判 所 費 | 24,317,017,000 |
| 皇 室 費 | 27,171,000 | (組織) 裁 判 所 予 備 費 | 2,293,896,000 |
| 入 出 總 計 | 5,818,598,454,000 | 裁 判 所 予 備 費 | 3,841,884,000 |
| (項) 内 省 皇 廷 旅 費 | 84,000,000 | 計 | 8,000,000 |
| 費 | 4,084,805,000 | (組織) 檢 察 官 會 計 | 36,781,811,000 |
| 皇 室 費 | 45,360,000 | (項) 檢 察 官 會 計 | 1,000,143,000 |
| 計 | 4,214,165,000 | (組織) 裁 判 所 管 合 計 | 37,781,954,000 |
| (組織) 衆 議 院 議 院 費 | 8,156,212,000 | (組織) 會 計 檢 査 院 | 1,672,494,000 |
| (項) 衆 議 院 議 院 費 | 1,130,060,000 | (項) 會 計 檢 査 院 | |
| 衆 議 院 予 備 費 | 7,000,000 | (組織) 内 閣 官 房 | 1,398,366,000 |
| 計 | 8,293,272,000 | (項) 内 閣 官 房 費 | 410,000,000 |
| (組織) 参 議 院 議 院 費 | 4,836,549,000 | 計 | 1,808,366,000 |
| (項) 参 議 院 議 院 費 | 626,619,000 | (組織) 内 閣 法 制 局 | 130,155,000 |
| 参 議 院 予 備 費 | 5,000,000 | (項) 内 閣 法 制 局 | |
| 計 | 5,468,168,000 | (組織) 人 事 院 | 1,039,055,000 |
| (組織) 国立国会図書館 | 1,346,820,000 | (項) 人 事 院 | |
| (項) 国立国会図書館 | 961,035,000 | (組織) 内 閣 防 衛 會 議 | 35,045,000 |
| 国立国会図書館施設費 | 2,307,855,000 | (項) 内 閣 防 衛 會 議 | 3,012,621,000 |
| 計 | 20,675,000 | 總 理 府 管 | |
| (組織) 裁判官訴追委員会 | | | |
| (項) 裁判官訴追委員会 | | | |

(外) (号) 附

| | | | |
|----------------|-----------------|--------------|----------------|
| (組織) 總理本部 | 5,529,592,000 | (項) 首都圈整備委員会 | 128,396,000 |
| (項) 總理本部府費 | 298,000,000 | (組織) 宮内庁 | 1,451,260,000 |
| 新生活運動助成費 | 280,234,722,000 | (項) 宮内庁管理庁 | 4,134,637,000 |
| 恩給支給事務費 | 2,798,026,000 | (組織) 行政管理庁 | 18,879,000 |
| 統計調査費 | 1,140,391,000 | (項) 行政管理庁 | 4,153,516,000 |
| 国勢調査費 | 35,250,000 | 国連「シ」統計研修協力費 | |
| 沖繩援助其他諸費 | 11,666,813,000 | 計 | |
| 計 | 251,702,794,000 | (組織) 北海道開発庁 | 2,385,303,000 |
| (組織) 青少年対策本部 | 38,591,000 | (項) 北海道開発計画費 | 136,682,000 |
| (項) 青少年対策本部 | 482,684,000 | 北海道住宅対策諸費 | 4,030,786,000 |
| 青少年健全育成対策費 | 180,000,000 | 北海道治水事業費 | 14,833,000 |
| 国民健康体力増強費 | 701,275,000 | 北海道治山事業費 | 16,147,470,000 |
| 計 | | 北海道造林事業費 | 1,826,200,000 |
| (組織) 日本学術会議 | 290,293,000 | 北海道造林事業費 | 1,142,800,000 |
| (項) 日本学術会議 | 290,293,000 | 北海道農地改良事業費 | 570,700,000 |
| (組織) 近畿圏整備本部 | 92,137,000 | 北海道農用地開発事業費 | 16,619,054,000 |
| (項) 近畿圏整備本部 | 92,137,000 | 北海道農用地開発事業費 | 9,712,122,000 |
| (組織) 中部圏開発整備本部 | 61,739,000 | 釧路地域泥炭地開発事業費 | 1,156,000,000 |
| (項) 中部圏開発整備本部 | 61,739,000 | 北海道漁港施設費 | 3,280,100,000 |
| (組織) 公正取引委員会 | 414,971,000 | 北海道漁業用揮発油税財源 | 2,167,000,000 |
| (項) 公正取引委員会 | 414,971,000 | 農林漁業用揮発油税財源 | |
| (組織) 警察庁 | 22,483,505,000 | 農林漁業用揮発油税財源 | |
| (項) 警察庁 | 22,483,505,000 | 農林漁業用揮発油税財源 | 2,167,000,000 |
| 科学警察研究所 | 187,651,000 | 揮発油税等財源北海道 | 51,660,000,000 |
| 皇宮警察本部 | 911,873,000 | 揮発油税等財源北海道 | 51,660,000,000 |
| 警察施設整備費 | 3,759,983,000 | 北海道道路整備事業費 | 2,591,000,000 |
| 都道府県警察費補助 | 6,924,133,000 | 北海道港湾事業費 | 6,745,000,000 |
| 計 | 34,267,101,000 | 北海道海岸事業費 | 762,000,000 |
| | | 北海道大型魚礁設置事業費 | 285,000,000 |
| (組織) 土地調整委員会 | 48,048,000 | 北海道都市計画事業費 | 1,415,000,000 |
| (項) 土地調整委員会 | 48,048,000 | 北海道空港整備事業費 | 714,100,000 |
| (組織) 首都圏整備委員会 | | 北海道空港整備事業費 | 714,100,000 |

昭和四十三年三月十八日 衆議院公報第三十三号(一) 昭和四十三年度一般会計予算

| | | | |
|-----------------|-----------------|------------------|----------------|
| 北海道難島簡易水道施設整備費 | 6,180,000 | (組織) 防衛施設庁 | 4,182,046,000 |
| 北海道難島電気導入事業費 | 21,381,000 | (項) 防衛施設庁 | 1,134,903,000 |
| 北海道開発事業附帯事務費 | 295,421,000 | 調達労務管理事務費 | 19,456,168,000 |
| 北海道開発事業工事諸費 | 9,467,684,000 | 施設運営等関連諸費 | 377,000,000 |
| 計 | 133,651,816,000 | 相互防衛援助協定交付金 | 25,100,117,000 |
| (組織) 防衛本庁 | 344,071,612,000 | (組織) 経済企画庁 | 1,134,324,000 |
| (項) 防衛本庁 | 7,123,554,000 | (項) 経済企画調査所 | 1,381,678,000 |
| 航空機購入費 | 14,722,271,000 | 経済研究費 | 205,721,000 |
| 施設整備費 | 12,073,056,000 | 豪雪地帯対策特別事業費 | 120,000,000 |
| 艦船建造費 | 1,997,410,000 | 振興山村開発総合特別事業費 | 80,000,000 |
| 昭和40年度甲型警備艦建造費 | 783,681,000 | 地域開発計画調査費 | 58,000,000 |
| 昭和40年度甲Ⅱ型警備艦建造費 | 1,972,287,000 | 国土総合開発事業調整費 | 6,200,000,000 |
| 昭和40年度潜水艦建造費 | 784,429,000 | 離島振興事業費 | 11,007,875,000 |
| 昭和41年度甲型警備艦建造費 | 2,073,557,000 | 農林漁業用揮発油税財源費 | 417,800,000 |
| 昭和41年度甲Ⅱ型警備艦建造費 | 3,885,421,000 | 揮発油税等財源離島道路整備事業費 | 3,177,000,000 |
| 昭和41年度潜水艦建造費 | 1,242,688,000 | 水資源開発事業費 | 9,724,435,000 |
| 昭和42年度甲型警備艦建造費 | 1,991,965,000 | 計 | 33,501,833,000 |
| 昭和42年度潜水艦建造費 | 468,456,000 | (組織) 科学技術庁 | 918,017,000 |
| 昭和42年度乙型警備艦建造費 | 288,446,000 | (項) 科学技術振興費 | 612,335,000 |
| 昭和42年度潜水艦建造費 | 1,041,882,000 | 特別研究促進調整費 | 615,000,000 |
| 昭和43年度甲Ⅱ型警備艦建造費 | 732,553,000 | 潜水調査船建造費 | 156,753,000 |
| 昭和43年度乙型警備艦建造費 | 533,158,000 | 原子力平和利用研究促進費 | 1,294,895,000 |
| 昭和43年度潜水艦建造費 | 718,713,000 | 国立機関原子力試験研究費 | 597,623,000 |
| 昭和43年度潜水艦建造費 | 484,275,000 | 放射能調査研究費 | 157,974,000 |
| 施設整備等附帯事務費 | 396,989,395,000 | 原子力発電所立地調査費 | 5,626,000 |
| 計 | | 航空宇宙技術研究所 | 1,903,020,000 |

(外) (号) 昭

(大) (中) (小)

| | | | |
|--------------|-----------------|---------------|----------------|
| 金屬材料技術研究所 | 1,089,800,000 | 刑務所 | 4,018,030,000 |
| 放射線醫學総合研究所 | 738,383,000 | 刑務所 作業院 | 2,185,282,000 |
| 国立防災科学技術センター | 449,484,000 | 少年院 収容所 | 2,645,536,000 |
| 宇宙開発推進本部 | 2,574,414,000 | 少年院 収容所 | 777,644,000 |
| 無機材料研究所 | 272,892,000 | 少年院 収容所 | 1,177,792,000 |
| 資源調査所 | 70,133,000 | 少年院 収容所 | 216,640,000 |
| 科学技術振興出資 | 20,381,000,000 | 婦人補導院 収容費 | 82,167,000 |
| 計 | 31,887,299,000 | 婦人補導院 収容費 | 13,231,000 |
| 総理府 所管 合計 | 914,342,038,000 | 計 | 28,620,811,000 |
| (組織) 法務本省 | 9,131,945,000 | (組織) 更生保護官署 | 1,339,620,000 |
| (項) 法務本省 | 93,002,000 | (項) 更生保護官署 | 1,142,001,000 |
| 外国人登録事務費 | 263,169,000 | 補導 | 2,481,621,000 |
| 外国人登録施設費 | 4,406,989,000 | (組織) 地方入国管理官署 | 1,290,932,000 |
| 計 | 13,895,105,000 | (項) 地方入国管理官署 | 60,129,000 |
| (組織) 法務総合研究所 | 179,175,000 | 護送 | 1,351,061,000 |
| (項) 法務総合研究所 | 53,988,000 | 計 | 18,417,000 |
| 国連犯罪防止アジア地域 | 233,163,000 | (組織) 公安審査委員会 | 3,107,057,000 |
| 研究協力費 | | (組織) 公安調査委員会 | 73,422,316,000 |
| 計 | | (項) 公安調査委員会 | |
| (組織) 法務局 | 9,291,937,000 | 法務省 所管 合計 | |
| (項) 法務局 | 1,175,899,000 | (組織) 外務本省 | 6,150,850,000 |
| 登記諸費 | 10,467,836,000 | (項) 外務本省 | 5,773,276,000 |
| 計 | | 海外経済技術協力費 | 325,000,000 |
| (組織) 検察庁 | 12,385,318,000 | 海外技術協力事業団出資 | 5,314,136,000 |
| (項) 検察官署 | 861,927,000 | 国際分担金其他諸費 | 1,785,009,000 |
| 検察官署費 | 13,247,245,000 | 移住振興費 | 3,807,000 |
| 計 | | 旧外地関係整理費 | 19,351,878,000 |
| (組織) 矯正官署 | 446,222,000 | 計 | |
| (項) 矯正官署 | 17,058,267,000 | (組織) 在外公館 | |
| 矯正官署 | | 計 | |

昭和四十三年三月十八日 衆議院公議院第十三回 昭和四十三年第一般會議上

41

| | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| (項) 在外省所管合計 | 16,053,226,000 | (組織) 文部本省 | 4,700,597,000 |
| 外務省所管合計 | 35,405,104,000 | 文教統計調査費 | 79,870,000 |
| (組織) 大蔵本省 | 5,694,215,000 | 文化功勞者年金 | 110,000,000 |
| (項) 大蔵本省 | 4,407,994,000 | 義務教育費国库負担金 | 333,882,000,000 |
| 国家公務員共済組合連合会等助成費 | 1,000,070,000 | 義務教育教科書費 | 2,382,427,000 |
| 国库受人預託金利息費 | 201,261,085,000 | 初等中等教育助成費 | 12,641,924,000 |
| 国務員宿舍施設費 | 9,245,253,000 | 産業教育振興費 | 9,481,173,000 |
| 庁舎等特別取得費 | 1,750,000,000 | 産業教育施設整備費 | 2,326,722,000 |
| 政府府出資金 | 18,500,000,000 | 産業教育振興費 | 2,308,356,000 |
| 海運業再建整備日本開発銀行交付金 | 3,265,000,000 | 科学学振興費 | 5,645,928,000 |
| 特殊対外債務等処理費 | 34,325,772,000 | 育英及学徒援護事業費 | 14,525,045,000 |
| 対外経済協力費 | 3,546,449,000 | 南極地域観測事業費 | 798,835,000 |
| 産業投資特別会計へ繰入 | 59,600,000,000 | 社会教育施設整備費 | 1,104,027,000 |
| 了了開発銀行出資 | 3,600,000,000 | 社会教育施設整備費 | 628,235,000 |
| 国民金融公庫補給金 | 500,000,000 | 体育施設整備費 | 799,986,000 |
| 予備費 | 120,000,000,000 | 体育施設整備費 | 2,224,185,000 |
| | 466,695,788,000 | 学校給食施設整備費 | 4,377,001,000 |
| (組織) 財務局 | 9,695,845,000 | 私立学校施設整備費 | 739,414,000 |
| (項) 財務局 | 8,237,578,000 | 私立幼稚園施設整備費 | 9,380,968,000 |
| (組織) 税関庁 | 68,113,095,000 | 公立文教施設整備費 | 130,000,000 |
| (項) 税関庁 | 507,257,000 | 公立文教施設災害復旧費 | 31,269,901,000 |
| (組織) 国務官庁 | 88,889,000 | 国立学校施設費 | 30,424,000 |
| (項) 国務官庁 | 1,850,000,000 | 計 | 157,695,953,000 |
| 租税還付加算金 | 70,558,741,000 | (組織) 文部本省所轄機関 | 146,670,000 |
| | 555,187,952,000 | (項) 日本エネクス国内委員会 | 146,454,000 |
| 大蔵省所管合計 | | 国立教育研究所 | 274,664,000 |
| | | 国立科学博物館 | 30,204,000 |
| | | 国立社会教育研究所 | 125,012,000 |
| | | 緯度観測所 | |

(大) (中) (小) 加

| | | | |
|------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 統計数理研究所 | 200,723,000 | 環境衛生施設整備費 | 5,558,690,000 |
| 国立遺伝学研究所 | 194,571,000 | 公営防止事業団出資 | 100,000,000 |
| 日本学士の院 | 119,064,000 | 国立病院及療養所運営費 | 21,586,605,000 |
| 国立青年の家 | 364,107,000 | 国立病院及療養所施設費 | 3,729,233,000 |
| 国立青年の家施設費 | 605,770,000 | 生活保護費 | 164,021,056,000 |
| 計 | 2,207,239,000 | 身体障害者保護費 | 2,139,120,000 |
| (組織) 文化庁 | | 老人福祉費 | 11,753,294,000 |
| 文化振興費 | 868,609,000 | 婦人福祉費 | 486,109,000 |
| 文化施設整備費 | 246,614,000 | 社会福祉施設整備費 | 1,744,971,000 |
| 文化財保存事業費 | 75,000,000 | 社会福祉施設整備費 | 5,771,427,000 |
| 国立近代美術館 | 1,994,198,000 | 児童救護費 | 132,976,000 |
| 国立西洋美術館 | 278,182,000 | 児童保護費 | 42,983,734,000 |
| 国立国語研究所 | 197,821,000 | 特別児童扶養手当 | 431,333,000 |
| 国立芸術研究所 | 151,784,000 | 母子福祉手当 | 600,000,000 |
| 国立文化財研究所 | 97,457,000 | 社会保険国庫負担金 | 4,053,586,000 |
| 国立文化財研究所 | 561,889,000 | 健康保険組合補助 | 58,553,147,000 |
| 国立博物館施設費 | 279,148,000 | 厚生年金基金等助成費 | 1,472,780,000 |
| 計 | 304,370,000 | 国民健康保険助成費 | 45,551,000 |
| 文部省所管合計 | 5,054,072,000 | 国民年金国庫負担金 | 225,289,338,000 |
| | 652,496,337,000 | 遺族及留守家族等保護費 | 102,895,080,000 |
| (組織) 厚生本省 | | 計 | 20,578,804,000 |
| 厚生本管費 | 6,886,642,000 | (組織) 厚生省試験研究機関 | 760,446,449,000 |
| 国立公園等管理費 | 93,208,000 | 人口問題研究所 | 64,613,000 |
| 国立公園等施設整備費 | 811,277,000 | 国立公衆衛生院 | 346,240,000 |
| 厚生統計調査費 | 562,529,000 | 国立精神衛生研究所 | 72,013,000 |
| 科学研究所費 | 315,404,000 | 国立栄養研究所 | 105,570,000 |
| 保健衛生施設整備費 | 10,161,172,000 | 国立予防衛生研究所 | 698,583,000 |
| 保健衛生施設整備費 | 1,147,366,000 | 血清其他製造及検定費 | 132,188,000 |
| 結核医療費 | 37,150,696,000 | 国立らい研究 | 65,231,000 |
| 原爆被害対策費 | 4,441,788,000 | 病院管理研究所 | 31,237,000 |
| 精神衛生費 | 24,849,533,000 | 国立衛生試験所 | 437,796,000 |

昭和四十三年三月十八日 衆議院公議院第十三号(一) 昭和四十三年度一般会計予算

| | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 医薬品等検定費 | 50,689,000 | 農業構造改善対策費 | 25,133,499,000 |
| 計 | 2,004,165,000 | 農業改良普及事業費補助 | 7,411,456,000 |
| (組織) 検疫所 | 910,250,000 | 土地改良対策諸費 | 29,419,000 |
| (項) 検疫所 | | 開拓者助成費 | 2,663,913,000 |
| (組織) 国立らいの療養所 | 3,792,130,000 | 自作農創設維持助成費 | 596,301,000 |
| (項) 国立らいの療養所経営費 | 165,455,000 | 畜産振興費補助 | 12,575,777,000 |
| 国立らいの療養所施設費 | 3,957,635,000 | 家畜伝染病予防費補助 | 900,106,000 |
| 計 | | 飼料需給安定費 | 4,900,000,000 |
| (組織) 国立更生援護機関 | 325,334,000 | 蚕糸業振興費 | 1,203,405,000 |
| (項) 国立光明寮 | 148,270,000 | 園芸振興費 | 2,697,379,000 |
| 国立身体障害者更生指導所 | 123,144,000 | 風水害等対策費 | 50,340,000 |
| 国立立ちあがり更生指導所 | 61,905,000 | 土地改良事業費 | 65,007,408,000 |
| 国立立教看護院 | 129,389,000 | 干拓事業費 | 13,665,067,000 |
| 国立精神薄弱児童護院 | 73,560,000 | 農用地開発事業費 | 14,747,453,000 |
| 計 | 861,502,000 | 農林漁業用揮発油税財源 | 8,260,000,000 |
| (組織) 地方医務局 | 267,695,000 | 農林漁業用揮発油税財源 | 1,489,682,000 |
| (項) 地方医務局 | | 海沿岸事業費 | 927,327,000 |
| (組織) 麻薬取締官事務所 | 237,720,000 | 農業施設災害関連事業費 | 26,469,025,000 |
| (項) 麻薬取締官事務所 | | 農業施設災害復旧事業費 | 168,470,000 |
| 厚生省管内事務所 | 768,675,416,000 | 土地改良事業等附帯事務 | |
| 計 | | 計 | 260,287,211,000 |
| (組織) 農林本省 | 7,482,375,000 | (組織) 農林水産技術会議 | 193,125,000 |
| (項) 農林本省 | | (項) 農林水産技術会議 | 3,354,044,000 |
| 卸売市場施設整備費 | 1,416,000,000 | 農林水産業技術振興費 | 3,547,169,000 |
| 農林金融施設費 | 15,164,574,000 | 計 | |
| 農業保険施設費 | 35,258,006,000 | (組織) 農林本省試験研究機関 | 660,699,000 |
| 農林漁業統計調査費 | 610,940,000 | (項) 農林本省試験研究機関 | 431,154,000 |
| 農業振興費 | 11,119,839,000 | 農畜産物試験場 | 482,769,000 |
| 農業機械化研究所出資 | 50,000,000 | 農畜産物試験場 | 385,783,000 |
| 各地農山漁村電気導入事業費 | 288,945,000 | 茶業試験場 | 162,424,000 |
| | | 農業試験場 | 198,540,000 |

| | | | |
|---------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|
| 農 業 試 驗 場 | 2,348,739,000 | 農 業 試 驗 場 | 352,953,000 |
| 農 業 總 合 試 驗 場 | 168,925,000 | 林 業 振 興 費 | 6,546,984,000 |
| 蚕 糸 試 驗 場 | 1,020,451,000 | 治 山 林 事 業 費 | 20,667,600,000 |
| 畜 產 試 驗 場 | 561,840,000 | 造 林 事 業 費 | 5,283,800,000 |
| 放 射 線 研 究 所 | 32,020,000 | 林 道 事 業 費 | 7,041,300,000 |
| 食 糧 ヲ イ ル ス 研 究 所 | 219,017,000 | 農 林 漁 業 用 揮 發 油 貯 藏 費 | 879,300,000 |
| 植 物 ヲ イ ル ス 研 究 所 | 66,408,000 | 身 體 林 道 事 業 費 | 1,300,000,000 |
| 計 | 6,738,774,000 | 森 林 開 発 公 団 事 業 費 | 179,577,000 |
| (組織) 農林本省検査指導機關 | 175,634,000 | 山 林 施 設 災 害 復 旧 事 業 費 | 1,226,418,000 |
| (項) 肥料検査所 | 87,883,000 | 山 林 事 業 附 帶 事 務 費 | 18,802,000 |
| 農 產 出 品 檢 査 所 | 333,938,000 | 林 業 試 驗 場 | 1,214,556,000 |
| 生 物 醫 藥 品 檢 査 所 | 829,498,000 | 計 | 44,711,270,000 |
| 動 植 物 防 疫 檢 査 所 | 156,151,000 | (組織) 水 産 庁 | 805,210,000 |
| 植 物 防 疫 檢 査 所 | 492,097,000 | (項) 水 産 調 査 取 締 費 | 1,374,928,000 |
| 動 物 防 疫 檢 査 所 | 173,889,000 | 漁 業 振 興 費 | 4,687,716,000 |
| 牧 場 及 計 | 2,590,406,000 | 漁 港 施 設 費 | 7,099,900,000 |
| 計 | 4,839,496,000 | 農 林 漁 業 用 揮 發 油 貯 藏 費 | 825,900,000 |
| (組織) 地方農政當局 | 2,228,735,000 | 農 林 漁 業 振 興 費 | 1,599,000,000 |
| (項) 地方農政當局 | 2,107,698,000 | 海 岸 事 業 費 | 323,000,000 |
| 農 地 事 業 工 事 諸 費 | 4,436,433,000 | 大 型 魚 礁 設 置 等 事 業 費 | 30,610,000 |
| 計 | 13,068,115,000 | 漁 港 施 設 災 害 復 旧 事 業 費 | 952,481,000 |
| (組織) 統計調査事務所 | 286,900,000 | 漁 港 施 設 災 害 復 旧 事 業 費 | 7,514,000 |
| (項) 統計調査事務所 | 9,749,000 | 漁 港 整 備 事 業 附 帶 事 務 費 | 984,471,000 |
| (組織) 食糧庁 | 241,500,000,000 | 水 産 研 究 所 | 19,895,000 |
| (項) 食糧庁 | 1,845,233,000 | 水 産 研 究 所 | 32,186,000 |
| 被 食 糧 金 借 入 利 子 補 給 | 962,495,000 | 水 産 研 究 所 | 410,650,000 |
| 食 糧 管 理 費 | 244,604,437,000 | 水 産 研 究 所 | 322,214,000 |
| 畜 産 安 定 對 策 費 | | 北 海 道 さ け ・ さ ず け 化 揚 | 19,985,675,000 |
| 國 産 大 豆 等 保 護 對 策 費 | | 計 | 602,218,580,000 |
| 計 | | 農 林 省 所 管 合 計 | |
| (組織) 林野庁 | | 通 商 産 業 省 所 管 | |

昭和四十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号(白) 昭和四十三年度一般會計予算

| | | | |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| (組織) 通商産業本省 | 5,092,528,000 | 九州工業技術試験所 | 120,729,000 |
| (項) 通商産業本省 | 692,758,000 | 四国工業技術試験所 | 60,513,000 |
| 商工欽業統計調査費 | 22,853,582,000 | 東北工業技術試験所 | 76,164,000 |
| 日本貿易振興会出資 | 150,000,000 | 計 | 14,321,021,000 |
| 了了経済研究所出資 | 100,000,000 | (組織) 特許庁 | |
| 生産性向上対策費 | 68,461,000 | (項) 特許庁 | 2,274,492,000 |
| 工業用水道事業費 | 6,289,101,000 | 發明実施化助成費 | 5,236,000 |
| 民間中型輸送機振興開発費 | 400,000,000 | 計 | 2,279,728,000 |
| 繊維工業構造改善対策費 | 1,074,957,000 | (組織) 中小企業庁 | |
| 地下資源開発費 | 2,411,015,000 | (項) 中小企業庁 | 190,036,000 |
| 計 | 39,132,402,000 | 中小企業対策費 | 10,219,577,000 |
| (組織) 通商産業本省検査機関 | 410,423,000 | 中小企業振興事業団出資 | 15,806,000,000 |
| (項) 工業品検査所 | 413,607,000 | 小規模企業共済事業団出資 | 50,000,000 |
| 繊維製品検査所 | 824,030,000 | 商工組合中央金庫出資 | 1,000,000,000 |
| 計 | | 計 | 27,265,613,000 |
| (組織) 工業技術院 | 388,609,000 | (組織) 通商産業局 | |
| (項) 工業技術振興費 | 4,304,369,000 | (項) 通商産業局 | 2,729,315,000 |
| 大型工業技術研究開発費 | 3,900,000,000 | 商工欽業統計調査費 | 68,976,000 |
| 計量機試験研究所 | 363,372,000 | 計 | 2,798,291,000 |
| 東京工業試験研究所 | 487,926,000 | (組織) 鉱山保安監督官署 | |
| 大阪工業技術試験研究所 | 663,163,000 | (項) 鉱山保安監督官署 | 244,309,000 |
| 名古屋工業技術試験研究所 | 402,057,000 | 通商産業省所管合計 | 86,865,394,000 |
| 免靜工業研究所 | 450,230,000 | (組織) 運輸本省 | |
| 繊維工業試験研究所 | 94,986,000 | (項) 運輸本省 | 7,425,971,000 |
| 地質調査研究所 | 198,122,000 | 海運助成費 | 12,414,454,000 |
| 電気試験研究所 | 717,113,000 | 鉄道建設事業助成費 | 1,562,747,000 |
| 産業技術試験研究所 | 1,146,203,000 | 日本国有鉄道財政再建助成費 | 5,400,000,000 |
| 資源技術試験研究所 | 237,138,000 | 地方鉄道軌道整備助成費 | 4,112,167,000 |
| 北海道工業開発試験研究所 | 599,178,000 | 日本自動車ターミナル株式会社出資 | 250,000,000 |
| | 161,139,000 | 観光事業費 | 902,733,000 |

| | | | |
|-----------------|----------------|--------------|-----------------|
| 港灣事業費 | 45,051,000,000 | (項) 海上保安官署 | 16,438,123,000 |
| 京浜外貿埠頭公田出資 | 500,000,000 | 船舶建造費 | 1,357,426,000 |
| 阪神外貿埠頭公田出資 | 500,000,000 | 航路標識整備費 | 1,897,955,000 |
| 海岸等事業費 | 5,769,890,000 | 計 | 19,633,504,000 |
| 港灣施設災害復旧事業費 | 23,612,000 | (組織) 海難審判庁 | 390,159,000 |
| 港灣施設災害復旧事業費 | 1,450,591,000 | (項) 海難審判庁 | 10,280,430,000 |
| 海岸事業等工事諸費 | 152,740,000 | (組織) 氣象官署 | 381,302,000 |
| 空港整備等事業費 | 7,339,370,000 | (項) 氣象官署 | 10,661,732,000 |
| 港灣等事業附帶事務費 | 106,698,000 | 計 | 139,120,500,000 |
| 計 | 92,961,973,000 | 運輸省管轄 | 1,070,572,000 |
| (組織) 運輸本省試験研究機関 | 925,255,000 | (組織) 郵政本省 | 446,061,000 |
| (項) 船舶技術研究所 | 199,819,000 | (項) 郵政監理費 | 1,516,633,000 |
| 電子航法研究所 | 378,127,000 | (組織) 電波研究所 | 1,474,525,000 |
| 港灣技術研究所 | 1,503,201,000 | (項) 電波研究所 | 2,333,007,000 |
| 計 | 192,385,000 | (組織) 電波研究所 | 5,324,165,000 |
| (組織) 運輸本省教育機関 | 2,177,331,000 | (項) 電波研究所 | 1,474,525,000 |
| 航海訓練學校 | 363,718,000 | (組織) 地方電波監理局 | 34,865,000,000 |
| 航海員學校 | 1,718,745,000 | (項) 地方電波監理局 | 6,052,358,000 |
| 航空大學校 | 4,452,179,000 | 郵政省管轄 | 2,543,000,000 |
| (組織) 海運局 | 2,404,346,000 | (組織) 労働本調査費 | 1,557,000,000 |
| (項) 海運建設局 | 904,485,000 | (項) 労働統計調査費 | 280,000,000 |
| (組織) 港灣建設局 | 1,144,046,000 | 労働省管轄 | 39,808,000,000 |
| (項) 港灣建設局 | 4,949,511,000 | (組織) 労働本調査費 | 5,587,593,000 |
| (組織) 航空官署 | 115,414,000 | (項) 労働統計調査費 | 142,124,000 |
| (項) 航空官署 | | 労働省管轄 | 1,550,000,000 |
| (組織) 船舶労働委員會 | | (項) 労働統計調査費 | 1,524,860,000 |
| (項) 船舶労働委員會 | | 労働省管轄 | 162,365,000 |
| (組織) 海上保安官片 | | (組織) 労働本調査費 | 34,865,000,000 |
| (項) 海上保安官片 | | (項) 労働統計調査費 | 6,052,358,000 |
| | | 労働省管轄 | 2,543,000,000 |
| | | (組織) 労働本調査費 | 1,557,000,000 |
| | | (項) 労働統計調査費 | 280,000,000 |
| | | 労働省管轄 | 39,808,000,000 |

| | | | |
|------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| 計 | 93,822,300,000 | 建設事業附帶事務費 | 347,314,000 |
| (組織) 勞働安全衛生研究會 | 69,931,000 | 計 | 667,201,112,000 |
| (項) 勞働安全衛生研究會 | 53,344,000 | (組織) 国土地理院 | 1,928,422,000 |
| 計 | 123,275,000 | (項) 国土地理院 | 9,031,000 |
| (組織) 中央勞働委員會 | 179,247,000 | 計 | 1,937,453,000 |
| (項) 中央勞働委員會 | 179,247,000 | (組織) 建設省試驗研究機關 | 420,274,000 |
| (組織) 公共企業体等勞働委員會 | 207,827,000 | (項) 土木建築研究所 | 298,870,000 |
| (項) 公共企業体等勞働委員會 | 207,827,000 | 計 | 719,144,000 |
| (組織) 勞働保護官署 | 4,828,709,000 | (組織) 地方建設局 | 3,405,863,000 |
| (項) 勞働保護官署 | 4,828,709,000 | (項) 地方建設局 | 11,877,000 |
| 計 | 24,866,000 | 計 | 3,417,740,000 |
| (組織) 職業安定官署 | 4,853,575,000 | (組織) 地方事業工務諸費 | 673,276,449,000 |
| (項) 職業安定官署 | 4,853,575,000 | 計 | 673,276,449,000 |
| (組織) 建設省 | 10,616,666,000 | (組織) 自治省 | 1,636,384,000 |
| (項) 建設省 | 10,616,666,000 | (項) 自治省 | 20,000,000 |
| 計 | 109,302,890,000 | 計 | 1,557,961,000 |
| (組織) 建設省 | 3,425,044,000 | 計 | 42,000,000 |
| (項) 建設省 | 20,370,000 | (組織) 建設省 | 1,092,337,372,000 |
| 計 | 850,000,000 | (項) 建設省 | 1,900,000,000 |
| (組織) 建設省 | 103,341,000 | 計 | 10,236,369,000 |
| (項) 建設省 | 390,000,000 | (項) 建設省 | 9,000,000,000 |
| 計 | 62,154,027,000 | 計 | 2,018,779,000 |
| (組織) 建設省 | 3,881,685,000 | (項) 建設省 | 9,807,549,000 |
| (項) 建設省 | 12,512,458,000 | 計 | 887,223,000 |
| 計 | 4,357,000,000 | (組織) 建設省 | 1,372,590,000 |
| (組織) 建設省 | 300,000,000 | (項) 建設省 | 104,500,000 |
| (項) 建設省 | 113,540,381,000 | 計 | 5,019,629,000 |
| 計 | 332,299,000,000 | (組織) 建設省 | 450,000,000 |
| (組織) 建設省 | 39,562,000,000 | (項) 建設省 | 1,136,840,356,000 |
| (項) 建設省 | 31,730,000,000 | 計 | |
| 計 | 8,258,643,000 | (組織) 建設省 | |
| (組織) 建設省 | 52,069,411,000 | (項) 建設省 | |
| (項) 建設省 | 86,140,000 | 計 | |
| 計 | 662,198,000 | (組織) 建設省 | |
| (組織) 建設省 | 181,600,000 | (項) 建設省 | |
| (項) 建設省 | | 計 | |

| | |
|------------------------|-------------------------|
| (項) 振興山村開発総合特別事業費 | ロケット等打上及追跡施設費(関連経費を含む。) |
| 離島振興事業費 | 無機材料研究所のうち |
| 農林漁業用揮発油税財源整備事業費 | 機材試験研究所のうち |
| 揮発油税等財源離島道路整備事業費 | 研究施設費(関連経費を含む。) |
| 水資源開発事業費 | 法務省本省 |
| (組織) 特別研究促進調整費 | (組織) 法務省本省 |
| (項) 特別研究促進調整費 | (項) 法務省本省 |
| 原子力平和利用研究促進費 | 法務省本省 |
| 国立機関原子力試験研究費 | 法務省本省 |
| 放射能調査研究費 | (組織) 法務省本省 |
| 原子力発電所立地調査費 | (項) 法務省本省 |
| 航空宇宙技術研究所のうち | (項) 法務省本省 |
| 試験施設整備費 | (組織) 法務省本省 |
| 研究施設整備費 | (項) 法務省本省 |
| 金属材料技術研究所のうち | (組織) 法務省本省 |
| 試験施設整備費 | (項) 法務省本省 |
| 放射線医学総合研究所のうち | (組織) 法務省本省 |
| 試験施設整備費 | (項) 法務省本省 |
| 国立防災科学技術センターのうち | (組織) 法務省本省 |
| 試験施設整備費 | (項) 法務省本省 |
| 国立防災科学技術センター(関連経費を含む。) | (組織) 法務省本省 |
| 試験施設整備費 | (項) 法務省本省 |
| 宇宙開発推進本部のうち | (組織) 法務省本省 |
| 試験協力者謝金 | (項) 法務省本省 |
| 試験施設整備費(関連経費を含む。) | (組織) 法務省本省 |
| 宇宙開発試験作品費(関連経費を含む。) | (項) 法務省本省 |
| 宇宙科学技術研究開発委(関連経費を含む。) | (組織) 法務省本省 |
| 試験施設整備費 | (項) 法務省本省 |

| | |
|---|--|
| <p>農山漁村同和対策費補助金 農山漁村農業特別助成事業費補助金 農山漁村電気導入事業費</p> | <p>(項) 糖 師 安 定 事 業 団 交 付 金 糖師安定事業団交付金 国産大豆等保護対策費のうち大豆及なたね生産者団体等交付金</p> |
| <p>農業構造改善対策費のうち農業構造改善事業費補助金 農業経済圏整備事業費補助金</p> | <p>(組 織) 野 興 費 の う ち 野興費のうち (項) 林 業 振 興 費 の う ち 林業構造改善対策事業費補助金</p> |
| <p>畜産振興費のうち畜産物流通改善対策費補助金 畜産振興費のうち畜果物生産流通対策費補助金 丘陵特産農業推進対策補助金</p> | <p>(組 織) 林 業 振 興 費 の う ち 林業構造改善対策事業費補助金 治 造 林 事 業 費 治造林事業費 林 業 振 興 費 農業用揮発油税財源 農林漁業用揮発油税財源 農林漁業構造改善対策費 農林開発公社事業費 山林施設災害関連事業費 山林施設災害復旧事業費</p> |
| <p>土地改良事業費のうち農用地開発事業費 農林漁業用揮発油税財源 農林漁業構造改善費 海岸事業費 農業施設災害関連事業費 農業施設復旧事業費</p> | <p>(組 織) 水 産 振 興 費 の う ち 水産振興費のうち (項) 漁 業 調 査 取 締 費 の う ち 漁業調査締造費のうち 沿岸漁業構造改善対策事業費補助金 漁 港 施 設 費 農林漁業用揮発油税財源 農林漁業構造改善費 農林漁業構造改善費 海 岸 事 業 費 大型魚礁設置等事業費 漁港施設災害関連事業費 漁港施設復旧事業費</p> |
| <p>(組 織) 農 林 水 産 技 術 研 究 費 の う ち 農林水産技術研究費のうち 農林水産試験研究機関施設(関連経費を含む。) 施設整備費</p> | <p>通 商 産 業 省 所 管 (組 織) 通 商 産 業 協 力 費 の う ち 通商産業協力費のうち (項) 貿 易 振 興 及 経 済 協 力 費 の う ち 貿易振興及経済協力費のうち 海外開発計画調査委託費 アシア生産性向上事業委託費 一次産品問題調査委託費 万国博覧会出展事業委託費</p> |
| <p>(組 織) 農 林 水 産 技 術 研 究 費 の う ち 農林水産技術研究費のうち 農林水産試験研究機関施設(関連経費を含む。) 施設整備費</p> | <p>(組 織) 通 商 産 業 協 力 費 の う ち 通商産業協力費のうち (項) 貿 易 振 興 及 経 済 協 力 費 の う ち 貿易振興及経済協力費のうち 海外開発計画調査委託費 アシア生産性向上事業委託費 一次産品問題調査委託費 万国博覧会出展事業委託費</p> |
| <p>(組 織) 農 林 水 産 技 術 研 究 費 の う ち 農林水産技術研究費のうち 農林水産試験研究機関施設(関連経費を含む。) 施設整備費</p> | <p>(組 織) 通 商 産 業 協 力 費 の う ち 通商産業協力費のうち (項) 貿 易 振 興 及 経 済 協 力 費 の う ち 貿易振興及経済協力費のうち 海外開発計画調査委託費 アシア生産性向上事業委託費 一次産品問題調査委託費 万国博覧会出展事業委託費</p> |
| <p>(組 織) 農 林 水 産 技 術 研 究 費 の う ち 農林水産技術研究費のうち 農林水産試験研究機関施設(関連経費を含む。) 施設整備費</p> | <p>(組 織) 通 商 産 業 協 力 費 の う ち 通商産業協力費のうち (項) 貿 易 振 興 及 経 済 協 力 費 の う ち 貿易振興及経済協力費のうち 海外開発計画調査委託費 アシア生産性向上事業委託費 一次産品問題調査委託費 万国博覧会出展事業委託費</p> |
| <p>(組 織) 農 林 水 産 技 術 研 究 費 の う ち 農林水産技術研究費のうち 農林水産試験研究機関施設(関連経費を含む。) 施設整備費</p> | <p>(組 織) 通 商 産 業 協 力 費 の う ち 通商産業協力費のうち (項) 貿 易 振 興 及 経 済 協 力 費 の う ち 貿易振興及経済協力費のうち 海外開発計画調査委託費 アシア生産性向上事業委託費 一次産品問題調査委託費 万国博覧会出展事業委託費</p> |
| <p>(組 織) 農 林 水 産 技 術 研 究 費 の う ち 農林水産技術研究費のうち 農林水産試験研究機関施設(関連経費を含む。) 施設整備費</p> | <p>(組 織) 通 商 産 業 協 力 費 の う ち 通商産業協力費のうち (項) 貿 易 振 興 及 経 済 協 力 費 の う ち 貿易振興及経済協力費のうち 海外開発計画調査委託費 アシア生産性向上事業委託費 一次産品問題調査委託費 万国博覧会出展事業委託費</p> |
| <p>(組 織) 農 林 水 産 技 術 研 究 費 の う ち 農林水産技術研究費のうち 農林水産試験研究機関施設(関連経費を含む。) 施設整備費</p> | <p>(組 織) 通 商 産 業 協 力 費 の う ち 通商産業協力費のうち (項) 貿 易 振 興 及 経 済 協 力 費 の う ち 貿易振興及経済協力費のうち 海外開発計画調査委託費 アシア生産性向上事業委託費 一次産品問題調査委託費 万国博覧会出展事業委託費</p> |
| <p>(組 織) 農 林 水 産 技 術 研 究 費 の う ち 農林水産技術研究費のうち 農林水産試験研究機関施設(関連経費を含む。) 施設整備費</p> | <p>(組 織) 通 商 産 業 協 力 費 の う ち 通商産業協力費のうち (項) 貿 易 振 興 及 経 済 協 力 費 の う ち 貿易振興及経済協力費のうち 海外開発計画調査委託費 アシア生産性向上事業委託費 一次産品問題調査委託費 万国博覧会出展事業委託費</p> |

昭和四十三年三月十八日 衆議院会議録第十三号(一) 昭和四十三年度一般会計予算

官庁営業費
海岸事業費
急傾斜地崩壊対策事業費
治水事業費
揮発油税等財源道路整備事業費
道路整備事業費
都市計画事業費
河川等災害復旧事業費
河川等災害復旧事業費
都市災害復旧事業費
海岸事業等工事諸費
河川災害復旧事業費

自治省所管

(組織) 自治本
(項) 奄美群島振興事業費

自治省

(組織) 消防
(項) 消防施設等整備費補助のうち
消防吏員待機宿舍施設整備費補助金

自治省

丁号 国庫債務負担行為

皇室費

(事項) 御料牧場施設取得費

国は、昭和42年度一般会計国庫債務負担行為(事項)御料牧場施設取得に基づき下総御料牧場の施設の一部を処分しこれに代わる施設を取得するための契約を同年度において結ぶことができたか
つた場合においては、当該国庫債務負担行為の金額を限り、昭和44年度において国庫の負担とな
る契約を昭和43年度において結ぶことができる。

国会所管

(組織) 衆議院

(事項) 本館等空調和施設整備

国は、衆議院における本館等空調和施設の整備のため、230,895,000円を限り、昭和43年度及
び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(組織) 参議院

(事項) 委員会庁舎新営

国は、昭和42年度一般会計国庫債務負担行為(事項)委員会庁舎新営に基づき参議院における委
員会庁舎の新営については、当該国庫債務負担行為の金額のうち、同年度において契約を結ぶこと
ができなかつた金額を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和
43年度において結ぶことができる。

(事項) 議員宿舍改装
国は、参議院における議員宿舍の改装のため、305,360,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年
度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 本館等空調和施設整備
国は、参議院における本館等空調和施設の整備のため、230,895,000円を限り、昭和43年度及
び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

総理府所管

(組織) 総理府

(事項) 外国人恩給

国は、退職した17名の外国人恩給受給者に対し恩給法の改正による増額措置に準じて昭和43年
10月以降年額162,643円を増額して年金を支給する契約を昭和43年度において結ぶことができ
る。

(事項) 光学式読取装置借入れ

国は、昭和45年国勢調査の全数集計用光学式読取装置の借入れのため、20,105,000円を限り、
昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(組織) 警察庁

(事項) 警察機動隊隊舎施設整備

国は、警察機動隊隊舎施設の整備のため、1,170,000,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及
び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(組織) 北海道庁

(事項) 国営かんがい排水事業

国は、天塩川上流農業水利事業剣和隧道建設工事及びこれに附帯する工事並びに金子地区外3地
区の内水排除事業の排水機場建設工事を実施するため、1,983,000,000円を限り、昭和43年度、昭
和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができ
る。

(事項) 千歳飛行場整備

国は、千歳飛行場の整備のため、250,700,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において
国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(組織) 防衛本庁

(事項) 航空機購入

国は、防衛本庁における航空機の購入のため、20,215,413,000円を限り、昭和43年度以降4箇年
度内において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 器材整備

国は、防衛本庁における器材の整備のため、131,156,925,000円を限り、昭和43年度以降5箇年
度内において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 弾薬購入

国は、防衛本庁における弾薬の購入のため、4,746,920,000円を限り、昭和44年度において国庫
の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 艦 船 建 造
国は、防衛本庁における艦船の建造のため、1,986,814,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(組織) 科 学 技 術 庁

(事項) 核燃料物質の借入れ等
国は、核燃料物質の借入れ等のため、54,895,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 航空宇宙研究施設整備

国は、航空宇宙技術研究所における研究施設の整備のため、417,250,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 防災科学技術研究施設整備

国は、国立防災科学技術センターにおける研究施設の整備のため、95,454,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 宇宙開発研究施設等整備

国は、宇宙開発推進本部における研究施設等の整備のため、1,547,800,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 無機材料研究施設整備

国は、無機材料研究所における研究施設の整備のため、148,200,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 理化学研究所出資

国は、理化学研究所における研究施設の整備に要する資金に充てる出資のため、同研究所を相手方として、120,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 日本原子力研究所出資

国は、日本原子力研究所における原子炉その他の研究施設等の整備に要する資金に充てる出資のため、同研究所を相手方として、2,120,700,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

なお、昭和42年度一般会計国庫債務負担行為に基づいて実行した昭和42年度及び昭和43年度において国庫の負担となる契約の一部を昭和42年度、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となることに昭和43年度において改めることができる。

(事項) 日本原子力船開発事業団出資

国は、日本原子力船開発事業団における陸上附属施設の整備に要する資金に充てる出資のため、同事業団を相手方として、406,300,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 動力炉・核燃料開発事業団出資

国は、動力炉・核燃料開発事業団における研究施設の整備等に要する資金に充てる出資のため、

同事業団を相手方として、7,983,000,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(組織) 法 務 省 所 管

(事項) 金沢刑務所施設取得

国は、金沢刑務所の土地、建物及び工作物等を処分し、これに代わる同刑務所施設を取得するため、その処分に係る収入金額に相当する金額の範囲内において、かつ、857,000,000円を限り、昭和44年度以降3箇年度内において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

外 務 省 所 管

(組織) 在 外 公 館

(事項) 在外公館事務所及び館長公取借入れ

国は、在外公館における事務所及び館長公取として、土地又は建物を借り入れるため、借料年額250,456,019円の限度で、昭和43年度以降一定の年限にわたり国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

大 蔵 省 所 管

(組織) 大 蔵 本 省

(事項) 庁舎等特別取得

国は、行政財産を処分し、これに代わる庁舎等を取得するため、当該処分に係る収入金額に相当する金額の範囲内において、かつ、1,000,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

文 部 省 所 管

(組織) 文 部 本 省

(事項) 義務教育教科書購入

国は、義務教育教科書の給与に必要な教科書の購入のため、10,407,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 南 極 地 域 観 測 事 業

国は、南極地域観測に必要な航空機整備用器材の購入のため、13,436,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 札幌オリゾンピック冬季大会観戦施設整備

国は、昭和47年に開催される札幌オリゾンピック冬季大会において使用する大倉山ジャンプ競技場、真駒内スノーボンスケート競技場及び真駒内屋内スノーボンスケート競技場の建設のため、3,505,480,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 札幌オリゾンピック冬季大会観戦施設整備費補助

国は、昭和47年に開催される札幌オリムピック冬季大会において使用する美香保屋内アイスホッケー競技場及び恵庭岳滑降競技場の施設整備費補助のため、623,717,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

(組織) 農 林 本 省 農 林 省 所 管

(事項) 農業用施設災害復旧事業
費補助

国は、昭和42年以前に発生した災害に係る農業用施設復旧事業費補助のため、4,140,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

(事項) 農地災害復旧事業費補助

国は、昭和42年以前に発生した災害に係る農地復旧事業費補助のため、770,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

(事項) 海岸保全施設災害復旧事業費補助

国は、昭和42年以前に発生した災害に係る海岸保全施設復旧事業費補助のため、60,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

(組織) 林 野 庁

(事項) 治山施設災害復旧事業費補助

国は、昭和42年以前に発生した災害に係る治山施設復旧事業費補助のため、90,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

(事項) 林道施設災害復旧事業費補助

国は、昭和42年以前に発生した災害に係る林道施設復旧事業費補助のため、130,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

(組織) 水 産 庁

(事項) 漁港施設災害復旧事業費補助

国は、昭和42年以前に発生した災害に係る漁港施設復旧事業費補助のため、180,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

(組織) 運 輸 本 省 運 輸 省 所 管

(事項) 港灣施設災害復旧事業費補助

国は、昭和42年以前に発生した災害に係る港灣施設復旧事業費補助のため、180,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

り、昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

(組織) 空 港 整 備

国は、東京国際空港外8空港の整備のため、2,479,850,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(組織) 気 象 庁

(事項) 気象資料自動編集機中継装置用電子計算機借入れ

国は、気象庁における気象資料自動編集機中継装置用電子計算機の借入れのため、134,114,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 気象観測船建造

国は、気象庁における気象観測船建造のため、808,663,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

郵 政 省 所 管

(組織) 電 波 研 究 所

(事項) 人工衛星研究開発

国は、電波研究所における電離層観測衛星の研究開発のため、498,136,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

建 設 省 所 管

(組織) 建 設 本 省

(事項) 公営住宅建設事業費補助

国は、公営住宅建設事業費補助のため、3,498,646,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

(事項) 住宅地区改良事業費補助

国は、住宅地区改良事業費補助のため、1,947,466,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

(事項) 官 庁 官 署 建 設

国は、外務本省庁舎外8件の建設のため、4,679,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 直轄道路災害復旧事業

国は、一般国道118号横根山隧道工事及びこれに附帯する工事を実施するため、120,000,000円

(国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額)

第5条 国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により、政府が昭和43年度において発行する公債を日本銀行に引受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換のための必要な金額とする。

(各特別会計における借入金等の限度額)

第6条 産業投資特別会計において、「外貨公債の発行に関する法律」第1条第1項の規定により、昭和43年度において発行することができる外債をもつて表示する公債(以下この条において「外債」という。)の同条第2項の限度額は、その引受契約締結の日における「外国為替及び外国貿易管理法」第7条第1項に規定する基準外国為替相場(以下この項において「基準相場」という。)又は同条第2項に規定する裁定外国為替相場(以下この項において「裁定相場」という。)により換算した金額が27,000,000,000円に相当する外債表示の額面総額とする。ただし、その発行する外債並びに昭和43年度一般会計予算の予算総則第11条第1項第18号の規定により政府が保証する債券及び地方債証券の額面総額(発行価格が額面金額を下回るものがあるときは、その発行価格差額をうめるために必要な金額を控除した金額)をそれぞれの引受契約締結の日における基準相場又は裁定相場で換算した金額の合計額が54,000,000,000円をこえてはならない。

2 前項に規定する外債債で発行価格が額面金額を下回るものがあるときは、その発行価格差額をうめるために必要な金額を同項本文の限度額に加算した金額を限度額とする。

第7条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄のとおりとする。

| 特別会計 | 根拠規 | 定 | 限 | 度 | 額 |
|-------------|-----------------------------------|---|---|---|---|
| 交付税及び譲与税配付金 | 「交付税及び譲与税配付金特別会計法」附則第15項 | | | | 2,000,000,000円 |
| | 「昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律」第4条第2項 | | | | 2,000,000,000円 |
| 国立学校 | 「国立学校特別会計法」第7条第2項及び附則第9項 | | | | 2,200,000,000円 |
| 国立病院 | 「国立病院特別会計法」 | | | | 病院勘定 3,000,000,000円 療養所勘定 1,500,000,000円 |
| 開拓者資金融通 | 「開拓者資金融通特別会計法」第3条第2項 | | | | 3,800,000,000円 |
| 特定土地改良工事 | 「特定土地改良工事特別会計法」第14条第2項 | | | | 12,200,000,000円 |
| 郵政事業 | 「郵政事業特別会計法」第16条第3項 | | | | 7,200,000,000円 |
| 都市開発資金融通 | 「都市開発資金融通特別会計法」第12条第2項 | | | | 4,100,000,000円 |

(一時借入金等の最高額)

第8条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び練習金(「国庫余裕金の繰替使用に関する法律」第1条の規定によるものを含む。)の最高額は、それぞれ右欄のとおりとする。

| 特別会計 | 根拠規 | 定 | 最 | 高 | 額 |
|-------------|---------------------------|---|---|---|---|
| 印刷局 | 「印刷局特別会計法」第6条第3項 | | | | 500,000,000円 |
| 外国為替資金 | 「外国為替資金特別会計法」第4条第2項 | | | | 400,000,000,000円 |
| 産業投資 | 「産業投資特別会計法」第13条第3項 | | | | 8,000,000,000円 |
| 交付税及び譲与税配付金 | 「交付税及び譲与税配付金特別会計法」第13条第2項 | | | | 42,000,000,000円 |
| 石炭対策 | 「石炭対策特別会計法」第12条第2項 | | | | 5,000,000,000円 |
| 国立学校 | 「国立学校特別会計法」第9条第3項 | | | | 2,000,000,000円 |
| 国立病院 | 「国立病院特別会計法」 | | | | 病院勘定 1,000,000,000円 療養所勘定 2,000,000,000円 |
| 開拓者資金融通 | 「開拓者資金融通特別会計法」第7条第5項 | | | | 550,000,000円 |
| 国有林野事業 | 「国有林野事業特別会計法」第6条第4項 | | | | 4,000,000,000円 |
| アルコール専売事業 | 「アルコール専売事業特別会計法」第6条第3項 | | | | 1,500,000,000円 |
| 輸出保険 | 「輸出保険特別会計法」第12条第4項 | | | | 7,000,000,000円 |
| 機械類賦私信用保険 | 「機械類賦私信用保険特別会計法」第13条第3項 | | | | 500,000,000円 |
| 自動車検査登録 | 「自動車検査登録特別会計法」第11条第3項 | | | | 100,000,000円 |
| 都市開発資金融通 | 「都市開発資金融通特別会計法」第13条第3項 | | | | 150,000,000円 |

2 食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、1,500,000,000,000円とする。ただし、第11条第3項第1号の規定により、国内米買入費若しくは国内米管理費又は国内米買入費若しくは国内米管理費を増額した場合においては、大蔵大臣の承認を受けて、その増額した金額の範囲内で証券、借入金及び一時借入金の最高額を増額することができる。

(給与総額)

第9条 次の表に掲げる各特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して昭和43年度において支給する給与(職員俸給、扶養手当、暫定手当、管理職手当、寒冷地手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、隔遠地手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当、休職者給与その他の各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める手当をいう。)の総額は、次のとおりとする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第11条第1項の規定により給与を支給する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実

施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の移用、流用若しくは予備費の使用により、又は同条同項の規定により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

| | |
|-----------|-----------------|
| 造幣局 | 1,706,002,000円 |
| 印刷局 | 6,703,148,000 |
| 国林野事業 | 38,572,421,000 |
| テロコール専売事業 | 1,187,159,000 |
| 郵政事業 | 269,699,239,000 |

(特別給与の支出)

第10条 前条に規定するもののほか、郵政事業特別会計において、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を受け、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和43年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

2 前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の移用又は流用によるもののほか、当該経費の使用決定等については、「郵政事業特別会計法」第26条の規定の例による。

(職人職出予算の弾力事項)

第11条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費の支出に充てることができる。

| 特別会計 | 要件 | 経費 | 費 |
|-----------|--|----------------------|---|
| 1 造幣局、印刷局 | 注文品の製造数量の増加又は原材料の値上り等に伴う売価価格の変更による収入の増加 | 製造及び売渡しのため直接必要な経費 | |
| 2 資金運用部 | 郵便貯金等の受入資金の増加に伴う収入の増加 | 預託金利子に必要な経費 | |
| 3 国債整理基金 | 国債、借入金、一時借入金又は短期証券の償還金、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てられるための他会計、日本国有鉄道又は日本電信電話公社からの受入金の増加 | 債務償還費、利子及び割引料等に必要な経費 | |
| 4 貴金属 | 金地金の売渡数量の増加に伴う収入の増加 | 金地金の購入のため直接必要な経費 | |
| 5 産業投資 | 外貨公債発行による収入の増加 | 産業投資支出及び外貨公債発行に必要な経費 | |

| | | |
|--|--|---|
| 6 地震再保険 | 再保険金支払いに必要な借入金その他の収入の増加 | 再保険金支払いに必要な経費 |
| 7 交付税及び譲与税配付金 | 地方道路税、石油ガス税及び特別とん税の収入の増加 | 地方譲与税譲与金に必要な経費 |
| 8 国立学校 | 附属病院収入その他の収入の増加 | 事業のため直接必要な経費 |
| 9 国立病院 | 病院勘定における病院収入その他の収入又は療養所勘定における療養所収入その他の収入の増加 | それぞれの勘定の事業のため直接必要な経費 |
| 10 あん | あへんの売渡数量の増加又は輸入あへんの値上りに伴う売渡価格の変更による収入の増加 | あへんの購入のため直接必要な経費 |
| 11 厚生保険、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険、失業保険 | 保険料収入のうち被保険料に相当する金額の増加 | 保険給付に必要な経費 |
| 12 国民年金 | 業務勘定における印紙売割収入の増加 | 業務勘定における国民年金勘定への繰入れに必要な経費 |
| 13 漁船再保険及漁業共済保険、木船再保険 | 再保険料又は保険料収入の増加 | 再保険金又は保険金に必要な経費 |
| 14 国有林野事業 (国有林野事業勘定に限る。) | 業務収入の増加 | 立木の処分及び製品の生産又は処分に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は造林事業の事業量の増加のため直接必要な経費 |
| 15 国有林野事業 (治山勘定に限る。)、特定土地改良工事、港湾整備、道路整備、治水 | 国土総合開発事業調整費の使用による一般会計からの繰入れの増加等による同会計からの受入金その他の収入の増加 | 事業のため直接必要な経費 (当該事業を行なうため必要経費に充てられるための他勘定への繰入れに必要な経費を含む。) |
| 16 糸価安定 | 生糸の売渡数量の増加又は売渡価格の変更による生糸売渡代金の増加 | 生糸の買入れのため直接必要な経費 |

| | | | |
|----|--------------|---|---|
| 17 | アルコール専売事業 | アルコールの売渡数量の増加又は原材料の値上り等に伴う売渡価格の変更による収入の増加 | アルコールの収納、製造又は売渡のため直接必要な経費 |
| 18 | 自動車損害賠償責任再保険 | 再保険料収入又は賦課金収入の増加 | 再保険金又は保庫金に必要な経費 |
| 19 | 自動車検査登録 | 自動車の検査及び登録件数の増加に伴う検査登録印紙収入の増加 | 当該件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費 |
| 20 | 郵便貯金 | 郵便貯金の受入額の増加等に伴う収入の増加 | 郵便貯金の利子又は郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費 |
| 21 | 簡易生命保険及郵便年金 | 契約者の増加等による保険勘定における保険料収入の増加又は年金勘定における掛金収入の増加 | 保険勘定における保険金若しくは郵政事業特別会計への繰入れ又は年金勘定における年金若しくは郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費 |
| 22 | 郵政事業 | 業務外収入以外の収入の増加 業務外収入の増加 | 当該業務に直接必要な経費 業務外支出に必要な経費 |

2 造船局特別会計において、予算において予定した数量をこえる補助貨幣の製造により又は原材料の値上り等に伴う補助貨幣の製造費の増加によりその製造に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、補助貨幣回収準備金からこの会計の歳入に組み入れることができる。

8 食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をすることができる。

- (1) 国内米管理勘定又は国内麦管理勘定において、国内米又は国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく増加するため、国内米買入費若しくは国内米管理費又は国内麦買入費若しくは国内麦管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (2) 国内米管理勘定又は国内麦管理勘定において、国内米又は国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しくこえて輸入食糧を買い入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (3) 業務勘定において、避けることのできない事由により、事務取扱いに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (4) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額。

ただし、当該不足が前号に規定する事由以外の事由により生ずる場合においては、当該不足する勘定以外の勘定の業務勘定への繰入れに必要な経費について、当該不足する勘定の当該経費の増分に相当する額を減額しなければならない。

(5) 調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

(6) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料又は業務の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

(7) 調整勘定において、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定における経費の財源の不足をうめるため、当該各勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。当該各勘定のその不足額を限度とする当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額

4 前各項の規定により経費の支出をする場合においては、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項(郵政事業特別会計にあつては、同特別会計法第26条)の規定の例による。この場合において、第1項第22号に掲げる経費の使用については、大蔵大臣の承認を受けなければならない。(予算の移用)

第12条 「財政法」第38条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表 特別会計(勘定区分のある特別会計)にあつては、各勘定の)の各項の間の移用

| 特別会計 | 勘定 | 移用することができる項 |
|---|----|-------------|
| 資金運用部、外国為替基金、石炭対策、国立学校、厚生保険、船員保険、国立病院、国民年金、米価安定、特定土地改良工事、アルコール専売事業、自動車損害賠償責任再保険、自動車検査登録、郵政事業、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金、労働者災害補償保険、失業保険、都市開発資金融通 | | 各項 |

第2表 特別会計の一部の勘定の間の移用

| 特別会計 | 勘定 | 移用することができる項 |
|---------|--------------------------------|-------------------|
| 食糧管理 | 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料 | 返還金等地勘定へ繰入の項を除く各項 |
| 農業共済再保険 | 農業、家畜 | 各項 |
| 国有林野事業 | 国有林野事業 | 国有林野事業費と国有林野治山事業費 |
| | 治山 | 各項 |

| | | |
|---------|-------------|--|
| 港 湾 整 備 | 港灣整備 | 港灣事業費と港灣等事業諸費 |
| | 特定港灣施設工事 | 各 項 |
| 治 水 | 治水 | 河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発公社交付金、砂防事業費、建設機械整備費、治水事業工事諸費の各々 |
| | 特定多目的ダム建設工事 | 北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道建設機械整備費の各々 |
| | | 多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入 |

第3表 特別会計の一部の項の移用

| 特 別 会 計 | 移 用 事 項 | 移 用 事 項 |
|---------|--|---------------------------------|
| 道 路 整 備 | 道路事業費、街路事業費、首都圏道路整備事業費、建設機械整備費、日本道路建設公社交付金、京都市道路公社交付金、阪神高速道路公社交付金、有料道路整備費、資金貸付金、道路事業費工事諸費の各々 | 北海道道路事業費、北海道街路事業費、北海道建設機械整備費の各々 |

(保険契約の限度額)

第13条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約(再保険契約を含む。)の金額の限度は、昭和43年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 特 別 会 計 | 根 拠 規 定 | 限 度 | 額 |
|-----------------|--------------------|-----------------------|---------------------|
| 地 震 再 保 険 | 「地震保険に関する法律」第3条第3項 | 1回の地震等により支払うべき再保険金の総額 | 270,000,000,000 円 |
| 中 小 漁 業 融 資 保 険 | 「中小漁業融資保証法」第70条第4項 | 保険価額の総額 | 49,000,000,000 円 |
| 輸 出 保 険 | 「輸出保険法」第1条の7 | 次各条の各条に規定する輸出保険の総額 | 1,300,000,000,000 円 |
| 機械類賦私信用保険 | 「機械類賦私信用保険法」第7条 | 保険金額の総額 | 50,000,000,000 円 |

(郵政事業特別会計の作業資産所有の最高額)

第14条 郵政事業特別会計において、「郵政事業特別会計法」第15条の規定により昭和43年度において同会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有する最高額は、8,700,000,000 円とする。

(貸与予算等の制限)

第15条 貸与予算の執行にあつては、歳入歳出予算計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行なつてはならない。

甲号 歳入歳出予算

造幣局

(歳) 補助貨幣回収準備資金より受入

(項) 補助貨幣回収準備資金より受入

6,573,255,000 円

(歳) 事業収入

(項) 雑収入

73,693,000

(歳) 雑収入

(項) 雑収入

7,653,098,000

(歳) 事業収入

(項) 雑収入

17,089,480,000

(歳) 雑収入

(項) 雑収入

875,458,000

(歳) 雑収入

(項) 雑収入

15,394,597,000

(歳) 雑収入

(項) 雑収入

200,000,000

(歳) 雑収入

(項) 雑収入

15,594,597,000

| 歳入 | | 歳出 | |
|--------|----------------|---------|-------------------|
| (項) 歳入 | 94,282,859,000 | (歳) 雑収入 | 52,956,000 |
| (項) 歳入 | 71,200,000,000 | (歳) 雑収入 | 52,956,000 |
| (項) 歳入 | 11,885,000 | (歳) 雑収入 | 1,965,143,000 |
| (項) 歳入 | 15,810,570,000 | (歳) 雑収入 | 1,956,037,000 |
| (項) 歳入 | 6,360,404,000 | (歳) 雑収入 | 8,606,000 |
| (項) 歳入 | 900,000,000 | (歳) 雑収入 | 500,000 |
| (項) 歳入 | 94,282,859,000 | (歳) 雑収入 | 1,965,143,000 |
| (項) 歳入 | 19,000,050,000 | (歳) 雑収入 | 1,101,346,252,000 |
| (項) 歳入 | 19,000,050,000 | (歳) 雑収入 | 1,101,346,252,000 |
| (項) 歳入 | 500,250,000 | (歳) 雑収入 | 78,556,000,000 |
| (項) 歳入 | 500,250,000 | (歳) 雑収入 | 67,426,000,000 |
| (項) 歳入 | 100,000 | (歳) 雑収入 | 6,050,000,000 |
| (項) 歳入 | 19,500,400,000 | (歳) 雑収入 | 5,080,000,000 |
| (項) 歳入 | 19,500,400,000 | (歳) 雑収入 | 29,000,000,000 |
| (項) 歳入 | 19,000,000,000 | (歳) 雑収入 | 29,000,000,000 |
| (項) 歳入 | 400,000 | (歳) 雑収入 | 121,669,000 |
| (項) 歳入 | 500,000,000 | (歳) 雑収入 | 121,669,000 |
| (項) 歳入 | 19,500,400,000 | (歳) 雑収入 | 90,100,000 |
| (項) 歳入 | 19,500,400,000 | (歳) 雑収入 | 90,100,000 |
| (項) 歳入 | 542,457,000 | (歳) 雑収入 | 1,209,114,021,000 |
| (項) 歳入 | 542,457,000 | (歳) 雑収入 | 1,111,337,372,000 |
| (項) 歳入 | 2,496,139,000 | (歳) 雑収入 | 78,556,000,000 |
| (項) 歳入 | 2,496,139,000 | (歳) 雑収入 | 100,000 |
| (項) 歳入 | 211,863,000 | (歳) 雑収入 | 10,095,725,000 |
| (項) 歳入 | 211,863,000 | (歳) 雑収入 | 9,000,000,000 |
| (項) 歳入 | 3,250,459,000 | (歳) 雑収入 | 124,824,000 |
| (項) 歳入 | 3,250,459,000 | (歳) 雑収入 | 1,209,114,021,000 |
| (項) 歳入 | 1,903,082,000 | (歳) 雑収入 | 59,632,000,000 |
| (項) 歳入 | 1,903,082,000 | (歳) 雑収入 | 59,632,000,000 |
| (項) 歳入 | 9,105,000 | (歳) 雑収入 | |
| (項) 歳入 | 9,105,000 | (歳) 雑収入 | |

(外) 加

| | | | | | |
|----------------|-------------------|----|--------------------|-------------------|----|
| (款) 輸入飼料完払代 | 62,302,171,000 | 歳入 | (項) 食糧証券及借入金収入 | 1,029,439,526,000 | 歳出 |
| (項) 輸入飼料完払代 | 62,302,171,000 | | 歳入 | 2,127,149,461,000 | |
| (款) 他会計より受り入 | 4,900,000,000 | | (項) 国債整理基金特別会計へ繰入 | 855,633,300,000 | |
| (項) 一般会計より受り入 | 4,900,000,000 | | 歳入 | 1,271,516,161,000 | |
| (款) 他勘定より受り入 | 17,623,238,000 | | (項) 食糧買入費等財源他勘定へ繰入 | 2,127,149,461,000 | |
| (項) 他勘定より受り入 | 17,623,238,000 | | 歳入 | | |
| (款) 雑収入 | 20,487,000 | | 歳入 | | |
| (項) 雑収入 | 20,487,000 | | 再保険金支払基金勘定 | | |
| 歳入 | 84,845,896,000 | | 歳入 | | |
| (項) 輸入飼料買管理費 | 64,505,323,000 | 歳出 | (款) 農業共済再保険金支払基金収入 | 6,484,814,000 | |
| (項) 輸入飼料買管理費 | 1,284,739,000 | | (項) 前年度繰越資金受入 | 6,484,814,000 | |
| 返還金等他勘定へ繰入 | 11,055,834,000 | | (款) 雑収入 | 113,484,000 | |
| 予出務 | 8,000,000,000 | | (項) 雑収入 | 113,484,000 | |
| 歳入 | 84,845,896,000 | | 歳入 | 6,598,298,000 | |
| (項) 他勘定より受り入 | 46,941,846,000 | 歳入 | (項) 再保険金支払財源他勘定へ繰入 | 6,598,298,000 | |
| (項) 他勘定より受り入 | 46,941,846,000 | | 歳入 | | |
| (款) 検査紙印紙収入 | 330,863,000 | | (項) 農業再保険収入 | 23,791,866,000 | |
| (項) 雑収入 | 330,863,000 | | (項) 再一般会計より受入 | 10,000 | |
| 歳入 | 49,471,000 | | (項) 支払基金受入 | 23,791,856,000 | |
| (項) 雑収入 | 49,471,000 | | (項) 再保険金支払基金勘定より受入 | 6,098,298,000 | |
| 歳入 | 47,322,180,000 | | (款) 雑収入 | 11,514,000 | |
| (項) 事務費 | 34,218,203,000 | 歳出 | (項) 雑収入 | 11,514,000 | |
| 事務所及倉庫運賃費 | 322,516,000 | | 歳入 | 29,901,678,000 | |
| 返還金調整勘定へ繰入 | 12,281,461,000 | | 歳入 | | |
| 予出備 | 500,000,000 | | 歳入 | | |
| 歳入 | 47,322,180,000 | | 歳入 | | |
| (項) 他会計より受り入 | 241,500,000,000 | 歳入 | (項) 農業再保険費 | 16,079,229,000 | |
| (項) 他会計より受り入 | 241,500,000,000 | | 歳入 | 7,712,637,000 | |
| (項) 他勘定より受り入 | 856,209,935,000 | | 歳入 | 6,109,512,000 | |
| (項) 他勘定より受り入 | 856,209,935,000 | | 歳入 | 29,901,678,000 | |
| (項) 食糧証券及借入金収入 | 1,029,439,526,000 | | 歳入 | | |
| 歳入 | | | 歳入 | | |

| 家畜再保險 | | 雑収入 | |
|------------------|---------------|------------------|---------------|
| 勘定 | 入 | 勘定 | 入 |
| (款) 家畜再保險収入 | 2,656,654,000 | (款) 雑収入 | 72,000 |
| (項) 一般会計より受入 | 526,815,000 | (項) 雑収入 | 72,000 |
| 前年度繰越資金受入 | 1,439,253,000 | (項) 農業共済再保險業務費 | 207,351,000 |
| 支払再保険金支払基金勘定より受入 | 690,586,000 | 予出 | 1,000,000 |
| | 500,000,000 | 合計 | 208,351,000 |
| (項) 雑収入 | 2,010,000 | | |
| 合計 | 3,158,664,000 | | |
| (項) 家畜再保險収入 | 1,685,399,000 | (項) 森林保収入 | 1,693,524,000 |
| 農業共済組合連合会交付金 | 249,461,000 | (項) 森林保前年度繰越資金受入 | 531,110,000 |
| 予出 | 1,223,364,000 | 雑収入 | 1,162,414,000 |
| 合計 | 3,158,664,000 | 合計 | 145,467,000 |
| | | 雑収入 | 145,467,000 |
| | | 合計 | 1,838,991,000 |
| (項) 果樹再保險収入 | 197,387,000 | (項) 森林保収入 | 289,466,000 |
| 果樹再一般会計より受入 | 158,674,000 | 森林保前年度繰越資金受入 | 288,969,000 |
| 雑収入 | 38,713,000 | 予出 | 1,260,556,000 |
| 合計 | 1,969,000 | 合計 | 1,838,991,000 |
| | 199,356,000 | | |
| (項) 果樹再保險収入 | 159,000 | (項) 漁船再保險収入 | 7,171,423,000 |
| 果樹再保險交付金費 | 2843,000 | 漁船再一般会計より受入 | 3,817,274,000 |
| 予出 | 196,354,000 | 雑収入 | 1,276,327,000 |
| 合計 | 199,356,000 | 合計 | 2,077,822,000 |
| | | 雑収入 | 272,100,000 |
| | | 合計 | 7,443,523,000 |
| (項) 他会計より受入 | 208,279,000 | (項) 漁船再保險収入 | 4,569,906,000 |
| 一般会計より受入 | 208,279,000 | 漁船再一般会計より受入 | 59,177,000 |
| | | 予出 | 2,814,440,000 |
| | | 合計 | 7,443,523,000 |

(外) 雑収入

漁船特殊保險勘定

歳

入

(款) 漁船特殊再保險収入

163,429,000

(項) 前年度繰越資金受入

141,272,000

(款) 借入

22,157,000

(項) 借入

150,000,000

(款) 雑収入

24,400,000

(項) 雑収入

24,400,000

(歳) 雑収入

337,829,000

(項) 漁船特殊再保險費

145,838,000

(項) 国債整理基金特別会計へ繰入

4,375,000

(歳) 子出

187,096,000

(歳) 子出

337,829,000

漁船乗組員給与保険勘定

歳

入

(歳) 船給与再保険収入

28,325,000

(項) 船給与再保険収入

25,056,000

(歳) 雑収入

3,769,000

(項) 雑収入

5,505,000

(歳) 雑収入

5,505,000

(項) 雑収入

34,330,000

(歳) 船給与再保険収入

25,708,000

(項) 船給与再保険収入

8,622,000

(歳) 雑収入

34,330,000

(項) 雑収入

34,330,000

(歳) 雑収入

34,330,000

(項) 雑収入

34,330,000

(歳) 雑収入

34,330,000

(項) 雑収入

34,330,000

(歳) 雑収入

34,330,000

(項) 雑収入

34,330,000

(歳) 雑収入

34,330,000

(項) 雑収入

34,330,000

(歳) 雑収入

34,330,000

漁業共済保険費

歳

出

(項) 漁業共済組合交付金

46,388,000

(歳) 子出

266,312,000

(歳) 子出

323,256,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

(歳) 子出

635,956,000

| | | |
|--------------------|----------------|----------------|
| (項) 一般會計より受入 | 161,121,000 | |
| (數) 他勘定より受入 | 58,083,000 | |
| (項) 雜収 | 2,000 | |
| (項) 前年度剰余金受入 | 370,000 | |
| (項) 前年度剰余金受入 | 370,000 | |
| (項) 前年度剰余金受入 | 219,576,000 | |
| (項) 業務取扱委託費 | 160,493,000 | |
| (項) 業務保障業務費 | 58,083,000 | |
| (項) 業務保障業務費 | 1,000,000 | |
| (項) 業務保障業務費 | 219,576,000 | |
| (項) 港灣整備備勘定 | | 53,567,692,000 |
| (項) 他會計より受入 | 53,567,692,000 | |
| (項) 他勘定より受入 | 270,529,000 | |
| (項) 特定港灣施設工事勘定より受入 | 270,529,000 | |
| (項) 港灣管理者工事費負担金 | 13,634,929,000 | |
| (項) 港灣管理者工事費負担金 | 13,634,929,000 | |
| (項) 港灣整備備勘定 | | 83,327,000 |
| (項) 地方債証券償還収入 | 83,327,000 | |
| (項) 受託工事納付金収入 | 700,000,000 | |
| (項) 受託工事納付金収入 | 700,000,000 | |
| (項) 前年度剰余金受入 | 963,982,000 | |
| (項) 前年度剰余金受入 | 963,982,000 | |
| (項) 雜収 | 186,000,000 | |
| (項) 雜収 | 186,000,000 | |
| (項) 雜収 | 69,406,459,000 | |
| (項) 港灣事業費 | 51,736,770,000 | |
| (項) 北海道港灣事業費 | 7,089,450,000 | |
| (項) 離島港灣事業費 | 2,383,487,000 | |
| (項) 特別失業対策事業費 | 500,000,000 | |

| | | |
|-------------------|----------------|--|
| 港灣等事業諸費 | 6,485,352,000 | |
| 受託工事費 | 654,210,000 | |
| 因債整理基金特別會計へ繰入 | 78,904,000 | |
| 子出備計 | 478,286,000 | |
| 特定港灣施設工事勘定 | 69,406,459,000 | |
| (項) 他會計より受入 | 1,278,048,000 | |
| (項) 港灣管理者工事費負担金 | 1,278,048,000 | |
| (項) 港灣管理者工事費負担金 | 1,195,131,000 | |
| (項) 港灣管理者工事費負担金 | 1,195,131,000 | |
| (項) 受益者工事費負担金収入 | 3,185,500,000 | |
| (項) 受益者工事費負担金収入 | 3,185,500,000 | |
| (項) 地方債証券償還収入 | 141,862,000 | |
| (項) 地方債証券償還収入 | 141,862,000 | |
| (項) 受託工事納付金収入 | 100,000,000 | |
| (項) 受託工事納付金収入 | 100,000,000 | |
| (項) 前年度剰余金受入 | 242,098,000 | |
| (項) 前年度剰余金受入 | 242,098,000 | |
| (項) 雜収 | 17,000,000 | |
| (項) 雜収 | 17,000,000 | |
| (項) 雜収 | 6,159,639,000 | |
| (項) 石油港灣施設工事費 | 501,960,000 | |
| (項) 鉄鋼港灣施設工事費 | 4,754,560,000 | |
| (項) 石炭港灣施設工事費 | 137,000,000 | |
| (項) 受託工事費 | 100,000,000 | |
| (項) 因債整理基金特別會計へ繰入 | 136,107,000 | |
| (項) 工事諸費 | 270,529,000 | |
| (項) 工事諸費 | 259,483,000 | |
| (項) 子出備計 | 6,159,639,000 | |
| (項) 検査登録印紙収入 | 3,154,893,000 | |
| (項) 検査登録印紙収入 | 3,154,893,000 | |

88

(外) (号) 附

| | | | |
|--------------|---------------|-------------|-----------------|
| (款) 雑収入 | 294,277,000 | (項) 支払戻及補填金 | 190,890,158,000 |
| (項) 前年度剰余金受入 | 294,277,000 | 諸政事業特別会計へ繰入 | 476,887,000 |
| (項) 前年度剰余金受入 | 320,040,000 | 子出金 | 76,735,446,000 |
| 歳入 | 320,040,000 | 雑収入 | 3,500,000,000 |
| (項) 前年度剰余金受入 | 3,769,210,000 | 歳入 | 271,602,291,000 |
| 歳入 | 3,769,210,000 | | |
| (項) 業務受取 | 1,948,396,000 | 保 | 簡易生命保険及郵便年金 |
| (項) 業務受取 | 1,707,213,000 | 保 | 料 |
| (項) 業務受取 | 113,601,000 | (項) 保 | 入 |
| (項) 業務受取 | 3,769,210,000 | (項) 運 | 373,792,122,000 |
| 歳入 | 3,769,210,000 | (項) 運 | 373,792,122,000 |
| | | (項) 運 | 104,568,025,000 |
| | | (項) 運 | 104,568,025,000 |
| | | (項) 運 | 77,961,000 |
| | | (項) 運 | 77,961,000 |
| | | (項) 運 | 478,438,108,000 |
| | | (項) 運 | 478,438,108,000 |
| | | (項) 運 | 182,914,719,000 |
| | | (項) 運 | 182,914,719,000 |
| | | (項) 運 | 70,437,018,000 |
| | | (項) 運 | 70,437,018,000 |
| | | (項) 運 | 2,342,949,000 |
| | | (項) 運 | 2,342,949,000 |
| | | (項) 運 | 2,108,416,000 |
| | | (項) 運 | 2,108,416,000 |
| | | (項) 運 | 2,000,000,000 |
| | | (項) 運 | 2,000,000,000 |
| | | (項) 運 | 259,803,102,000 |
| | | (項) 運 | 259,803,102,000 |
| | | (項) 運 | 2,373,695,000 |
| | | (項) 運 | 2,373,695,000 |
| | | (項) 運 | 1,509,782,000 |
| | | (項) 運 | 1,509,782,000 |
| | | (項) 運 | 975,842,000 |
| | | (項) 運 | 975,842,000 |
| | | (項) 運 | 2,608,000 |
| | | (項) 運 | 2,608,000 |
| | | (項) 運 | 4,961,877,000 |
| | | (項) 運 | 4,961,877,000 |
| | | (項) 運 | 4,373,521,000 |
| | | (項) 運 | 4,373,521,000 |
| | | (項) 運 | 350,000,000 |
| | | (項) 運 | 350,000,000 |
| | | (項) 運 | 62,296,000 |
| | | (項) 運 | 62,296,000 |

| | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 簡易保險郵便年金福祉事業交付金 | 56,060,000 | | | | | | | |
| 備出 備 費 | 20,000,000 | | | | | | | |
| 勞働者災害補償保險 | 4,861,877,000 | | | | | | | |
| 勞働者災害補償保險 | 146,247,000,000 | | | | | | | |
| (款) 保 險 收 入 | 100,964,000,000 | | | | | | | |
| (項) 保 險 料 收 入 | 1,550,000,000 | | | | | | | |
| 一般會計より料受人 | 1,687,000,000 | | | | | | | |
| 未經過保險金受人 | 42,046,000,000 | | | | | | | |
| 支 払 收 入 | 3,205,000,000 | | | | | | | |
| (款) 雜 入 | 3,205,000,000 | | | | | | | |
| (項) 雜 入 | 3,205,000,000 | | | | | | | |
| 金 質 費 | 149,452,000,000 | | | | | | | |
| 金 質 費 | 82,908,000,000 | | | | | | | |
| 金 質 費 | 2,645,257,000 | | | | | | | |
| 金 質 費 | 6,478,764,000 | | | | | | | |
| 金 質 費 | 323,018,000 | | | | | | | |
| 金 質 費 | 150,188,000 | | | | | | | |
| 金 質 費 | 1,780,777,000 | | | | | | | |
| 金 質 費 | 2,998,588,000 | | | | | | | |
| 金 質 費 | 52,167,408,000 | | | | | | | |
| 金 質 費 | 149,452,000,000 | | | | | | | |
| 失 業 保 險 入 | | | | | | | | |
| 失 業 保 險 入 | 194,706,000,000 | | | | | | | |
| (款) 保 險 收 入 | 183,339,000,000 | | | | | | | |
| (項) 保 險 料 收 入 | 1,759,000,000 | | | | | | | |
| 一般會計より受人 | 39,608,000,000 | | | | | | | |
| (款) 運 用 收 入 | 10,290,477,000 | | | | | | | |
| (項) 運 用 收 入 | 10,290,477,000 | | | | | | | |
| (款) 雜 入 | 1,820,820,000 | | | | | | | |
| (項) 雜 入 | 1,820,820,000 | | | | | | | |
| (項) 保 險 給 付 費 | 206,817,297,000 | | | | | | | |
| (項) 保 險 給 付 費 | 156,440,000,000 | | | | | | | |
| 費 用 支 出 | | | | | | | | |
| 費 用 支 出 | 9,143,359,000 | | | | | | | |
| 費 用 支 出 | 398,805,000 | | | | | | | |
| 費 用 支 出 | 125,155,000 | | | | | | | |
| 費 用 支 出 | 5,915,773,000 | | | | | | | |
| 費 用 支 出 | 16,076,285,000 | | | | | | | |
| 費 用 支 出 | 18,722,920,000 | | | | | | | |
| 費 用 支 出 | 206,817,297,000 | | | | | | | |
| 道 路 整 備 入 | | | | | | | | |
| 道 路 整 備 入 | 431,053,000,000 | | | | | | | |
| (款) 他 會 計 受 入 | 431,053,000,000 | | | | | | | |
| (項) 一 般 會 計 受 入 | | | | | | | | |
| 地方公共団体工事費負担金収入 | 36,478,000,000 | | | | | | | |
| (項) 地方公共団体工事費負担金収入 | 36,478,000,000 | | | | | | | |
| (款) 地 方 債 証 券 債 還 收 入 | 1,778,000,000 | | | | | | | |
| (項) 地 方 債 証 券 債 還 收 入 | 1,778,000,000 | | | | | | | |
| (款) 附 帶 工 事 費 負 担 金 收 入 | 4,000,000,000 | | | | | | | |
| (項) 附 帶 工 事 費 負 担 金 收 入 | 4,000,000,000 | | | | | | | |
| (款) 受 託 工 事 納 付 金 收 入 | 3,310,000,000 | | | | | | | |
| (項) 受 託 工 事 納 付 金 收 入 | 3,310,000,000 | | | | | | | |
| (款) 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 2,000,000,000 | | | | | | | |
| (項) 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 2,000,000,000 | | | | | | | |
| (款) 雜 入 | 886,000,000 | | | | | | | |
| (項) 雜 入 | 886,000,000 | | | | | | | |
| 道 路 事 業 費 | 479,505,000,000 | | | | | | | |
| 道 路 事 業 費 | 261,377,033,000 | | | | | | | |
| 道 路 事 業 費 | 49,378,000,000 | | | | | | | |
| 道 路 事 業 費 | 63,530,000,000 | | | | | | | |
| 道 路 事 業 費 | 3,559,000,000 | | | | | | | |
| 道 路 事 業 費 | 47,325,000,000 | | | | | | | |
| 道 路 事 業 費 | 2,973,000,000 | | | | | | | |
| 道 路 事 業 費 | 1,314,000,000 | | | | | | | |
| 道 路 事 業 費 | 3,386,000,000 | | | | | | | |
| 道 路 事 業 費 | 14,000,000 | | | | | | | |
| 道 路 事 業 費 | 1,635,000,000 | | | | | | | |
| 道 路 事 業 費 | 17,800,000,000 | | | | | | | |

昭和四十三年四月十八日 建設省 建設院 建設部 建設課 建設課長 田中 三郎

| | | | |
|--|------|---|---------------------------|
| 公務員宿舍施設費 農林省施設費 | 食糧管理 | 鉄鋼港施設工事費 石炭港施設工事費 港灣施設工事費 | 自動車検査登録 |
| (項) 国内米管理勘入定費 勘入食糧管理勘入定費 | 食糧管理 | (項) 郵政事業 施設政省備所費管 | 郵政事業 |
| (項) 輸入食糧材料勘入定費 輸入飼料材料勘入定費 | 食糧管理 | (項) 局舎其他建設費のうち 局舎其他建設費(関連経費を含む) 簡易生命保険及郵便年金 | 局舎其他建設費のうち 簡易生命保険及郵便年金 |
| (項) 治山山物定費 治山山物事業費 北海治山山物事業費 離島治山山物事業費 治山山物旅雑費のうち | 食糧管理 | (項) 年金勘入定費のうち 年特別省時管 勞働 | 労働者災害補償保険 |
| (項) 土地改良事業費 農業用施設災害復旧事業費 土地改良事業工事諸費のうち 超過勤旅雑費 日工事費 | 食糧管理 | (項) 庁舎等新設費のうち 庁舎等新設費(関連経費を含む) 失業保険 | 失業保険 |
| (項) 土地改良事業工事諸費のうち 超過勤旅雑費 日工事費 | 食糧管理 | (項) 庁舎等省管費 庁舎等省管費 建設省管 | 建設省管 |
| (項) 港灣整備事業費 港灣整備事業費 北海島港等事業費 離島港等事業費 港灣整備事業諸費のうち 超過勤旅雑費 日工事費 受託工事費 特定港灣施設工事費 | 食糧管理 | (項) 道路整備備 道路整備備 北海道路事業費 北海道路街路事業費 首都圏道路整備事業費 離島道路整備事業費 道料道路整備事業費 有道路事業過勤旅雑費のうち 超日工事費 日工事費 受託工事費 | 道路整備備 |

治 水

(項) 河川事業費
北海道河川事業費
河川総合開発事業費
北海道河川総合開発事業費
水資源開発公団交付金
砂防事業費
北海道砂防事業費
離島治水事業費
治水事業諸費のうち
超過額旅費
日工事旅費
工事旅費
附帯工事費
受託工事費
特定多目的ダム建設工事
勘定

(水) (水)

治 水

(項) 都市開発資金貸付金
丁号 国庫債務負担行為
大 蔵 省 管 理
印 刷 局
(事項) 原材料購入
印刷事業に必要な原材料の購入のため、100,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 機械購入
製紙用機械を購入するため、190,100,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
文 部 省 所 管
国 立 学 校

(事項) 科学衛星及びロケット製作
科学衛星及びその打上げ用ロケットの製作のため、580,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 学校施設整備
学校施設の整備のため、15,400,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 病院施設整備
病院施設の整備のため、6,500,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
厚 生 省 所 管
国 立 病 院

病 院 勘 定
(事項) 国立病院特別整備
国立病院施設の特別整備のため、1,500,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
療 養 所 勘 定
(事項) 国立療養所特別整備
国立療養所施設の特別整備のため、3,000,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
農 林 省 所 管
食 糧 管 理

輸 入 食 糧 管 理 勘 定
(事項) 輸入食糧買入れ
外国から食糧を買い入れるため、36,400,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
輸 入 鋼 料 勘 定
(事項) 輸入鋼料買入れ
外国から鋼料を買い入れるため、13,400,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
国 有 林 野 事 業

国 有 林 野 事 業 勘 定
(事項) 土地建物借入れ
国有林野事業に必要な土地及び建物を借り入れるため、借料年額4,215,000円の限度で、昭和43年度以降一定の年限にわたり国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 施設整備
中央合同庁舎1号館の施設整備のため、76,889,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 低賃林等
低賃林等の立木処分とその跡地の地ごしらえ事業とを一体として実施するため、255,625,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

特定土地改良工事

(事項) 国営かんがい排水事業

赤川農業水利事業赤川サイフォン建設工事

赤川農業水利事業赤川サイフォンの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、500,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

加治川農業水利事業第2頭首工建設工事

加治川農業水利事業第2頭首工の建設及びこれに附帯する工事を実施するため、620,000,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

加治川農業水利事業内の倉タム建設工事

加治川農業水利事業内の倉タムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、1,580,000,000円を限り、昭和43年度以降4箇年度内において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

阿賀野川用水農業水利事業宮ノ下トンネル建設工事

阿賀野川用水農業水利事業宮ノ下トンネルの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、250,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

中信平農業水利事業専用水幹線トンネル建設工事

中信平農業水利事業専用水幹線トンネルの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、690,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 直轄干拓事業

中海干拓事業中浦水門門扉掲付工事

中海干拓事業中浦水門の門扉の掲付工事及びこれに附帯する工事を実施するため、807,000,000円を限り、昭和43年度以降4箇年度内において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

郵政省所管

郵政事業

(事項) 事業用品購入調製等

郵政事業に必要な事業用品の購入及び調製等のため、1,000,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 局舎等施設工事

局舎その他の施設工事を実施するため、13,591,386,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 土地建物借入れ

郵政事業に必要な土地及び建物を借り入れるため、借料年額110,000,000円の限度で、昭和43年

度以降一定の年限にわたり国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

簡易生命保険及郵便年金

保 険 勘 定

(事項) 簡易保険郵便年金福祉事業団出資

簡易保険郵便年金福祉事業団における施設の整備に要する資金に充てる出資のため、同事業団を相手方として、1,764,300,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

年 金 勘 定

(事項) 簡易保険郵便年金福祉事業団出資

簡易保険郵便年金福祉事業団における施設の整備に要する資金に充てる出資のため、同事業団を相手方として、46,910,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

勞 働 省 所 管

失 業 保 険

(事項) 雇用促進事業団出資

雇用促進事業団における移転就職者用宿舍施設の整備に要する資金に充てる出資のため、同事業団を相手方として、12,552,200,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

建 設 省 所 管

道 路 整 備

(事項) 直轄道路改良事業

一般国道神奈川1号国道早川高架橋架設工事外29箇所の改良工事を実施するため、24,900,000,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 街路事業費補助

大都市及びその周辺における街路事業費の一部を補助するため、4,000,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

(事項) 首都圏街路事業費補助

首都圏における街路事業費の一部を補助するため、2,500,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

(事項) 道路政策受託工事

日本道路公団からの委託に係る確水バイパス建設工事を実施するため、1,600,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び暫定手当(以下「基準内給与」と総称する。)に要する経費
- (3) 職員に対して支給する寒冷地手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当、休職者給与その他専売公社が大蔵大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費
- (4) 補助金及び交付金に要する経費
- (5) 交際費に要する経費

2 前項に規定するもののほか、専売公社法第43条の2の規定により専売公社が大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、施設費と他の経費との間にその金額を相互に流用し、又は施設費に予備費を使用する場合におけるこれらの経費とする。

(繰越しの制限)

第7条 専売公社がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、専売公社法第43条の3第1項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する給与に要する経費
- (3) 補助金及び交付金に要する経費

(給与総額等)

第8条 専売公社法第43条の22第1項の規定により、昭和43年度において、専売公社がその職員に対して支給する基準内給与の額を23,528,063,000円と、基準外給与の額を12,890,223,000円と、給与の総額を36,418,286,000円とする。ただし、予算の基礎となつた給与率則を実施するため必要を生じた場合、第5条の規定により給与を支出する場合、又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の流用若しくは予備費の使用により、又は同条の規定により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、大蔵大臣の承認を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第9条 前条に規定するもののほか、専売公社は、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和43年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

第3章 日本国有鉄道

(債務負担行為)

第10条 「日本国有鉄道法」(以下この章において「国有鉄道法」という。)第39条の8第1項の規定に

より昭和43年度において日本国有鉄道(以下この章において「国有鉄道」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第11条 国有鉄道法第39条の8第2項の規定により昭和43年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国有鉄道が債務を負担する行為の限度額は、1,000,000,000円とする。

(借入金等の限度額)

第12条 国有鉄道法第42条の2第2項の規定による長期借入金、短期借入金又は鉄道債券の限度額は、次に掲げるとおりとする。

| 借入金等 | 限度額 |
|----------------------|----------------------------|
| 長期借入金及び鉄道債券 | 円 |
| イ 長期借入金、政府引受債及び政府保証債 | 元本金額及び額面総額 264,000,000,000 |
| ロ イ以外の鉄道債券 | 額面総額 182,500,000,000 |
| 短期借入金 | 70,000,000,000 |

2 前項に規定する鉄道債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(支出予算の弾力条項等)

第13条 国有鉄道において、事業量の増加等により損益勘定の収入金額(次項に規定する収入を除く。)が同勘定の予算額(次項に規定するものを除く。)に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受け、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費の支出に充てることができる。

2 国有鉄道において、損益勘定の雑収入のうち、外部からの委託に係る工事の実施に必要な経費に充てるため受け入れる収入金額が予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、その工事に必要な経費の支出に充てることができる。

3 国有鉄道において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として工事勘定の支出又は債務の償還に充てることができる。

4 国有鉄道において、国又は地方公共団体等から国有鉄道の財産の移譲等の目的をもつて資金を受け入れるときは、運輸大臣の承認を受けて、当該資金を工事勘定の支出に充てることができる。

5 国有鉄道は、災害その他予見することができない事由により、工事勘定の支出と同勘定の予算額に比して増加する必要があるときは、運輸大臣の承認を受けて、損益勘定の予備費を使用して工事勘定の支出に充てることができる。

(流用等の制限)

第14条 国有鉄道がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費
 (3) 職員に対して支給する寒冷地手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当、休職者給与その他国有鉄道が運輸大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費
 (4) 交際費に要する経費

2 前項に規定するもののほか、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により国有鉄道が運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、工事勘定のうち確保費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。
 (繰越しの制限)

第15条 国有鉄道がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、国有鉄道法第39条の15第1項ただし書の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する給与に要する経費(給与総額等)

第16条 国有鉄道法第44条第1項の規定により、昭和43年度において、国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額を286,540,387,000円と、基準外給与の額を143,040,400,000円と、給与の総額を429,586,787,000円とする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第13条の規定により給与を支出する場合、又は給与に関する公共企業体等労働委員会の議定を企業経営に及びず影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、経費の流用若しくは予備費の使用により、又は同条の規定により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれ別の額が変更されたときは、その変更された額とする。
 (特別給与の支出)

第17条 前条に規定するもののほか、国有鉄道は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より削減したときは、運輸大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の削減額の一部に相当する金額を昭和43年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。
 (貯蔵品保有の最高額)

第18条 国有鉄道が昭和43年度末において保有する貯蔵品の最高額は、35,000,000,000円とする。ただし、その最高額の変更について運輸大臣が承認したときは、その変更された額とする。

第4章 日本電信電話公社
 (債務負担行為)

第19条 「日本電信電話公社法」(以下この章において「電電公社法」という。)第47条第1項の規定により昭和43年度において日本電信電話公社(以下この章において「電電公社」という。)が債務を負担

する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)
 第20条 電電公社法第47条第2項の規定により昭和43年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に電電公社が債務を負担する行為の限度額は、500,000,000円とする。
 (借入金等の限度額)

第21条 電電公社法第62条第2項の規定による電信電話債券又は一時借入金金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

| 債 券 等 | 限 度 | 額 |
|--|---------|----------------------------|
| 電信電話債券 | | 円 |
| イ ロ及びハ以外のもの | 額 面 総 額 | 15,000,000,000 |
| ロ 繰上引受けにより発行するもの | 額 面 総 額 | 12,000,000,000 |
| ハ 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの | 額 面 総 額 | 払込金額210,000,000,000円に対応する額 |
| 一時借入金 | | 40,000,000,000 |

2 前項のイ及びロに掲げる電信電話債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。
 (支出予算の弾力条項)

第22条 電電公社において、事業量の増加等により損益勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費の支出に充てることができる。

2 電電公社において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として建設勘定の支出又は債務の償還に充てることができる。
 (流用等の制限)

第23条 電電公社がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、電電公社法第58条第2項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費
- (3) 職員に対して支給する寒冷地手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当、休職者給与その他電電公社が郵政大臣の承認を受けて定める手当(以下

この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費

- (4) 交際費に要する経費
- 2 前項に規定するもののほか、電電公社法第53条第2項の規定により、電電公社が郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、建設勘定のうち総保費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。
- (繰越しの制限)

第24条 電電公社がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、電電公社法第54条第1項ただし書の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する給与に要する経費(給与総額等)

第25条 電電公社法第72条第1項の規定により、昭和43年度において、電電公社がその職員に対して支給する基準内給与の額を129,616,085,000円と、基準外給与の額を75,895,121,000円と、給与の総額を205,511,206,000円とする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第22条の規定により給与を支出する場合、又は給与に關する公共企業体等労働委員会の規定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、経費の流用若しくは予備費の使用により、又は同条の規定により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれ変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第26条 前条に規定するもののほか、電電公社は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、郵政大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和43年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(臨時給与の限度額)

第27条 電電公社法第72条第1項ただし書の規定により昭和43年度において、経済事情の変動その他予測することができない事態に應ずるため特に必要があつて、電電公社が臨時に支給することができる給与の限度額は、200,000,000円とする。

2 前項の規定により支出する場合においては、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(貯蔵品保有の最高額)

第28条 電電公社が昭和43年度末において保有する貯蔵品の最高額は、21,000,000,000円とする。

ただし、その最高額の変更について郵政大臣が承認したときは、その変更された額とする。

第5章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行

(借入金等の限度額)

第29条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に關する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 公 庫 | 限 度 | 額 |
|-----------|---------------------------------------|--|
| 国民金融公庫 | 借入金 | 158,500,000,000円 |
| 住宅金融公庫 | 借入金 住宅金融公庫宅地債券 | 155,400,000,000 払込金額2,500,000,000 円に対応する額面総額 |
| 農林漁業金融公庫 | 借入金 | 133,000,000,000 |
| 中小企業金融公庫 | 借入金 借入金 中小企業債券 | 130,200,000,000 40,000,000,000 額面総額 |
| 北海道東北開発公庫 | 借入金 | 2,000,000,000 25,500,000,000 額面総額 |
| 公営企業金融公庫 | 公庫により発行する公営企業債券 繰上引受けにより発行する公営企業債券 | 42,000,000,000 39,000,000,000 額面総額 |
| 医療金融公庫 | 借入金 | 25,000,000,000 |
| 環境衛生金融公庫 | 借入金 | 30,800,000,000 |

2 前項に規定する中小企業債券、北海道東北開発債券及び公営企業債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

3 大蔵大臣は、予見し難い経済事情の変動により第1項に掲げる公庫において事業資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、同項の借入金(公営企業金融公庫にあつては繰上引受けにより発行する公営企業債券とする。以下この項及び次条において同じ。)の限度額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、借入金の限度額を増額することができる。

(支出予算の弾力条項)

第30条 次の表の左欄に掲げる公庫又は銀行において、中欄に掲げる事由により借入金額が予算額に比して増加(第1号にあつては同号に掲げる増額)するときは、大蔵大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として(第1号にあつては予算額をこえて)それぞれの右欄に掲げる経費の支出に充てることができる。

| 公庫又は銀行 | 要 件 | 経 費 |
|--------------|-----------------------|----------------------------|
| 1 この章に掲げる各公庫 | 前条第3項の規定による借入金の借入れの増額 | 借入金の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費 |

| | | |
|-------------------|---|-----------------|
| 2 日本開発銀行又は日本輸出入銀行 | 貸付業務に係る事業量の増加 | 貸付業務の増加に直接必要な経費 |
| 3 日本開発銀行 | 「遊運業の再建整備に関する臨時措置法」第2条の規定に基づき支払いを猶予した利子の受け入れの増加 | 特別納付金の支払い |

2 次の表の左欄に掲げる公庫において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金を支出することができる。

| 公庫 | 保 険 金 | 限 度 額 |
|--------------|-------------------------------------|---|
| 1 住宅金融公庫 | 「住宅融資保険法」に定める保険金 | 「住宅金融公庫法」第26条の2第2項の規定による住宅融資保険基金の金額と同条第3項の規定による住宅融資保険積立金の金額の合計額に相当する金額 |
| 2 中小企業信用保険公庫 | 「中小企業信用保険法」及び「中小企業信用保険臨時措置法」に定める保険金 | 「中小企業信用保険公庫法」第22条第1項の規定による保険準備基金の金額と同条第2項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額を限度として大蔵大臣の定める金額 |

(保険契約等の限度額)

第31条 次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、昭和43年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 公庫 | 根 拠 規 定 | 限 度 額 |
|------------|----------------------|--|
| 住宅金融公庫 | 「住宅融資保険法」第6条 | 保険面額の総額 12,000,000,000円 |
| 中小企業信用保険公庫 | 「中小企業信用保険公庫法」第18条第2項 | 保険面額の総額 1,400,000,000,000 貸付金の総額 37,000,000,000 |

(流用の制限)

第32条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第1項又は「日本輸出入銀行法」第38条第1項の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 交際費に要する経費

(借付予算等の制限)

第33条 この章に掲げる各公庫及び各銀行は、それぞれ支出予算の範囲内であつても、役員等の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し、又は支給してはならない。

第6章 補 則

第34条 第1条に掲げる政府関係機関(以下「政府関係機関」という。)が国際復興開発銀行と締結する借入契約に基づき外貨で支払わなければならない借入金があるときは、その金額は、外貨による借入金額(当該金額のうちアメリカ合衆国通貨以外の通貨による借入金額については国際復興開発銀行がその定めるところによりアメリカ合衆国通貨に換算した金額)をその借入契約締結の日における「外国為替及び外国貿易管理法」第7条第1項に規定する基準外国為替相場で換算した金額とする。

2 政府関係機関が発行する債券で外貨をもつて支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額をその引受契約締結の日における「外国為替及び外国貿易管理法」第7条第1項に規定する基準外国為替相場又は同条第2項に規定する裁定外国為替相場により換算した金額とする。

第35条 政府関係機関が国際復興開発銀行からの外貨資金の借入契約に基づき債券を引き渡す必要がある場合における債券の発行限度額は、当該機関が国際復興開発銀行から借り入れている長期借入金の金額(昭和42年度までに発行した当該債券があるときは、その額面総額を控除した金額)に相当する金額とする。

| 甲号 | 収 入 | 支 出 | 予 算 | 日 本 専 売 公 社 | 日 本 有 限 公 司 | 日 本 有 限 公 司 |
|-----|-----------|-----------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|
| (項) | たばこ事業収入 | 給付事業収入 | 其他事業収入 | 670,402,296,000 | 42,843,082,000 | 408,438,628,000 |
| (項) | 塩 共 通 合 計 | 与らば其他事業収入 | 諸事業収入 | 41,298,907,000 | 42,119,041,000 | 42,119,041,000 |
| (項) | 共 通 合 計 | 塩 共 通 合 計 | 諸事業収入 | 763,319,000 | 9,542,476,000 | 9,542,476,000 |
| (項) | 支 出 | 支 出 | 諸事業収入 | 712,464,522,000 | 17,690,156,000 | 17,690,156,000 |
| (項) | 運 輸 勘 定 入 | 損 益 勘 定 入 | 諸事業収入 | 3,000,000,000 | 513,693,383,000 | 3,000,000,000 |
| (項) | 運 輸 勘 定 入 | 損 益 勘 定 入 | 諸事業収入 | 902,229,097,000 | | |

| 環境衛生金融公庫 収入 | | 日本開発銀行 収入 | | 日本輸出入銀行 収入 | |
|----------------|---------------|----------------|-----------|----------------|-----------|
| 6,451,484,000 | (項) 一般會計より受入金 | 91,588,528,000 | (項) 事業益入金 | 66,997,382,000 | (項) 事業益入金 |
| 3,644,459,000 | (項) 事業益入金 | 91,588,528,000 | (項) 事業益入金 | 200,000,000 | (項) 事業益入金 |
| 618,776,000 | (項) 事業益入金 | 3,278,150,000 | (項) 事業益入金 | 67,197,382,000 | (項) 事業益入金 |
| 617,776,000 | (項) 事業益入金 | 2,998,000,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 1,000,000 | (項) 事業益入金 | 255,150,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 4,283,285,000 | (項) 事業益入金 | 25,000,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| | (項) 事業益入金 | 94,866,678,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 22,116,548,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 45,000,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 22,161,548,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 1,693,685,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 1,693,685,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 4,556,718,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 4,556,718,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 5,614,366,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 5,614,366,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 2,000,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 2,000,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 305,281,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 305,281,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 12,172,050,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 12,172,050,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 669,942,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 669,942,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 18,393,855,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 18,393,855,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 50,000,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 50,000,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 19,113,797,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 19,113,797,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 6,186,491,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 6,186,491,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 239,524,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 239,524,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 224,091,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 224,091,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 13,950,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 13,950,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 1,483,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 1,483,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 6,426,015,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 6,426,015,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 6,435,484,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 6,435,484,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 16,000,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |
| 16,000,000 | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 | | (項) 事業益入金 |

(左) 如

丁号 債務 負担 行為

日本専売公社

輸送業務 費用
外国から塩を購入するため、9,600,000,000 円を限り、昭和 44 年度において日本専売公社の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

日本国有鉄道

損益勘定
輸送諸費用
輸送業務に直接必要な物品を購入するため、1,600,000,000 円を限り、昭和 44 年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

動力費用
運転に必要な石炭、電力及び流動燃料を購入するため、1,500,000,000 円を限り、昭和 44 年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

修繕費用
諸施設、車両、自動車及び船舶の保守に必要な物品を購入し、又は修繕工事を実施するため、15,000,000,000 円を限り、昭和 44 年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

管理共通費用
鉄道技術研究所等の業務に必要な物品を購入するため、300,000,000 円を限り、昭和 44 年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

工事勘定
電化設備費用
電化設備工事を実施するため、24,000,000,000 円を限り、昭和 44 年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

車両費用
車両を購入するため並びに車両の製造及び改造に必要な物品を購入するため、54,000,000,000 円を限り、昭和 44 年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

諸設備費用

事業に必要な諸施設の工事を実施するため、91,700,000,000 円を限り、昭和 44 年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

小伝馬町すい道外 21 箇所
の工事等及びこれらに附帯する工事を実施するため、38,500,000,000 円を限り、昭和 44 年度及び昭和 45 年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

東京・品川間すい道外 4 箇所
のすい道工事及びこれらに附帯する工事を実施するため、24,000,000,000 円を限り、昭和 44 年度、昭和 45 年度及び昭和 46 年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

工事の設計及び調査を実施するため、300,000,000 円を限り、昭和 44 年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

日本電信電話公社

建設勘定

電信電話施設費用
電信電話施設工事を実施するため、126,000,000,000 円を限り、昭和 43 年度及び昭和 44 年度において日本電信電話公社の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

局舎建設費用

局舎建設工事を実施するため、40,000,000,000 円を限り、昭和 43 年度、昭和 44 年度及び昭和 45 年度において日本電信電話公社の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

日本電信電話公社の「一編を改正する法律案」

行
国会に提出する。
昭和四十三年二月十二日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本開発銀行法の「一編を改正する法律案」
日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の
一部を次のように改正する。
第十八条の二第一項中「四倍」を「五倍」と改
正する。

昭和四十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号(一) アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案 法務省設置法の一部を改正する法律案 二六二

附則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

理由

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

附会に提出する。

昭和四十三年二月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和四十一年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(出資等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、協定第十九条第

一項(ロ)に規定する特別基金にあてため、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができる。

第三条の見出し中「出資」を「出資等」に改め、同条第一項中「出資する」を「出資し又は拠出する」に、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項中「出資する」を「出資し又は拠出する」に改め、同条第三項中、「アジア開発銀行」とを「アジア開発銀行」と、同法第六条及び第七条第一項中「出資した」とあるのは「出資し又は拠出した」とに改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

アジア開発銀行の特別基金にあてためるためわが国から拠出することとなるのに伴い、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務省設置法の一部を改正する法律案

右

附会に提出する。

昭和四十三年二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。別表四旭川刑務所の項中「旭川市」を「北海道上川郡東鷹栖村」に改める。別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡養父町」を「豊田市」に改める。

別表十二中 名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋市

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋市

名古屋入国管理事務所名古屋空港出張所

愛知県西春日井郡豊山村

大阪入国管理事務所大阪港出張所

大阪市

大阪入国管理事務所大阪港出張所

大阪市

大阪入国管理事務所堺港出張所

堺市

高松入国管理事務所小松島港出張所

小松島市

高松入国管理事務所高知港出張所

高知市

広島入国管理事務所広島港出張所

広島市

広島入国管理事務所福山港出張所

福山市

広島入国管理事務所岩国空港出張所

岩国市

広島入国管理事務所境港出張所

境港市

附則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、別表四の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から、別表五の改正規定は、公布の日から施行する。

理由
所在地の状況等にかんがみ旭川刑務所の位置を改め、出入国管理行政を有効適切ならしめるため愛知県西春日井郡豊山村ほか四箇所に入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十三年二月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

裁判所職員定員法の一部を改正する法律
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、二四一人」を「一、二五三人」に改める。

第二条中「二万九百十三人」を「二万九百二十六人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

理由
下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事及び裁判官以外の裁判所職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十三年三月十四日

提出者

農林水産委員長 足立 篤郎

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律

(積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部改正)

第一条 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十三年三月三十一日」を

「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

(急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第二条 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十

十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十三年三月三十一日」を

「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

(渾田単作地域農業改良促進法の一部改正)

第三条 渾田単作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十三年三月三十一日」を

「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

(海岸砂地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第四条 海岸砂地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十三年三月三十一日」を

「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

(畑地農業改良促進法の一部改正)

第五条 畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十三年三月三十一日」を

「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和四十三年三月三十一日」を

「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

理由

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等による農業振興計画等の実施の状況にかんがみ、同法等の有効期限をさらに三年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

この法律の施行には経費を要するが、積雪寒冷単作地帯その他各地帯における農業振興計画等に基づく土地改良事業等の所要額は、土地改良事業等の施行に要する経費から支出されるものであつて、四十三年度におけるその額は、約百九十億円程度と見込まれる。

森林法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年五月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

森林法の一部を改正する法律

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「十年」を「十五年」に改める。

第五条第一項中「政令で定めるところにより」を削り、「森林計画區別に」の下に「五年ごとに」を加え、「五年を一期とする」を「十年を一期とする」に改める。

第八条の見出し中「森林計画」を「地域森林計画」に改める。

第十条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一 二次条第五項の規定に係る森林施設計画
(その変更につき第十二条第三項において準用する次条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合

第十一条から第二十条までを次のように改める。

(森林施設計画)

第十一条 森林所有者は、省令で定めるところに

より、五年を一期とする森林施設計画を作成し、これを当該森林施設計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該森林施設計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 森林施設計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める森林施設に関する長期の方針に基づいて、作成しなければならない。

3 森林施設計画には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との區別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積
二 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法
三 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法
四 保育の種類別の面積
五 その他省令で定める事項

4 第一項の規定による認定の請求は、第二項の森林施設に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない

らな

5 都道府県知事は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施設計画の内容が左の各号に掲げる要件のすべてをみたすときは、当該森林施設計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 森林施設計画の対象とする森林(政令で定めるものを除く)の規模に応じ、森林生産の保護及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、政令で定める樹種又は林相の改良その他の森林施設の合理化に関する基準に適合していること。
二 地域森林計画の内容に照らして適当であると認められること。

(森林施設計画の変更)

第十二条 前条第五項の認定を受けた森林所有者(以下「認定森林所有者」という。)は、左の各号に掲げる場合には、当該森林施設計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者は、省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。
一 当該認定森林所有者が当該森林施設計画の

対象とする森林の一部につき森林所有者でなくなつた場合、当該認定森林所有者が当該森林施設計画の対象とする森林以外の森林につき新たに森林所有者となつた場合その他当該森林施設計画の対象とする森林と当該認定森林所有者が森林所有者である森林との範圍が異なることとなつた場合
二 当該認定森林所有者が次条の規定による通知を受けた場合

2 認定森林所有者は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林施設計画の変更を必要とする場合には、省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

3 前二項の規定による認定の請求については、前条第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「森林施設計画」とあるのは「当該変更後の森林施設計画」と、「作成し」とあるのは「作成されたものとなるようにし」と、同条第五項中「当該森林施設計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林施設計画の内容」と、「当該森林施設計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み

替えるものとする。

(森林施業計画の変更に関する通知)

第十三条 都道府県知事は、第十一条第五項の認

定に係る森林施業計画(その変更につき前条第

三項において準用する第十一条第五項の規定に

よる認定があつたときは、その変更後のもの。)

の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部

に適合しなくなつたと認めるときは、当該森林

施業計画に係る認定森林所有者に対し、当該森

林施業計画を変更すべき旨を通知しなければな

らない。

(森林施業計画の遵守)

第十四条 認定森林所有者は、災害その他やむを

得ない理由による場合を除き、当該森林施業計

画の対象とする森林の施業について当該森林施

業計画を遵守しなければならない。

(森林施業計画に係る森林の伐採等の届出)

第十五条 認定森林所有者は、当該森林施業計画

の対象とする森林につき立木の伐採又は造林を

した場合その他省令で定める場合には、省令で

定めるところにより、都道府県知事にその届出

書を提出しなければならない。

(認定の取消し)

第十六条 都道府県知事は、左の各号の一に該当

する場合に、当該森林施業計画に係る第十一

条第五項の認定を取り消すことができる。

一 認定森林所有者が、第十二条第一項各号に

掲げる場合において、同項の規定による認定

の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を

受けられなかつたとき。

二 認定森林所有者が、第十四条の規定に違反

しているとき。

三 認定森林所有者が、前条の規定による届出

書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出を

したとき。

(死亡又は解散の場合の包括承継人に対する効

力等)

第十七条 第十一条から第十三条まで、第十五条

若しくは前条の規定又はこれらの規定に基づく

省令の規定によつてした処分、手続その他の行

為は、第十一条第一項の規定による認定の請求

をした者又は認定森林所有者が死亡し、又は合

併により解散した場合には、その包括承継人に

対しても、その効力を有する。

2 前項に規定する場合には、同項の包括承継人

は、省令で定めるところにより、都道府県知事

にその届出書を提出しなければならない。

3 第一項に規定する処分、手続その他の行為に

ついては、第三条の規定は、適用しない。

(数人共同の森林施業計画)

第十八条 森林所有者は、数人共同して、一の森

林施業計画を作成し、これを第十一条第一項の

都道府県知事に提出して、当該森林施業計画が

適当であるかどうかにつき認定を求めることが

できる。

2 前項の森林施業計画に関しては、前七条の規

定の適用があるものとする。この場合におい

て、第十一条第二項中「当該森林所有者が定め

る」とあるのは「当該森林所有者が共同して定め

る」と、第十二条第一項中「左の各号に掲げる場

合には」とあるのは「左の各号に掲げる場合

は、共同して(当該認定森林所有者のうち森林

所有者でなくなつた者があるときは、その者

を除き共同して)」と、同条第二項中「変更を必

要とする場合には」とあるのは「変更を必要とす

る場合には、共同して」とする。

(数都道府県にわたる事項の処理等)

第十九条 森林施業計画の対象とする森林の所在

地が二以上の都道府県にわたる場合には、第十

一条から第十三条まで及び第十五条から前条ま

でにおいて都道府県知事の権限に属させた事項

は、農林大臣が処理する。

2 農林大臣は、前項の規定により第十一条第五

項(第十二条第三項において準用する場合を含

む。次項において同じ)の認定又は第十三条の

規定による通知をしようとするときは、関係都

道府県知事の意見を聞かなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により第十一条第

五項の認定又は第十六条の規定による認定の取

消しをしたときは、関係都道府県知事にその旨

を通知しなければならない。

(農林大臣及び都道府県知事の援助)

第二十条 農林大臣及び都道府県知事は、全国森

林計画及び地域森林計画の達成並びに森林施業

計画の作成及びその達成のために必要な助言、

指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行

なうように努めるものとする。

第七十九条第二項第六号の次に次の一号を加え

る。

六の二 組合員のための森林施業計画の作成

第百九十二条第三号中「行ふ」を「行なう」に改

め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第

昭和四十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号(一) 森林法の一部を改正する法律案 日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 森林施業計画に関し都道府県知事が行なう事務に要する費用

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一項第一号の次に一号を加える改正規定、第十一条から第二十条までの改正規定、第七十九条第二項第六号の次に一号を加える改正規定及び第九十二条の改正規定は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の森林法(以下「旧法」という。)第四条又は第五条の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、改正後の森林法(以下「新法」という。)第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

3 農林大臣は、この法律の施行の日から起算して三十日以内に、新法第四条の規定により、昭和四十三年四月一日をその期間の始期とする全国森林計画をたてなければならない。

4 都道府県知事は、前項の全国森林計画につき新法第四条第五項の規定による公表があつたと

きは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、この法律の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられている地域森林計画を、当該地域森林計画の始期とされている日以降十年間をその期間とするものに変更しなければならない。この場合には、新法第五条第四項及び第五項並びに第七条の規定を準用する。

理由

近時の林業に関する諸情勢の推移にかんがみ、森林資源の保護培養及び森林生産力の増進のための諸施策の効果的な実施を図るため、全国森林計画及び地域森林計画の期間を改めるとともに、森林所有者が作成する森林施業計画についての認定の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

右 国会に提出する。

昭和四十三年三月一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会に関し、国際博覧会に関する条約(以下「条約」という。)第十五条の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等を定めることを目的とする。

(日本万国博覧会政府代表)

第二条 外務省に、日本万国博覧会政府代表(以下「代表」という。)二人を置く。

2 代表は、特別職の国家公務員とする。

3 代表は、外務公務員とする。この場合において、代表については、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条、第七条、第二十七條及び第二十八條の規定を適用する。

4 代表は、行政機関の職員に關する法律(昭和四十三年法律第 号)第一条第一項の職員に含まないものとする。

(任務)

第三条 代表は、日本万国博覧会に関し、条約(条約第八條の一一般規則を含む。)の定めるところにより、日本国政府を代表し、その約束の履

行を保障することを任務とする。
第四条 關係各省庁の長は、代表の任務に関し、必要な措置をとるものとする。

(任免)

第五条 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

2 代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

(給与及び災害補償)

第六条 代表の俸給月額は、二十六万円とし、その他その給与及び公務上の災害補償については、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、日本万国博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

理由

昭和四十五年に開催される日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会に関する条約第十五條の規定に基づく政府代表として、日本万国博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十三年度一般会計予算に関する報告書

一 本予算の要旨

本予算は、当面する内外の経済情勢に対処し、景気の抑制と硬直化した財政体質の改善を図ることを主眼としつつ、財政規模及び公債発行額を極力おさえるとともに、限られた財源の適正かつ効率的な配分に留意して編成されたものである。

本予算における重要施策は、次のとおりである。

- 1 税制の改正
- 2 住宅及び生活環境施設の整備
- 3 社会保障の推進
- 4 文教・科学技術の振興
- 5 社会資本の整備
- 6 貿易の振興と経済協力の推進
- 7 農林漁業の近代化
- 8 中小企業の近代化
- 9 交通安全、公害対策の強化
- 10 物価安定施策の推進
- 11 地方財政の健全化

次に、本予算の内容の概略は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

昭和四十三年度一般会計予算総額は、歳入歳出ともそれぞれ五兆八千八百八十五億九千八百四十五万四千円であつて、昭和四十二年補正後予算に対し六千五百一十一億六千五百五十一万一千円(一・八%)の増加である。

歳入

1 租税及印紙収入

四、六九七、八五二百万円

四十三年度においては、税制改正(減収一千九十一億六千八百万円、増収五百四十一億五千四百万円)による五百五十億一千四百万円の減収が見込まれ、四十二年度予算額に対する増収額は六千二百五十五億六千六百万円となる。

2 専売納付金

一三三、七九一百万円

(1) 日本専売公社納付金

一三〇、四三一百万円

(2) アルコール専売事業特別会計納付金

一、三六〇百万円

3 官業益金及官業収入

二、五七七百万円

(1) 官業益金

二、三五〇百万円

(2) 官業収入

二、二六百万円

四十三年度においては、四十二年度に比べ百四十一億八百万円の減少となつては、その主な理由は、国立療養所の国立病院特別会計への移行に伴い、その収入を同特別会計へ振り替えたためである。

4 政府資産整理収入

一一、八九二百万円

5 雑収入

一七二、七五二百万円

6 公債金

六四〇、〇〇〇百万円

財政法第四条第三項の規定に基づく公共事業費の範囲の金額並びに出資金及び貸付金の合計額は、八千九百七十四億九千二百万円である。

7 前年度剰余金受入

五一、七三五百万円

歳出

1 社会保障関係費

八一五、六六二百万円

(1) 生活保護費

一六四、〇二二百万円

生活扶助については、その基準を十三%引き上げるとともに、扶助人員を百三十四万四千

昭和四十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号(一) 議案に關する報告書

二六八

人と見込んでゐる。

(2) 社会福祉費 七〇、八二五百万円

児童保護、老人保護等各種保護施設の収容人員の増加、重症心身障害児(者)対策等について、その施策の充実を図ることとしている。

(3) 社会保険費 三八八、二五六百万円

福祉年金の給付については、老齢福祉年金を月額百円、障害及び母子福祉年金をそれぞれ月額二百円引き上げる(四十三年十月実施)とともに、本人及び扶養義務者に対する所得制限を緩和することとしている。

(4) 保健衛生対策費 一〇七、九三四百万円

原爆障害対策としては、認定病患者に対する医療手当を増額するとともに、各種の手当(特別手当、健康管理手当及び介護手当)を新設することとしている。

なお、国立療養所については、これを国立病院特別会計に移行させ、その経理を明確にするるとともに、施設設備の整備を促進することとしている。

(5) 失業対策費 八四、六二五百万円

失業対策事業においては、賃金日額を引き上げるとともに、夏季年末特別対策分を増加することとしている。

また、職業転換対策としては、新たに繊維産業の離職者に対する雇用奨励制度と駐留軍関係離職者に対する再就職奨励制度を創設することとしている。

2 文教及び科学振興費 七〇二、四四八百万円

(1) 義務教育費国庫負担金 三三三、八八二百万円

前年度に引き続き、学級編制基準の改善を行なうほか、義務教育教員の給与改善、教材費の増額等を図ることとしている。

(2) 国立学校特別会計へ繰入 二〇四、五六八百万円

(3) 科学技術振興費 七三、五二二百万円

動力炉の開発、大型工業技術の開発、宇宙開発等の研究開発の促進を図つてゐる。

(4) 文教施設費 三二、三〇〇百万円

公立文教施設については、建築単価及び鉄筋鉄骨比率を引き上げることとしている。

(5) 教育振興助成費 四四、八六八百万円

四十三年度においては、義務教育教科書無償給与の中学三年までの完全実施、低所得階層の児童生徒に対する就学援助の内容改善、へき地教育・特殊教育の振興、学校給食の改善等の施策の充実を図ることとしている。また、私学については、新たに私立大学に対する教育研究費補助制度を創設するほか、私立学校振興会の融資を拡充する等、所要の助成措置を講じてゐる。

(6) 育英事業費 一四、三一八百万円

3 国債費 二〇一、二六一百万円

4 恩給関係費 二五四、〇九二百万円

四十三年度においては、新たに恩給金額等の改定を行なうこととしている。

(1) 文官等恩給費 二七、九五五百万円

(2) 旧軍人遺族等恩給費 二〇二、三九〇百万円

(3) 恩給支給事務費 二、七九八百万円

(4) 遺族及び留守家族等援護費 二〇、九四八百万円

5 地方交付税交付金 一、〇九二、三三七百万円

地方交付税については、地方交付税交付金の法定額から四百五十億円を減額することとしている。また、資金運用部資金引受けにかかる地方債を二百五十億円程度繰上げ償還させるとともに、これを見合いとして、交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部資金から二百五十億円を借り入れて地方交付税交付金を同額増額することとしている。このほか、特別事

業債償還交付金九十億円を、また交通安全対策特別交付金百二億円を、それぞれ新たに地方公共団体に交付することとしている。

6 防衛関係費 四二二、〇七五百万円

前年度に引き続き防衛力を充実することとし、四十二年度に比べ三百五十億二千九百万円の増額を行なっている。

なお、新たに継続費として総額二百十六億二千七百万円（うち四十三年度歳出予算分十九億八千四百万円）、国庫債務負担行為として一千五百八十億五千六百万円（うち四十三年度歳出予算分九十三億六千五百万円）を計上している。

7 特殊対外債務処理費 三四、三二六百万円

新たにマレーシア及びシンガポールに対する無償経済協力費が計上されている。

8 公共事業関係費 一、〇六五、九六二百万円

(1) 治山治水対策事業費 一七六、六一八百万円

治山、治水の各事業については、四十三年度を初年度とする新五か年計画を策定することとしている。

(2) 道路整備事業費 四三四、〇二八百万円

四十三年度においては、万国博覧会関連事業、交通安全対策事業等当面緊急に整備を要するものに予算的重点的計上を行なっている。

(3) 港湾漁港空港整備事業費 八三、七三四百万円

港湾の整備については、四十三年度を初年度とする新五か年計画を策定することとしている。

(4) 住宅対策費 七〇、〇八一百万円

四十三年度においては、住宅建設五か年計画に基づく建設戸数の確保を図ることとし、政府施策住宅として四十九万六千五百戸の建設を予定している。

(5) 生活環境施設整備費 三九、〇八二百万円

下水道事業については、府県事業として行なう流域下水道に重点をおき、その補助率を（一般の公共下水道の十分の四に対して）二分の一に定めることとしている。

(6) 農業基盤整備費 一三九、三七七百万円

(7) 林道工業用水等事業費 二四、四六四百万円

(8) 調整費 六、二〇〇百万円

(9) 災害復旧等事業費 九二、三七八百万円

9 貿易振興及び経済協力費 四八、一四五百万円

輸出の振興については、日本貿易振興会等の事業を拡充することとしている。

また、対外経済協力については、海外経済協力基金において新たにノンプロジェクト援助を実施すること等により、基金の貸付規模を大幅に拡大することとしている。

なお、ケネディラウンド交渉の結果に基づく対外食糧等特別援助費を新たに計上している。

10 海運対策費 一五、六七九百万円

外航内航海運については、海運企業の基盤強化、外航船腹の拡充、三国間輸送の助成、内航船質改善の促進等を図ることとしている。

11 中小企業対策費 三八、二三四百万円

中小企業振興事業団については、繊維工業の構造改善融資を中心として資金量の拡充を図るほか、小規模事業対策、中小企業指導事業等の諸施策を充実することとしている。

12 農業保険費 三五、二五八百万円

四十三年度においては、果樹保険事業の試験実施に伴い、農業共済団体等の事務費の補助及び果樹保険の保険契約者に対する交付金の交付を行なうこととしている。

13 農林水産業構造改善対策費 三〇、七三三百万円

四十三年度の構造改善事業においては、農業について六百地域、林業について百三十地域の

昭和四十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号(一) 議案に関する報告書

新規着手を予定している。

- 14 食糧管理特別会計へ繰入 二四六、四〇〇百万円
- 15 産業投資特別会計へ繰入 五九、六〇〇百万円
- 16 その他の事項経費

- (1) 沖縄援助其他諸費 一一、六六七百万円

前年度に引き続き沖縄に対する援助を大幅に増強するほか、財政投融资資金計画において、新たに琉球政府に対し資金運用部資金の融資二十億円を予定している。

- (2) 青少年対策費 五、五六四百万円
- (3) 農業構造政策推進費 一、一五二百万円
- (4) 農林漁業金融対策費 一八、七〇八百万円
- (5) 林業振興費 二、四九九百万円
- (6) 水産業振興費 二、九七一百万円
- (7) 日本国有鉄道財政再建助成費 五、四〇〇百万円

新たに、国鉄財政の再建に資するため、第三次長期計画の工事資金に係る支払利息の一部を補助することとし、所要額を計上している。

- 17 予備費 一一〇、〇〇〇百万円

四十三年度においては、公務員給与の改定等に備えて増額計上している。

二 本予算の可決理由

本予算は、わが国経済の体質を強化して長期にわたる経済発展の基盤を整備するとともに、国民生活の安定向上を図るものであり、妥当なものと認め可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党の加藤清二君外十三名提出の「昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えすることを求めるの動議」並びに民主社会党の小平忠君外二名提出及び公明党の広沢直樹君外二名提出の「昭和四十三年

度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。右報告する。

昭和四十三年三月十七日

予算委員長 井出一太郎

衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十三年度特別会計予算に関する報告書

一 本予算の要旨

本予算は、一般会計予算に準じて、資金の重点的配分と経費の効率的使用に努め、事業の円滑な遂行を期することを基本として編成されたものである。

なお、経済援助資金特別会計及び余剰農産物資金融通特別会計が廃止されるので、特別会計の数は四十三となる。

次に、主な特別会計予算の概略は、次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 資金運用部特別会計

- 歳入 五四八、七二五百万円
- 歳出 五四八、七二五百万円

資金の調達及び運用計画は、次のとおりである。
資金調達

- 郵便貯金 八、〇〇〇億円
- 厚生年金 五、一一七億円
- 国民年金 九二四億円
- その他 三、八七七億円

計 一七、九一八億円

資金運用

特別会計 二六八億円

政府関係機関 一一、一八三億円

その他 六、四六七億円

計 一七、九一八億円

なお、このほか、資金運用部資金による国債の引受け五百億円を予定している。

2 産業投資特別会計

歳入 九四、二八三百万円

歳出 九四、二八三百万円

出資金六百八十九億円、貸付金二十三億円、合計七百十二億円の産業投資支出に充てるため、一般会計から五百九十六億円を受け入れることとしている。

なお、経済援助資金特別会計及び余剰農産物資金融通特別会計の両会計は廃止し、この会計へ吸収することとしている。

3 賠償等特殊債務処理特別会計

歳入 一九、五〇〇百万円

歳出 一九、五〇〇百万円

4 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入 一、二〇九、一一四百万円

歳出 一、二〇九、一一四百万円

一般会計からの繰入のほかに、新たに、資金運用部資金から二百五十億円を借り入れる等により地方交付税交付金一兆一千百十三億円、特別事業債償還交付金九十億円を各地方公共団体に交付することとしている。

5 石炭対策特別会計

歳入 五九、六八三百万円

歳出 五九、六八三百万円

石炭鉱業合理化事業団の炭鉱近代化設備に対する融資比率を十分の四から十分の五に引き上げ、また鉱害基金に鉱害復旧事業団を統合して鉱害事業団とすることとしている。

6 国立学校特別会計

歳入 二五〇、四三九百万円

歳出 二五〇、四三九百万円

大学入学生員については、新たに九州芸術工科大学の創設、三大学の文理学部の改組、二十五学科の新設拡充改組等により二千七百一人の増加を予定している。

7 厚生保険特別会計

歳入 五五二、一五九百万円

歳出 五五二、一五九百万円

健康勘定 八〇、六一五百万円

日雇健康勘定 八〇、六一五百万円

年金勘定 六〇九、七三四百万円

業務勘定 一七、二八六百万円

8 船員保険特別会計

歳入 三五、九九三百万円

歳出 二四、〇〇〇百万円

9 国立病院特別会計

歳入 四四、九三〇百万円

歳出 四四、九三〇百万円

昭和四十三年三月十八日 衆議院會議第百十三号(一) 議案に関する報告書

新たに、国立療養所(国立らい療養所を除く。)の経理を、この会計で行なうこととし、病院勘定と療養所勘定の二勘定を設けることとしている。

10 国民年金特別会計

| | 歳入 | 歳出 |
|--------|------------|-----------|
| 国民年金勘定 | 一〇四、七四八百万円 | 九、〇〇九百万円 |
| 福祉年金勘定 | 六〇、九一九百万円 | 六〇、九一九百万円 |
| 業務勘定 | 六六、二九三百万円 | 六六、二九三百万円 |

市町村交付金の被保険者一人当たり単価を四十二年当初予算の二百四十円から二百七十四円に引き上げることとしている。

11 食糧管理特別会計

| | 歳入 | 歳出 |
|----------|--------------|--------------|
| 国内米管理勘定 | 二、〇五五、四四五百万円 | 二、〇五五、四四五百万円 |
| 国内麦管理勘定 | 七六、三九七百万円 | 七六、三九七百万円 |
| 輸入食糧管理勘定 | 二一〇、二六三百万円 | 二一〇、二六三百万円 |
| 農産物等安定勘定 | 五、一五〇百万円 | 五、一五〇百万円 |
| 輸入飼料勘定 | 八四、八四六百万円 | 八四、八四六百万円 |
| 業務勘定 | 四七、三二二百万円 | 四七、三二二百万円 |
| 調整勘定 | 二、二二七、一四九百万円 | 二、二二七、一四九百万円 |

国内産米の買入数量は八百五万トン、売却数量は七百九十六万八千トンと見込み、買入価格は四十二年産米の決定価格と同水準、また消費者価格は四十二年十月一日に改定された価格によつてゐる。

12 開拓者資金融通特別会計

| | 歳入 |
|-------------|----------|
| 開拓者資金融通特別会計 | 九、〇五七百万円 |

歳出 九、〇五七百万円

貸付計画は、次のとおりである。

| | |
|--------|----------|
| 基本営農資金 | 一一三百万円 |
| 振興対策資金 | 四、〇〇〇百万円 |
| 災害対策資金 | 一〇〇百万円 |
| 計 | 四、二二三百万円 |

13 国有林野事業特別会計

| | 歳入 | 歳出 |
|----------|------------|------------|
| 国有林野事業勘定 | 一三〇、〇〇八百万円 | 一三〇、〇〇八百万円 |
| 治山勘定 | 一三、四六五百万円 | 一三、四六五百万円 |

森林開発公団の水源地造成事業については、従来一般会計から同公団に出資していたのを、直接この会計から出資することとしたほか、新たに、資金運用部資金の借入れ(十七億円)を予定している。

また、治山事業の内容は、次のとおりである。

| | |
|-------------------|-----------|
| 直轄治山事業費 | 一、八七二百万円 |
| 国有林野内臨時治山事業費 | 二、〇〇七百万円 |
| 直轄地すべり防止事業費 | 五五〇百万円 |
| 治山事業費補助 | 一六、二九九百万円 |
| 地すべり防止事業費補助 | 一、〇七七百万円 |
| 治山事業調査費 | 四四百万円 |
| 後進地域特例法適用団体等補助率差額 | 一、五六四百万円 |
| 計 | 二三、四一三百万円 |

14 特定土地改良工事特別会計

集予定額(平年度掛金)は十二億円を見込んでいる。

20 失業保険特別会計

歳入 二〇六、八一七百万円

歳出 二〇六、八一七百万円

一般失業保険の受給実人員を月平均五十八万八千人と見込むとともに、平均納付月額を二万八千二百四十一円としている。

21 道路整備特別会計

歳入 四七九、五〇五百万円

歳出 四七九、五〇五百万円

事業計画の概要は、次のとおりである。

道路 三三三、九一七百万円

街路 一〇一、四七七百万円

機械 四、六九一百万円

後進地域特例法適用団体等補助率差額 一一、〇三九百万円

日本道路公団等出資金 二二、八〇〇百万円

有料道路整備資金貸付金 一〇〇百万円

計 四七四、〇二四百万円

22 治水特別会計

治水勘定 歳入 一四七、七三三百万円

特定多目的ダム建設工事勘定 歳出 一四七、七三三百万円

治水事業計画の概要は、次のとおりである。

治水事業計画の概要は、次のとおりである。

河川事業 九五、一五三百万円

三五、九二五百万円

三五、九二五百万円

一二、七九七百万円

一二、七九七百万円

六九、四〇六百万円

六九、四〇六百万円

六、一六〇百万円

六、一六〇百万円

五七四、二八五百万円

五七四、二八五百万円

五七四、二八五百万円

三三九、七一一百万円

三三九、七一一百万円

二七二、六〇二百万円

二七二、六〇二百万円

四七八、四三八百万円

四七八、四三八百万円

二五九、八〇三百万円

二五九、八〇三百万円

四、八六二百万円

四、八六二百万円

四、八六二百万円

四十三年度の簡易生命保険の新契約予定額(第一回保険料払込額)は六十三億円、郵便年金の募

歳入

歳出

15 輸出保険特別会計

歳入

歳出

16 港湾整備特別会計

歳入

歳出

特定港湾施設工事勘定

17 郵政事業特別会計

歳入

歳出

局舎の増置については、普通郵便局六局、無集配特定郵便局二百十五局、簡易郵便局三百局を

予定している。

18 郵便貯金特別会計

歳入

歳出

19 簡易生命保険及郵便年金特別会計

歳入

歳出

保険勘定

年金勘定

ダム事業
砂防事業

三五、二二二百万円
三一、六七五百万円
計 一六一、〇四九百万円

23 都市開発資金融通特別会計

歳入 四、八九七百万円
歳出 四、八九七百万円

二 本予算の可決理由

本予算は、わが国経済の体質を強化して長期にわたる経済発展の基盤を整備するとともに、国民生活の安定向上を図るものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党の加藤清二君外十三名提出の「昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求むることを求めるの動議」並びに民主社会党の小平忠君外二名提出及び公明党の広沢直樹君外二名提出の「昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求むるの動議」は、いずれも否決された。右報告する。

昭和四十三年三月十七日

予算委員長 井出一太郎

衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十三年度政府関係機関予算に関する報告書

一 本予算の要旨

本予算は、日本専売公社等三公社及び国民金融公庫等十一政府関係金融機関に関するもので、一般会計に準じ、経費及び資金の効率的、重点的配分につとめ、事業の円滑な遂行を期することを基本として編成されたものである。

各政府関係機関予算の概略は、次のとおりである。(単位未満四捨五入)

一 日本専売公社
収入 七二二、四六五百万円
支出 五一八、六三三百万円

四十三年度の専売納付金は二千三百四億円、であつて、四十二年度に比べ、七百四億円の増加となつている。

なお、専売納付金の増加を図るため、四十三年五月一日からたばこ小売定価について製造たばこ十本当たり五円ないし十五円の引上げ(一部下級銘柄は据置き)を行なうことを予定している。

二 日本国有鉄道

収入(百万円) 支出(百万円)
九三九、六三九 九三九、六三九
五二六、八二三 五二六、八二三
三七八、〇〇〇 三七八、〇〇〇

四十三年度は、工事費三千七百八十億円を計上し、通勤輸送の改善、幹線輸送力の増強、保安対策の推進及び国鉄経営の近代化等に重点を置くこととしている。

三 日本電信電話公社

収入(百万円) 支出(百万円)
七七二、九八三 七七二、九八三
五六五、二三四 五六五、二三四
五二二、〇〇〇 五二二、〇〇〇

四十三年度は、一般加入電話百四十七万個、農村集団自動電話二十五万個の増設等の建設工事を予定している。

なお、設備料については、四十三年五月一日から現行二万円を三万円(共同電話二万円)に改定することとし、これによる増収二百四十四億円を見込んでいる。

四 国民金融公庫

収入 三四、七九一百万円
支出 三四、九九一百万円

四十三年度は、資金運用部資金及び簡保資金借入金一千五百八十五億円、回収金等二千八百九十億円、計三千七百七十四億円を原資として貸付けを予定している。

五 住宅金融公庫

収入 四五、九三〇百万円
支出 四六、一四六百万円

四十三年度は、資金運用部資金及び簡保資金借入金一千五百五十四億円、住宅金融公庫宅地債

券二十五億円、回収金等三百五十億円、計一千九百二十九億円を原資として貸付けを予定している。
 なお、四十三年度の貸付契約予定額は二千六百十億円である。

六 農林漁業金融公庫

収入 四〇、四三三百万円

支出 四一、五三七百万円

四十三年度は、資金運用部資金及び簡保資金借入金一千三百三十億円、回収金等三百五十八億円、計一千六百八十八億円を原資として貸付けを予定している。

なお、四十三年度の貸付計画額は一千八百億円である。

七 中小企業金融公庫

収入 四三、九九一百万円

支出 四二、七五五百万円

四十三年度は、産業投資特別会計出資金三億円、資金運用部資金及び簡保資金借入金一千三百二十二億円、中小企業債券三百九十九億円、回収金等二千七百七十八億円を原資として貸付けを予定している。

八 北海道東北開発公庫

収入 一一、四二六百万円

支出 一〇、二二三百万円

四十三年度は、産業投資特別会計出資金五億円、簡保資金借入金二十億円、北海道東北開発債券二百五十四億円、回収金等百三十一億円、計四百四十億円を原資として出資五億円及び貸付け四百五十五億円を予定している。

九 公営企業金融公庫

収入 二二、九〇一百万円

支出 二二、一六二百万円

四十三年度は、産業投資特別会計出資金二億円、公営企業債券六百八十六億円、回収金等百三十二億円、計八百二十億円を原資として、貸付けを予定している。

十 中小企業信用保険公庫

収入 一一、一七二百万円

支出 一九、一一四百万円

四十三年度は、一般会計出資金七十億円、回収金三百億円、計三百七十億円を原資として貸付けを予定している。

なお、四十三年度における保険事業の包括保証保険の保険引受額は一兆二千五百億円を予定している。

十一 医療金融公庫

収入 六、四二六百万円

支出 六、四五一百万円

四十三年度は、資金運用部資金借入金二百五十億円、回収金等三十五億円、計二百八十五億円を原資として貸付けを予定している。

なお、四十三年度の貸付契約予定額は二百八十五億円である。

十二 環境衛生金融公庫

収入 四、二六三百万円

支出 四、一五一百万円

四十三年度は、資金運用部資金借入金三百八億円、回収金等四十二億円、計三百五十億円を原資として貸付けを予定している。

十三 日本開発銀行

収入 九四、八六七百万円

支出 六七、一九七百万円

四十三年度は、資金運用部資金借入金一千八百三十億円、回収金等六百八十億円、計二千五百十億円を原資として貸付けを予定している。

特に、資金の運用に当たっては、海運、地方開発、国産技術の振興及び大都市、流通対策の貸付けに重点をおくこととしている。

十四 日本輸出入銀行

収入 四六、一六五百万円

支出 四六、〇五八百万円

四十三年度は、産業投資特別会計出資金四百八十億円、資金運用部資金借入金二千五百五十億円、回収金等七百二十億円、計三千三百五十億円を原資として貸付けを予定している。

昭和四十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号(一) 議案に関する報告書

二七六

二 本予算の可決理由

本予算は、わが国経済の体質を強化して長期にわたる経済発展の基盤を整備するとともに、国民生活の安定向上を図るものであり、妥当なものと認め可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党の加藤清二君外十三名提出の「昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」並びに民主社会党の小平忠君外二名提出及び公明党の広沢直樹君外二名提出の「昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

昭和四十三年三月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿
予算委員長 井出一太郎

衆議院議長 石井光次郎殿

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
日本開発銀行の借入れ及び債券発行の限度額は、現在、自己資本の四倍となつてゐるが、同行の業務の円滑な運営に資するため、これを五倍に引き上げようとするものである。

二 議案の可決理由

日本開発銀行の貸付け等の残高は、自己資本の額と借入金等の限度額との合計額をこえてはならないことと定められているが、四十三年度における貸付計画等からすると、同行の貸付け等の残高は、四十三年度中にこの限度額をこえることとなる。

従つて、この際、同行の借入金等の限度額を引き上げ、これにより、貸付け等の業務量の限度を拡大し、もつて同行の業務の円滑な運営を図ることは、時宜に適した措置であることを認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十三年三月十二日

衆議院議長 石井光次郎殿
大蔵委員長 田村 元

衆議院議長 石井光次郎殿

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
1 アジア開発銀行に対し、政府は、同銀行の特別基金にあてるため、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨で拠出することができることとしてゐる。

2 拠出については、本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で行なうことができることとし、この国債の発行、償還等に関する事項は、同銀行に対する通常の出資にあてるため発行することができ、国債の場合と同様とする。

二 議案の可決理由

東南アジア農業開発会議において、農業開発基金の設置が決定し、わが国も条件付で一億ドルを限度として拠出することを承諾し、四十三年度は差当たり二千万ドル(七十二億円)を国債をもつて拠出しようとするものであるが、わが国が東南アジアの経済開発に協力することは必要かつ適切であることを認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度における特別基金への拠出金額は七十二億円と予定し、四十三年度予算の予算総則で拠出限度額を七十二億円と定め、全額を国債で行なうことを予定している。

昭和四十三年三月十二日

衆議院議長 石井光次郎殿
大蔵委員長 田村 元

衆議院議長 石井光次郎殿

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案の改正点は、次のとおりである。
1 旭川刑務所(旭川市)の施設は、老朽の度がはなはだしく、かつ狭く、その拡張は困難な状況にあり、しかも同刑務所が現在地にあることは、旭川市の都市計画にも支障をきたすこととなつてきたので、同刑務所の位置を北海道上川郡東鷹栖村に改めること。

2 出入国者数の増加に伴い、出入国管理業務を一そう適切に行なうため、入国管理事務所の出張所を次のように新設すること。

(1) 名古屋入国管理事務所名古屋空港出張所

(2) 大阪入国管理事務所堺港出張所

(3) 高松入国管理事務所高知港出張所

(4) 広島入国管理事務所福山港出張所

(5) 広島入国管理事務所境港出張所

3 市及び町の廃置分合に伴い、別表五について所要の整理を行なうこと。

なお、施行期日は「昭和四十三年四月一日」としている。ただし、前記1については「公布の日から一年以内」に政令で定める日」から、同3については「公布の日」から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、法務行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十三年度一般会計予算に約七百六十六万円が計上されている。右報告する。

昭和四十三年三月十四日

衆議院議長 石井光次郎殿

内閣委員長代理 理事 松澤 雄蔵

衆議院議長 石井光次郎殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、高等裁判所における訴訟事件及び地方裁判所における借地非訟事件の適正迅速な処理並びに高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における事件の円滑な処理を図る等のため、裁判所職員の数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 高等裁判所及び地方裁判所判事十二人を増員する。

2 裁判官以外の裁判所職員のうち、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び庁舎の管理要員等計十三人を増員する。

3 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

昭和四十三年三月十八日 衆議院会議録第十三号(二) 議案に関する報告書

二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事及び裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度裁判所関係予算に一千五百七十八万五千円を計上している。右報告する。

昭和四十三年三月十四日

法務委員長 永田 亮一

衆議院議長 石井光次郎殿

森林法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十五回国会開法第一三三三号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における林業をめぐる諸情勢に対処して、森林資源の保続培養と森林生産力の増進に関する長期的な見通しに即応し、森林計画の達成と森林施業の合理化、計画化を図るため全国森林計画及び地域森林計画の期間をあらためるとともに、森林所有者が作成する森林施業計画についての認定の制度をもうけようとするものである。

改正の要旨は次のとおりである。

(一) 森林計画について全国は十五年、地域は十年を一期に改めること。

(二) 森林所有者は森林施業計画について都道府県知事の認定を求めること。

(三) 認定を受けた森林施業計画は遵守するべきこと。

(四) 農林大臣および都道府県知事は森林施業計画の作成、達成のための助言、指導その他の援助を行なうこと。

なお、「租税特別措置法の一部改正する法律」(昭和四十二年法律第二十四号)の成立によつて、認定された森林施業計画の実施については、森林計画特別控除制度の創設、計画造林準備金の設定及び計画伐採に係る相続税の延納の特例等優遇措置がはかられることとなつてゐる。

二、議案の可決理由

最近における林業の動向にかんがみ、森林資源を保続培養し、森林生産力を増進するための諸施

策の効果的な実施をはかるため、全国森林計画及び地域森林計画の期間をあらためるとともに、森林所有者の作成する森林実施計画についての認定の制度をもうける等のことは適切なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
右報告する。

昭和四十三年三月十四日

農林水産委員長 足立 篤郎

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

森林法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は速やかに林業基本法関連施策の整備をはかるとともに、本法施行にあたり、とくに左記事項について適切な措置を講ずべきである。

記

一 森林所有者の経営意欲を高揚して森林生産力の増強をはかるため、造林、林道等生産基盤の整備をさらに強化し、あわせて森林実施計画認定制度の実施を積極的に推進し、林業の発展に資するよう努めること。

さらに森林実施計画認定制度の円滑な運用にあたり、特に、森林実施計画の認定をうけた小規模森林所有者に対する財政金融措置、たとえば伐採調整費金制度等の活用について早急に検討し、その適用が受けられるよう必要な措置を講ずるとともに、森林組合の活用等所要の措置を講ずること。

二 最近の災害の実態等にかんがみ、森林の資源開発と国土保全機能の調整をはかり治山事業の一その充実を期すること。

三 最近における林産物需給の動向にかんがみ、木材の自給率をたかめ、安易に外材に依存することのないよう適切な措置を講ずること。

四 最近における農山村労働力流出の傾向に対処して林業労働力を確保するため、林業労働者に対する社会保障制度の充実、雇用安定策の確立等について所要の法制的、財政的措置を早急に検討し必要な施策を講ずること。

五 今後の林業政策推進上、重要な役割を担うべき森林組合の育成強化について必要な措置を講ずるとともに単独法の制定について検討を加えること。
右決議する。

日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会の円滑な準備及び運営を行なうため、国際博覧会に関する条約(以下「条約」という。)に基づく政府代表を設置することとし、その任務等所要の事項を定めることを目的とするもので、その内容は次のとおりである。

1 この法律は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会に関し、条約に基づく政府代表の設置及びその任務等を定めるものである。

2 外務省に、特別職の国家公務員である日本万国博覧会政府代表(以下「代表」という。)一人を置く。

3 代表は、日本万国博覧会に関し、条約の規定により、日本政府を代表し、その約束の履行を保障することを任務とする。

4 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行ない、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

5 この法律は、公布の日から施行し、博覧会終了の日から起算して一年を経過した日に失効するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会の円滑な運営を行なうため、政府代表を設置するもので、必要かつ適切な措置であると認め、原案のとおりこれを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和四十三年度一般会計予算外務省所管職員俸給等の目中に三百四十一万八千円計上されている。

昭和四十三年三月十五日

衆議院議長 石井光次郎殿

外務委員長 秋田 大助

明治二十五年三月三十一日
第三号 郵便物認可

定価 一部 二十五円
ただし長賞紙は三十円(配達料共)
発行所 東京都港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(大代)